

平成13年版

男 女 共 同 参 画 白 書

内 閣 府 編

第1-2-12図	雇用形態別雇用者（役員を除く）の構成比の推移……………	24
第1-2-13表	性・就業形態別労働者割合，産業・事業所の形態別女性パート タイマー割合……………	24
第1-2-14表	非正社員の就業形態，非正社員の現在の就業形態に就いた理由 別女性労働者割合……………	25
第1-2-15表	職場での満足度の項目，満足度別女性労働者割合……………	27
第1-2-16表	性，就業形態，生活と仕事の重視別労働者割合……………	27
第1-2-17図	給与階級別給与所得者の構成比……………	28
第1-2-18表	就業形態，今後の希望別女性労働者割合……………	29
第1-2-19表	農林水産業への就業人口に占める女性割合……………	30
第1-2-20表	農業委員会，農協，漁業への女性の参画状況の推移……………	31
第1-2-21図	女性の農業経営へのかかわり方……………	32
第1-2-22図	女性が農作業や経営管理の中で担っている仕事……………	32
第1-2-23図	男女共同参画社会を形成する上で女性農業者に対して必要な支 援，施策……………	33

第3章

第1-3-1図	出生数及び合計特殊出生率の推移……………	35
第1-3-2図	男女別生涯未婚率の推移……………	36
第1-3-3図	年齢階級別未婚率の推移……………	37
第1-3-4図	母の年齢階級別にみた出生率の推移……………	37
第1-3-5図	平均初婚年齢の推移……………	38
第1-3-6図	世帯数及び平均世帯人員の年次推移……………	38
第1-3-7図	世帯人員別にみた世帯数の構成割合の年次推移……………	39
第1-3-8図	離婚件数及び離婚率の推移……………	40
第1-3-9表	妻と夫の就業状態別世帯数の推移……………	40
第1-3-10表	末子の年齢階級別子供のいる世帯における母の就業状態……………	41
第1-3-11図	家庭のもつ役割……………	42
第1-3-12図	「男は仕事，女は家庭」という考え方について……………	43
第1-3-13図	「男は仕事，女は家庭」という考え方について（性・年齢階級 別）……………	43
第1-3-14図	妻の就業状態別夫と妻の仕事時間と家事関連時間（夫婦と子供 の世帯）一週全体……………	44
第1-3-15図	妻の夫の家事・育児に対する満足度……………	44

図表目次

第1-3-16図	女性が職業をもつことについて	45
第1-3-17図	女性が職業をもつことについて（性・年齢階級別）	46
第1-3-18図	男性の家庭へのかかわり方	47
第1-3-19図	男性の家庭へのかかわり方（炊事，洗濯，掃除などの家事）	47
第1-3-20図	男性の家庭へのかかわり方（子どもの世話，子どものしつけや教育）	48
第1-3-21図	男性の家庭へのかかわり方（親の介護）	48
第1-3-22図	家庭生活上の役割分担の実態	50
第1-3-23図	家庭生活関連サービスの利用	51
第1-3-24図	男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する希望	52
第1-3-25図	社会的活動の行動者率	54
第1-3-26図	ボランティア活動の参加経験と今後の参加希望	55
第1-3-27図	参加したいボランティア活動の分野	55
第1-3-28図	ボランティア活動をしていない理由	56
第1-3-29図	ボランティア活動についての国や地方公共団体に対する要望	57

第4章

第1-4-1図	65歳以上の高齢者人口及び高齢化率の推移	58
第1-4-2図	性・家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合の推移	59
第1-4-3図	介護を受けたい場所	60
第1-4-4図	介護に対する社会による支援についての考え方	60
第1-4-5図	高齢者が参加している社会参加活動の分野	61

第5章

第1-5-1図	女性の人権が尊重されていないと感じること	63
第1-5-2図	女性の人権が尊重されていないと感じること（事項別）	64
第1-5-3図	命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験の有無	65
第1-5-4図	配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者	65
第1-5-5図	夫から妻への犯罪の検挙状況	66
第1-5-6図	身体的な暴行被害の相談の有無	67
第1-5-7図	身体的な暴行被害を相談しなかった理由	67
第1-5-8図	婦人相談所等における相談内容の割合	68
第1-5-9図	婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援の入所の理由	69

第1-5-10図	公的機関等の関与の必要性についての認識（医師の治療が必要 とならない程度の暴行をひんぱんに受けたとき）	69
第1-5-11図	強姦，強制わいせつ認知件数の推移	71
第1-5-12図	性的行為の強要の相談の有無	71
第1-5-13図	性的行為の強要の被害を相談しなかった理由	72
第1-5-14図	強姦被害者年齢階級別認知件数	72
第1-5-15図	強制わいせつ女性被害者年齢階級別認知件数	72
第1-5-16図	売春関係事犯送致件数，要保護女子総数及び未成年者の割合	73
第1-5-17図	売買春に対する感じ方	74
第1-5-18図	都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュ アル・ハラスメントの相談件数	75
第1-5-19表	企業規模別セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組状況	75
第1-5-20図	どのような行為を受けた場合にセクシュアル・ハラスメントと 思うか	76
第1-5-21図	職場の人々又は職務を遂行する上で関わった人々から受けた行 為	77
第1-5-22図	つきまとい事案に関する相談件数	78
第1-5-23図	ストーカー行為被害者と行為者との関係	79
第1-5-24図	女性に対する暴力をなくすための対策	79
第6章		
第1-6-1図	健康や体力の維持増進のために心掛けていること	81
第1-6-2図	母子保健関係指標の推移	82
第1-6-3図	年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移	82
第1-6-4図	HIV感染者の国籍，性別年次推移	83
第1-6-5図	性別喫煙率の推移	84
第7章		
第1-7-1図	性・年齢階級別にみたテレビの視聴時間	86
第1-7-2図	メディアにおける性・暴力表現に対する考え方	87
第1-7-3図	情報通信の高度化の問題点	88
第1-7-4図	性・年齢階級別にみた情報関連機器の個人利用率	88
第1-7-5図	情報通信の高度化による利点	89
第8章		
第1-8-1図	学校種類別進学率の推移	90

図表目次

第1－8－2 図	本務教員総数に占める女性の割合	91
第1－8－3 図	大学等における専門別研究本務者	92
第1－8－4 図	大学等における専門別研究本務者に占める女性の割合	92
第1－8－5 図	教育委員会及び社会教育施設における学級・講座の受講者数	93
第1－8－6 図	大学院（夜間）の学生数の推移	94
第1－8－7 図	生涯学習に対する今後の意向	94
第1－8－8 図	生涯学習をしてみたい理由	95
第1－8－9 図	生涯学習の成果の活用状況	96

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2－5－1 表	新エンゼルプランの推進	122
第2－8－1 表	覚せい剤事犯男女別検挙状況の推移	157
第2－8－2 表	覚せい剤事犯で検挙した少年の推移	157
第2－11－1 表	婦人の地位委員会	174
第2－11－2 表	女子差別撤廃委員会	175
第2－12－1 表	男女共同参画基本計画の概要	188
第2－12－2 表	男女共同参画推進本部会議の開催状況	191
第2－12－3 表	平成12年度男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞者名簿	199

しかしこの間、雇用者化が急速に進み、大都市部に人口が移動し、職場と家庭が離れ、男は仕事、女は家庭という性別的役割分担が拡大し専業主婦が国民的に広がった。終身雇用・年功を基本とするいわゆる「日本型雇用」は男性従業員から失業（解雇）の不安を除き、その能力と帰属意識を高める一方、企業内訓練経験を重視する雇用慣行の下で女性たちはともすれば二流の労働力とみなされ、責任ある地位や仕事につくことが困難だった。また、子育てや介護への親族や地域からの援助は乏しく、女性たちは孤立しがちでまた能力を発揮する機会も乏しかった。

しかし20世紀末のバブル崩壊後、国際化や情報革命など画期的な環境の変化が進む中で、協調性と忍耐力に富み与えられた業務を大過なく遂行するだけの均質的な社員では新たな地平を切り開くことが難しくなっている。一方、新しい企業が新しい分野のリスクにチャレンジすることなしに日本の雇用や生活水準を維持することはできなくなっている。

女性たちが今までの均質的な日本企業に乏しかった新しい人材として活躍し、また社会においても従来の常識にとらわれることなく、個性と創造力を発揮することが、豊かで活力に満ちた日本をつくる上で不可欠となっているのである。

単に少子化、高齢化が進む中で労働力人口が減るのを補うため女性の労働力を利用せざるを得ないというだけではなく、男性と異なる個性、創造力、価値観をもつ女性が社会で活躍することによって、我が国の経済社会がより幅広い視点や新しい多様な知恵を得ることが期待されている。

女性たちが新規分野に進出し、就業形態・勤務形態の多様化を進め、新しいライフスタイルを生み出すことにより、男性たちにも仕事だけではなく、家庭生活、社会生活、趣味などとの両立が可能な人生の選択肢が広がることになる。

しかし、現実の日本社会には男女共同参画とはほど遠い現実が随所にみられる。

例えば、UNDP（国連開発計画）が人類の進歩を測るために経済成長に係る指標として平均寿命や教育水準、1人当たり国民所得などから算定しているHDI（人間開発指数）によると、日本は2000（平成12）年で174か国中9位と高位にあるが、女性が積極的に経済や政治などの意思決定に参画しているかどうかを国会議員や管理・行政職のうち女性の占める割合や賃金の男女格差から算定したGEM（ジェンダーエンパワーメント指数）は70か国中41位となっている。これは、女性の能力の開発は進んでいるにもかかわらず、その能力を発揮する機会が十分には整っていないことを示している。

日本でも、男女共同参画社会基本法の制定を始め多くの努力が行われているが、1975（昭和50）年の国際婦人年以來、各国で日本以上のスピードで女性の社会進出が進み、地位向上を図る法制度が整備された結果、日本は国際的にみて立ち遅れているという現状が反映して

いる。

男女雇用機会均等法施行後15年を経ても女子学生の就職は厳しく、非正規社員として働く女性が増加しており、民間企業で働く女性の約3分の2が年収300万円以下であり、管理職・行政職への進出は緩やかである。町村議会のうち約56%が女性議員ゼロであり、家庭内暴力、職場のセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は個人の尊厳に関わる課題だが、根絶にはほど遠い。

こうした状況が、男性の方が優遇されていると答えた者の割合が女性で81.4%、男性で70.9%という世論調査の結果につながっているであろう。

日本ではまだ女性は社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画しているとはいえない状況だからこそ、男女共同参画社会の形成のための努力を強力に推し進めなければならないのである。

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組

1 男女共同参画社会基本法制定までの歩み

男女の人権の尊重、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会づくりの実現という2つの側面を背景として、基本法が公布・施行されたが、それ以前から、男女共同参画社会の実現に向け、国内外において、多くの人々の様々な取組の積み重ねがあった。

すなわち、戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21年に制定された日本国憲法に基づき、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記された。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国連が提唱した「国際婦人年」(昭和50年)によって新しい段階を迎える。この年、メキシコシティーで、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。我が国においても、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和52年に女性の地位向上に関する初めての総合的な計画である「国内行動計画」を策定した。

また、昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択された。我が国は、男女雇用機会均等法の制定を始めとする男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進め、この条約を昭和60年に批准した。

昭和62年には、「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」において採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」という。)は、2000年に向けて

の女性の地位向上のための指針であった。これを受けて、我が国においても、男女平等をめぐる意識変革、平等を基礎とした男女の共同参加など5つの基本目標と、固定的性別役割分担意識の是正、学校教育の充実と社会教育の推進等15の重点目標を掲げ、この目標の下に2000年に向けて長期的に推進する施策と中期的に推進する具体的施策を示した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」という。）を策定した。

平成3年には、国連経済社会理事会において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、我が国でも新国内行動計画を「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」へと改定した。この改定においては、21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるとの基本的認識の下に、総合目標を「男女共同参加」から「男女共同参画」に改称するとともに、改めて中・長期両面の女性に関する施策を示した。

また、我が国においては、平成6年に男女共同参画社会の形成のために国内本部機構の充実強化を行った。具体的には、婦人問題企画推進本部を改組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置した。

平成7年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、8年7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、同年12月には、男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」（以下「男女共同参画2000年プラン」という。）を策定した。この計画においては、従来の経緯を踏まえて計画の基本的考え方と構成を示すとともに、政策目標とそれに対する施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容、この計画を総合的かつ効果的に推進するための方策を示した。

国際婦人年以降の国内外の動き

	国連の動き	日本の動き
昭和50年（1975年）	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催
国連婦人の十年 （1976～1985）	1977年（昭和52年）	「国内行動計画」策定
	1979年（昭和54年）	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
	1980年（昭和55年）	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	1981年（昭和56年）	「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984年（昭和59年）	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議（東京）
	1985年（昭和60年）	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986年（昭和61年）		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
1987年（昭和62年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1989年（平成元年）		
1990年（平成2年）	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年（平成3年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 「育児休業法」の公布
1994年（平成6年）	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置
1995年（平成7年）	第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
1996年（平成8年）		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年（平成9年）		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
1998年（平成10年）		
1999年（平成11年）		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行
2000年（平成12年）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定 「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定
2001年（平成13年）		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置

2 男女共同参画社会基本法の制定

(1) 男女共同参画社会基本法制定の経緯

こうした男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が推進される中、男女共同参画社会の形成に関する取組を一層推進していく上での「法的な支え」、「基本的な考え方を示してくれるもの」が必要であるとの意見が各界各層から寄せられた。

このような意見を踏まえ、平成8年7月の男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」において「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律については速やかに検討を進めるべき」ことが提言され、この答申等を踏まえて男女共同参画推進本部が同年12月に決定した「男女共同参画2000年プラン」においてもその検討がうたわれた。

この後、平成9年6月には、内閣総理大臣から男女共同参画審議会に対し、基本法の検討を含め、「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」について諮問が行われた。この諮問に対し、男女共同参画審議会は、基本問題部会においてこの問題について検討を行った。検討に当たっては、中間的取りまとめである「男女共同参画社会基本法（仮称）の論点整理」を公表し、これに対する意見を募集するとともに、全国6か所で国民との意見交換会を開催した。男女共同参画審議会では、こうした意見も踏まえ、10年11月、基本法の必要性、基本理念、内容等を取りまとめた「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」を答申した。

政府は、この答申を踏まえて「男女共同参画社会基本法案」を作成し、平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されるに至った。

(2) 男女共同参画社会基本法の仕組み

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に寄与するように努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。

その上で、男女共同参画基本計画等の策定、施策の策定等に当たっての配慮、国民の理解の促進、苦情の処理等、調査研究、国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間の団体に対する支援など施策の基本となる事項について規定している。

男女共同参画社会基本法の施策の仕組み

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責 務

国

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む。）の総合的な策定・実施の責務

地方公共団体

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

国 民

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

施策の基本となる事項

- ・ 政府の男女共同参画基本計画の策定の義務
- ・ 都道府県男女共同参画計画の策定の義務
- ・ 市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・ 法制上又は財政上の措置
- ・ 年次報告等
- ・ 施策の策定等に当たっての配慮
- ・ 国民の理解の促進
- ・ 苦情の処理等
- ・ 調査研究
- ・ 国際的協調のための措置
- ・ 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

3 男女共同参画基本計画の策定

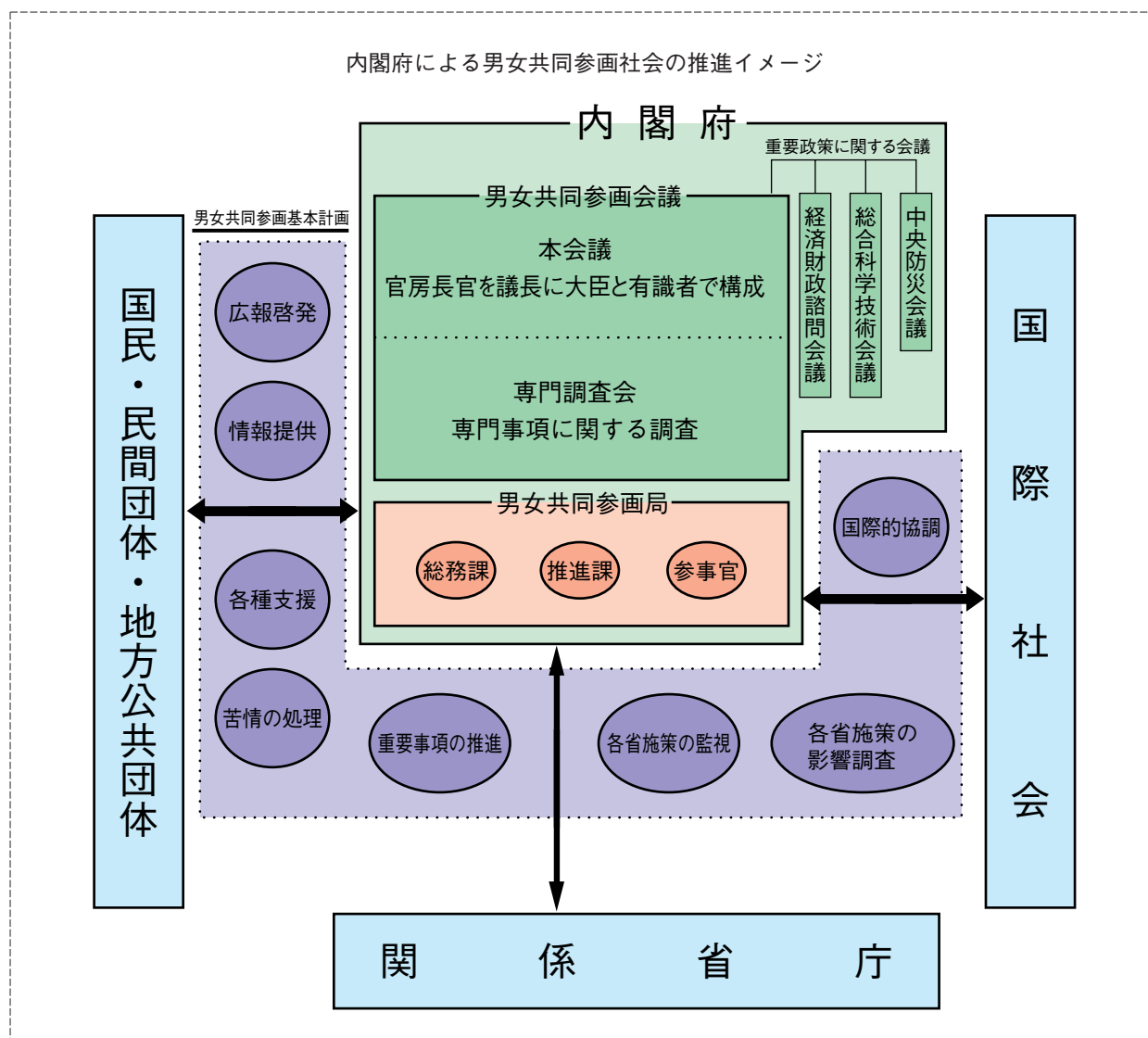
平成12年12月12日、男女共同参画社会基本法第13条を受けて、「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。この計画は、①男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画に係る初めての法定計画であること、②8年12月に男女共同参画参画推進本部が決定した国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな国内行動計画として位置付けられること、③13年1月からの中央省庁再編後の新たな体制を前提とした計画であることにおいて、大きな意義を有している。

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画2000年プラン」の内容を基礎に、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（12年7月）を受け、さらに、12年6月に開催された国連特別総会「女性2000年会議」での成果も踏まえて策定されている。策定の過程では、国民各層から幅広く意見・要望を聴き、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努めている。また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意している。

「男女共同参画基本計画」は3部構成となっており、第1部では計画の基本的考え方について記述している。第2部では、男女共同参画社会の形成に当たって、11の重点目標を掲げた上で、それぞれについて、今後10年間の施策の基本的方向と、平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的施策を記述している。また、第3部では、13年1月6日からの中央省庁等改革によって新たに設置された男女共同参画会議の機能発揮や、地方公共団体、NGOに対する支援など、施策を総合的かつ効果的に推進するための体制の整備・強化について記述している。

Ⅲ 今後の展開

1 強化された体制の下での推進



平成13年1月6日、中央省庁等改革に伴い、内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とする内閣府が新たに設置された。内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること、及び内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする機関であり、内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣の下、1官房4局7統括官から構成されている。また、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整を行うことを主な所掌事務としており、国政上の重要課題への対応を担うこととされている。

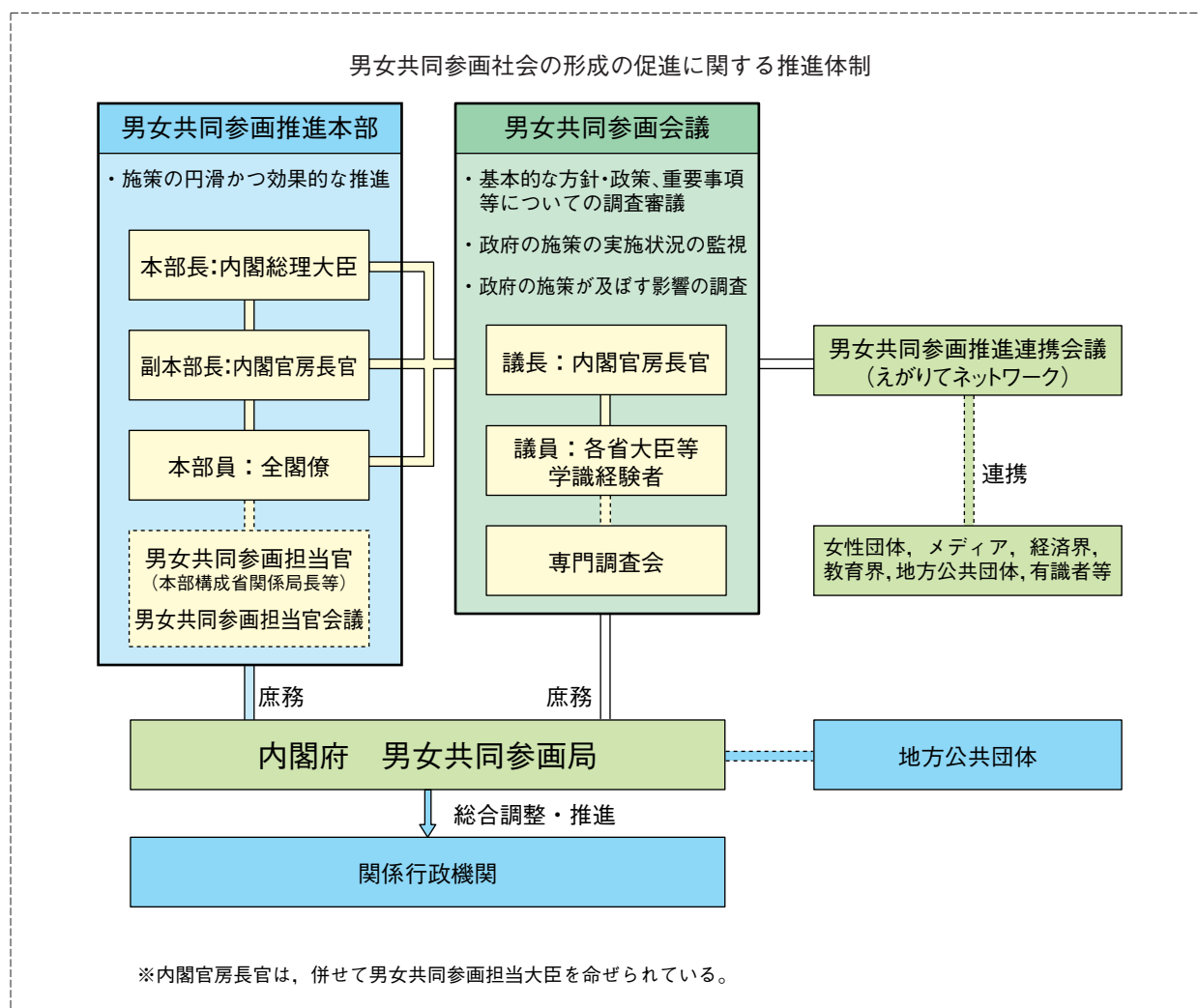
とりわけ、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会の最重要課題であることから、この施策を推進していくために、各省庁にまたがる機能を政府として取りまとめていく国内本部機構の整備・強化が必要であった。そのため、第一に、男女共同参画会議が新設された。男女共同参画会議は、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つであり、内閣官房長官を議長とし、各省大臣等と有識者24人以内から構成される。男女共同参画社会基本法を設置根拠とし、①男女共同参画基本計画に関する処理、②男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること、③①、②に関し調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べること、④政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成の促進に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べること（以下「施策の実施状況の監視及び影響調査」という。）を所掌事務としている。従来総理府に置かれていた男女共同参画審議会の機能に加え、新たに「施策の実施状況の監視及び影響調査」の機能が付与されたことになるが、この機能こそが、内閣府の所掌事務の一つとされている男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の総合調整を強力に行うための手段といえる。

また、男女共同参画会議の下に、①男女共同参画社会の実現のための基本的な問題として、その基本理念・哲学、国内本部機構の在り方、目標とすべき指標などについて調査検討を行う「基本問題専門調査会」、②仕事と子育ての両立支援策に関して今後重点的に取り組むべき点や配慮すべき点の検討を行う「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」、③夫・パートナーからの暴力や性犯罪などを念頭に置きつつ、今後の施策の在り方などについて調査検討を行う「女性に対する暴力に関する専門調査会」、④各省庁において男女共同参画基本計画等が着実に実施されているかについて調査検討を行う「苦情処理・監視専門調査会」、⑤女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討を行う「影響調査専門調査会」が設置され、現在精力的に議論が行われている。

第二に、従来の総理府男女共同参画室の機能強化を図り、内閣府に男女共同参画局が設けられた。男女共同参画局は、行政各部の施策の統一を図るために必要となる男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案・総合調整、男女共同参画基本計画の推進等を所掌事務とし、男女共同参画会議の事務局としての機能も担うこととされている。また、施策を推進していくに当たり、地方公共団体、民間団体とも連携を取りつつ、国民各界・各層で様々な取組が行われるよう、社会全体としての気運の醸成にも努めていく。

さらに、中央省庁等改革に伴う体制強化の一環として、特命担当大臣として男女共同参画担当大臣が置かれ、強力かつ迅速に政策の調整を行っていくこととしている。

2 男女共同参画推進本部を軸とする各府省の連携



男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、従来から内閣に置かれている男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣，副本部長：内閣官房長官，本部員：全閣僚）については，中央省庁等改革以降も引き続き設置されている。また，本部員を補佐するとともに，関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整事務を行う男女共同参画担当官（局長級）についても，中央省庁等改革後の新たな府省に対応して指定し直され，その機能を引き続き担っている。

男女共同参画推進本部を構成する各府省では，男女共同参画推進本部担当部署が明確にされている。これらの担当部署が各府省の施策の企画・立案に積極的に関与することにより，男女共同参画社会の形成の促進に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるよう努めるとともに，政府の策定する各種の計画に男女共同参画社会の形成に

序 説

関する施策を適切に位置付け、国の行政全体を通じた男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしている。また、政府全体として施策を効果的に推進していくためには、関係行政機関相互の緊密な連携を確保することが重要であり、内閣府男女共同参画局がその中核としての役割を果たすこととしている。

3 むすび

政府としては、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指し全力を挙げて総合的かつ計画的に推進しているが、地方公共団体、民間団体、更には国民一人一人の取組が重要であり、これら各層の取組があってこそ相乗的に効果を発揮するものと考えられる。このため、新たに「男女共同参画週間」を実施すること等を始めとして、一層の広報・啓発に努め、男女共同参画社会の形成が国民的運動となるよう強力に推進していく。

第 1 部

男女共同参画社会の形成の状況

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

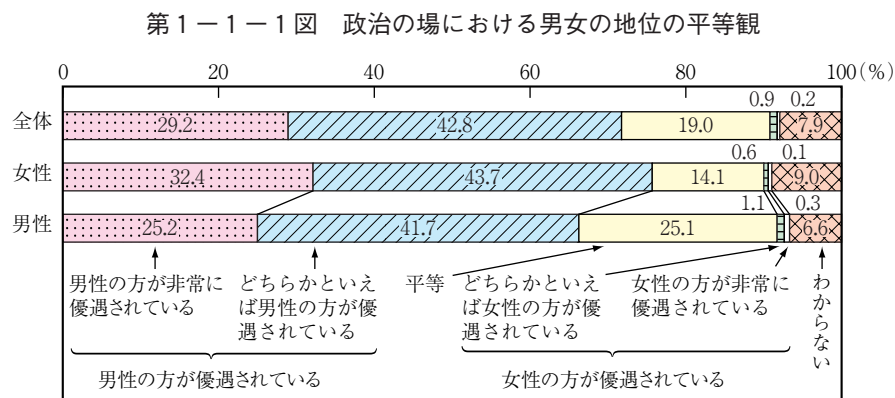
政策・方針決定過程への女性の参画は、「男女共同参画基本計画」の最初に掲げられている重要な項目である。

我が国においては、依然として政策・方針決定過程への女性の参画が遅れているが、1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、多くの分野で女性の参画の高まりがみられる。ここでは、国の各分野におけるこれまでの傾向及び現状を概観する。

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

（政治の分野は男性が優遇されているという意識が強い）

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）によると、政治の場において男女の地位が平等になっていると思うかどうかについて、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」とする者が全体の7割にも達しており、男性が優遇されているとの意識が国民の間には強いことがうかがえる。（第1-1-1図）。



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

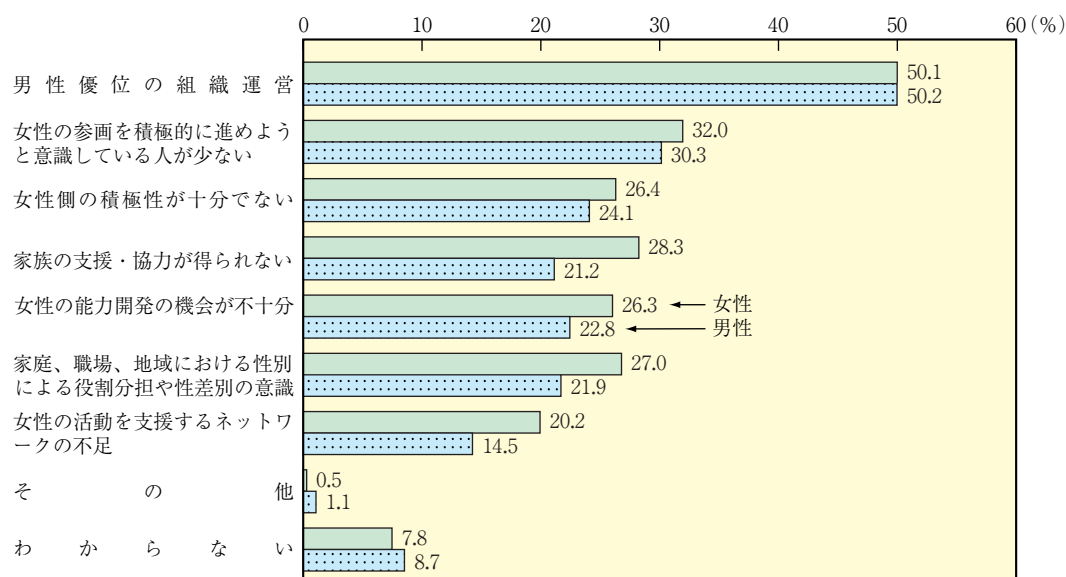
政策の企画や方針決定に女性の参画が少ない理由については、男女とも「男性優位の組織運営」を挙げる者が半数を占め、次いで「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない」となっている（第1-1-2図）。

（国会議員に占める女性の割合は増加）

国会議員に占める女性の割合について、その推移をみると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、昭和61年（第38回選挙）までは1%～2%の間を推移していたが、以後上昇

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-1-2図 政策の企画や方針決定に女性の参画が少ない理由（複数回答）

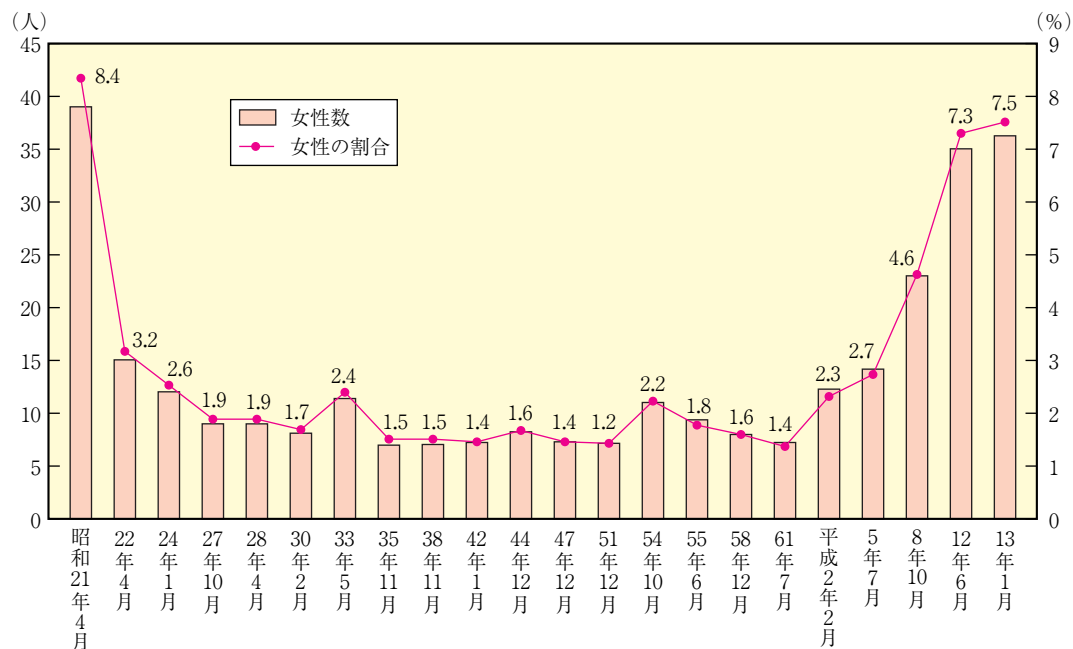


資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

に転じ、平成13年1月現在7.5%（36名）となっている（第1-1-3図）。

また、参議院においては、昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成元年選挙（第15回選挙）においてそれまでの8.7%から13.1%と大幅に増加した。それ以降も増加を続け、13年1月現在17.1%（43名）となっている（第1-1-4図）。

第1-1-3図 衆議院女性議員数及び女性の割合の推移

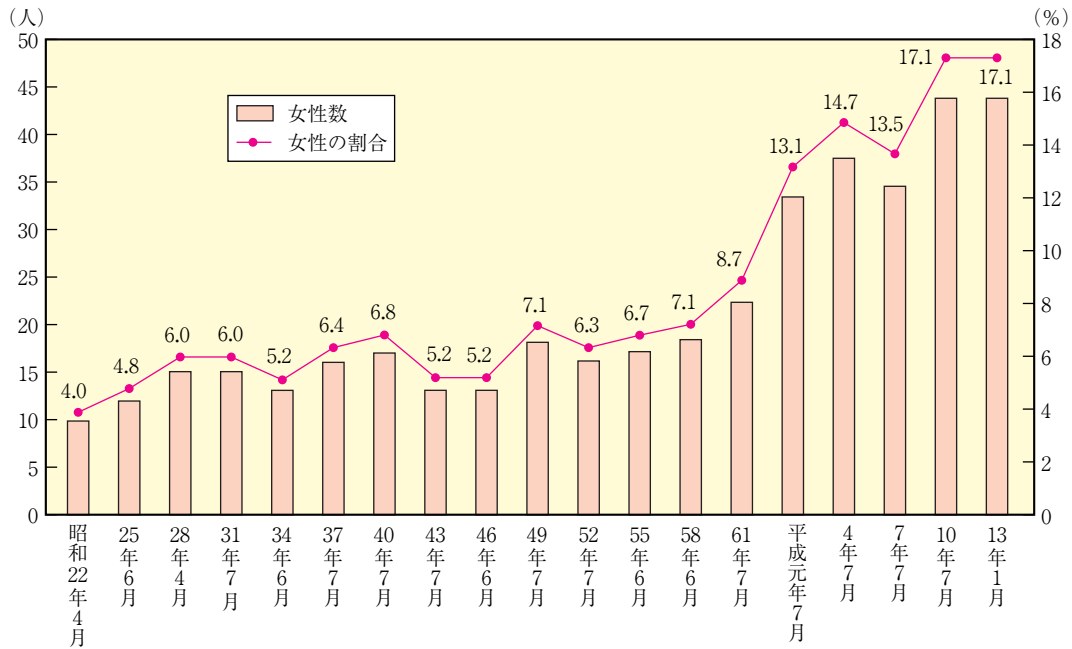


注：(1) 各選挙直後の議員数及び平成13年1月31日現在の衆議院議員数

(2) 定数に対する女性議員数の割合

資料出所：総務省、衆議院調べ

第1-1-4図 参議院女性議員数及び女性の割合の推移



注：(1) 各選挙直後の議員数及び平成13年1月31日現在の参議院議員数

(2) 定数に対する女性議員数の割合

資料出所：総務省，参議院調べ

(立候補者、当選者に占める女性割合も増加)

国政選挙における立候補者及び当選者に占める女性の割合をみると、衆議院では昭和35年（第29回選挙）以降、立候補者に占める女性の割合が当選者に占める割合を上回っており、立候補者、当選者ともに増加傾向にある。特に、平成12年6月の選挙では、立候補者の14.4%、当選者の7.3%を女性が占め、8年10月の立候補者10.2%、当選者4.6%から大きく増加している（第1-1-5図）。

また参議院では、昭和58年（第13回選挙）以降、立候補者に占める女性の割合が大きく増加しており、平成10年7月の選挙では、立候補者の23.2%、当選者の15.9%を女性が占めている（第1-1-6図）。

衆議院、参議院とも、当選者に占める女性の割合は長期的には増加しているが、それ以上に立候補者に占める割合が伸びており、女性が積極的に政治に参加していこうとする意識・意欲が高まっていることがうかがわれる。

最近の諸外国の女性の政治参画促進の例

諸外国では、政治の分野においても、女性の参画を促進するための取組がみられる。
ここでは、近年の取組の例として、フランス及び韓国における取組を紹介する。

1 フランス：パリテ法

フランスでは、2001（平成13）年3月の選挙で、女性の市町村議会議員の割合（人口3,500以上の市町村の全体）は、選挙前の21.8%から47.5%に飛躍的に増大した。これに大きく貢献したのが、この選挙で初めて適用されたパリテ法である。

パリテ法は、1998（平成10）年に下院に法案が提出され、憲法改正を経て、2000（平成12）年5月に成立した。同法では、国民議会（下院）選挙（小選挙区制）では各政党は候補者の男女比の差を2%以内に、元老院（上院）議員選挙（比例代表で選出される県について）及び欧州議会選挙（比例代表制）では候補者名簿の順番を男女交互にしなければならない。なお、国民議会（下院）選挙では、男女候補者数の差が2%を超える場合には、政党助成金の削減という財政的制裁を受ける。また、人口3500人以上の市町村議会選挙では男女の候補者数を6人ずつ交互に記載した名簿を作成しなければならない。

2 韓国：割当制の導入

2000（平成12）年4月に実施された第16代総選挙は、同年2月に政党法が改正されてから初めて行われた選挙であった。改正により、政党法第31条第4項において、「政党は比例代表全国区国会議員選挙候補者と比例代表選挙区市・道議会議員候補者の中で100分の30以上、女性候補を推薦しなければならない」という割当制が明記された。

第16代総選挙の結果、女性議員は16名（5.9%）誕生した。これは、歴代最高数であり、第15代総選挙の女性当選者9名（3.0%）から大幅に増加した。これは、割当制の導入により、各政党が女性をより多く候補者として推薦したことによるものである。

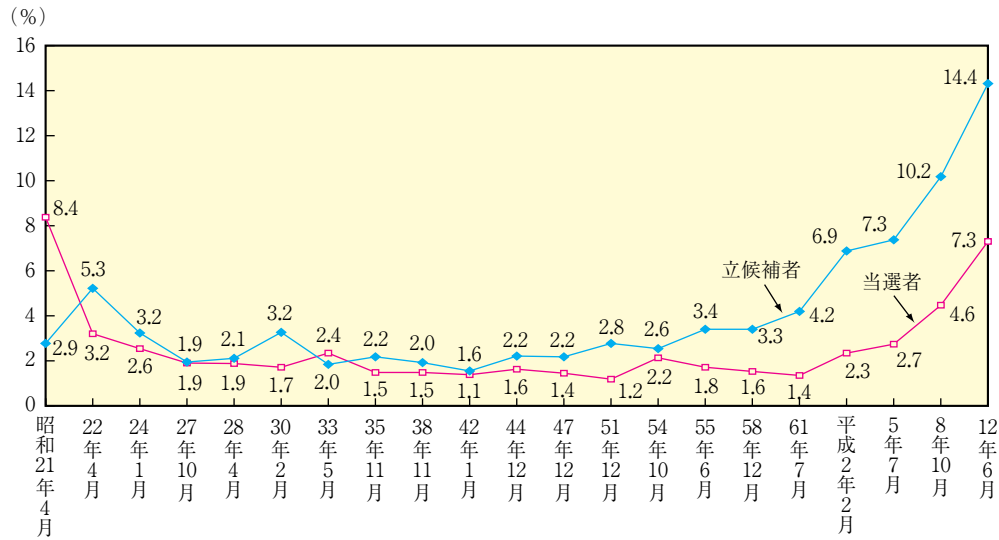
なお、割当制には罰則規定がなく、割当制の適用される全国区の立候補者に占める女性比率も25.7%と、法律が規定する30%を超えなかった。

第15代・第16代総選挙における立候補者数及び当選者数

		立 候 補 者 数			当 選 者 数		
		全 体 (人)	女 性 (人)	比 率 (%)	全 体 (人)	女 性 (人)	比 率 (%)
第 15 代 総 選 挙	全 体	1,550	41	2.6	299	9	3.0
	地 域 区	1,389	20	1.4	253	2	0.8
	全 国 区	161	21	13.0	46	7	15.2
第 16 代 総 選 挙	全 体	1,178	69	5.9	273	16	5.9
	地 域 区	1,038	33	3.2	227	5	2.2
	全 国 区	140	36	25.7	46	11	23.9

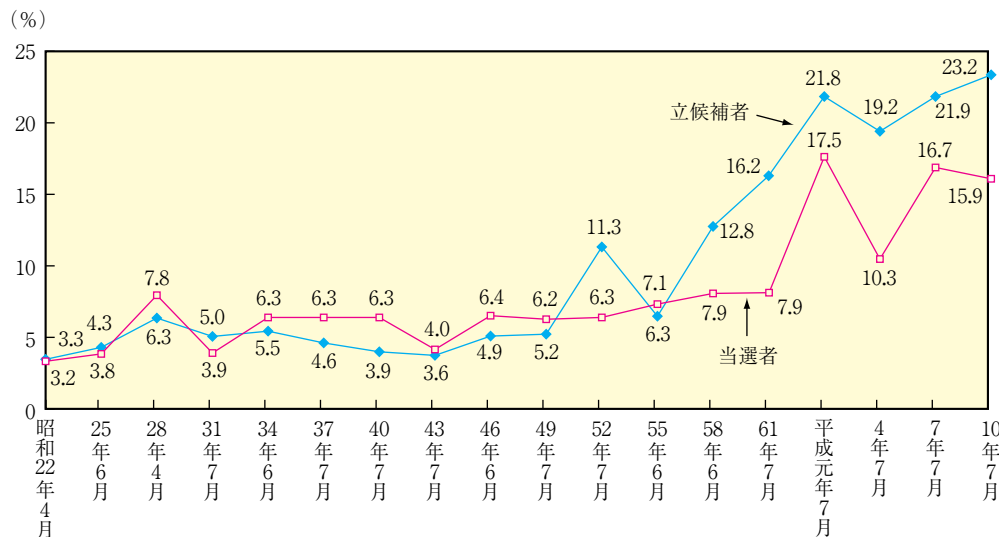
出典：韓国中央選挙管理委員会『国会議員選挙総覧』

第1-1-5図 衆議院立候補者、当選者に占める女性の割合の推移



資料出所：総務省調べ

第1-1-6図 参議院立候補者、当選者に占める女性の割合の推移



資料出所：総務省調べ

(国家公務員採用者に占める女性の割合は増加)

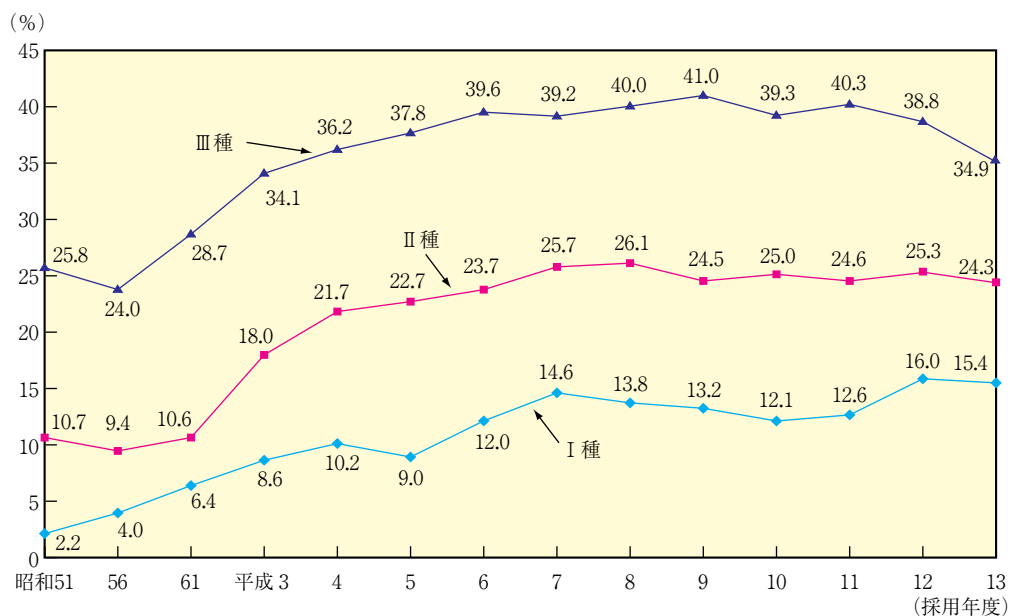
国家公務員採用Ⅰ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験の採用者に占める女性の割合は、長期的に見ると、Ⅲ種、Ⅱ種、Ⅰ種の順で女性の割合が高く、いずれも増加傾向にある。昭和51年度と最新の値（平成13年度採用予定者）を比べると、Ⅰ種は2.2%から15.4%、Ⅱ種は10.7%から24.3%、Ⅲ種は25.8%から34.9%と伸びている（第1-1-7図）。

(長期的には増加している国家公務員在職者に占める女性の割合)

次に、行政職(一)俸給表適用者に占める女性の割合は、昭和60年度からみると増加傾向にあり、平成11年度の在職者について、職務の級別に女性の割合をみると、定型的な業務を行う職務である1級に占める女性の割合は34.2%と3分の1を超えているものの、職務の級が上

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-1-7図 国家公務員試験採用者に占める女性の割合の推移



注：(1) II種，III種試験は前年度に実施された試験に基づく採用者に占める女性の割合（ただし，平成13年度については，13年1月31日現在の採用予定（内定）者数に占める女性の割合）

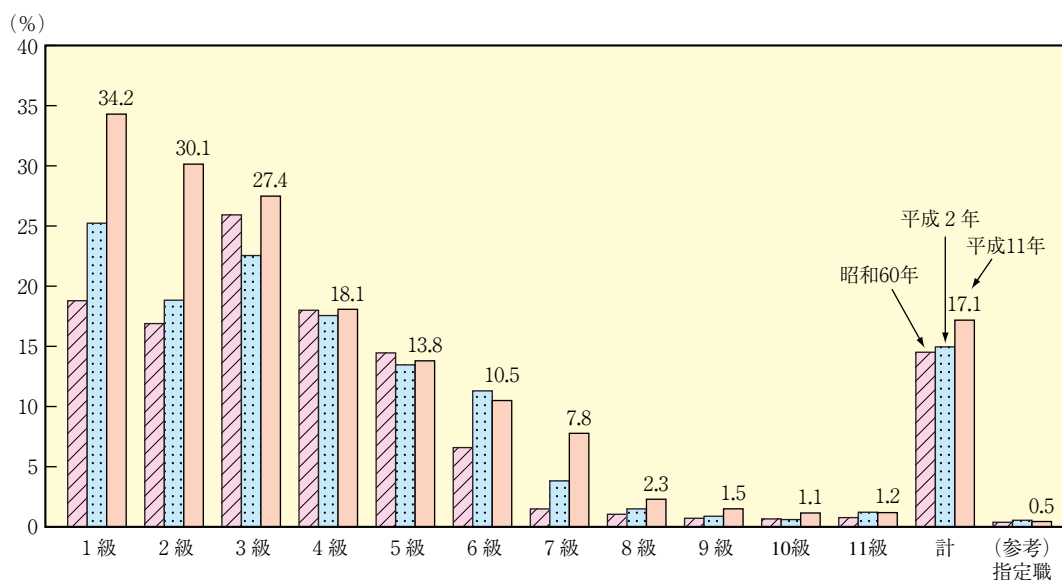
(2) I種試験は当該年度の採用者数（旧年度合格者を含む）に占める女性の割合

(3) 昭和56年度までは，I種は上級（甲），II種は中級，III種は初級試験の数値

(4) 平成13年度のI種は，13年3月5日現在の採用予定（内定）者数に占める女性の割合

資料出所：人事院調べ

第1-1-8図 職務の級別女性国家公務員の割合（行政職（一））



資料出所：人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」により作成

がるにつれて女性の割合は減少し、本省係長級である4級から6級にかけては10%台、本省準課長・課長相当級である9級から11級になると、約1%まで低くなるなど、職務の級により、女性の割合にはかなりの違いがあることがわかる。(第1-1-8図)。

今後は、各府省において女性の採用・登用の拡大に向けた施策を計画的かつ着実に推進するために、人事院が策定する指針に基づく取組等を進める必要がある。

国家公務員へ女性を登用するための諸外国の取組例

国家公務員へ女性を登用するための諸外国の取組については、公務員法制や男女共同参画に係る法制度に違いがあるため、一概に比較はできない。しかし、諸外国には、公務部門への女性の登用は中長期的かつ計画的に取り組むべき課題であるという認識があり、その具体的取組は我が国においても参考となるところがある。このような観点から、国家公務員への女性の登用に計画的に取り組んでいる国の例を紹介する。

1 ドイツ

1994(平成6)年に制定された第2次男女同権法の第1章(女性促進法)は、連邦の行政機関及び裁判所の職員を対象として、メリットシステムの優先を尊重した上で、各役所ごとに「女性促進計画」を立てさせ、また女性促進法の執行を促進し監視する「女性担当官」という機関を設けている。

【計画の主な内容】

- 個々の領域における女性被用者の現状の説明と分析、人事データの統計的評価。
- 新規採用、昇進、資格取得条件及び職業的向上機会の改善、家族と職業の調査、一方的な労働負担の廃止、職場におけるセクハラの防止に関する具体的な促進措置。

2 アメリカ合衆国

1964年公民権法第717条は、連邦政府による雇用につき、人種、皮膚の色、宗教、性別及び出身国による差別を禁止するとともに、各省庁(職員500人以上)に対して、マイノリティや女性等の雇用平等を促進するための積極的雇用計画を策定し、実施するように求めている。雇用機会均等委員会は各省庁の計画に対して指導監督を行い、全省庁についての報告書を作成して議会に提出する。

【計画の主な内容】

- 女性やマイノリティ等の活用についての統計的な現状分析。
- 現状分析に基づいて、問題領域を発見し、それを改善するための具体的な行動計画の作成。

3 イギリス

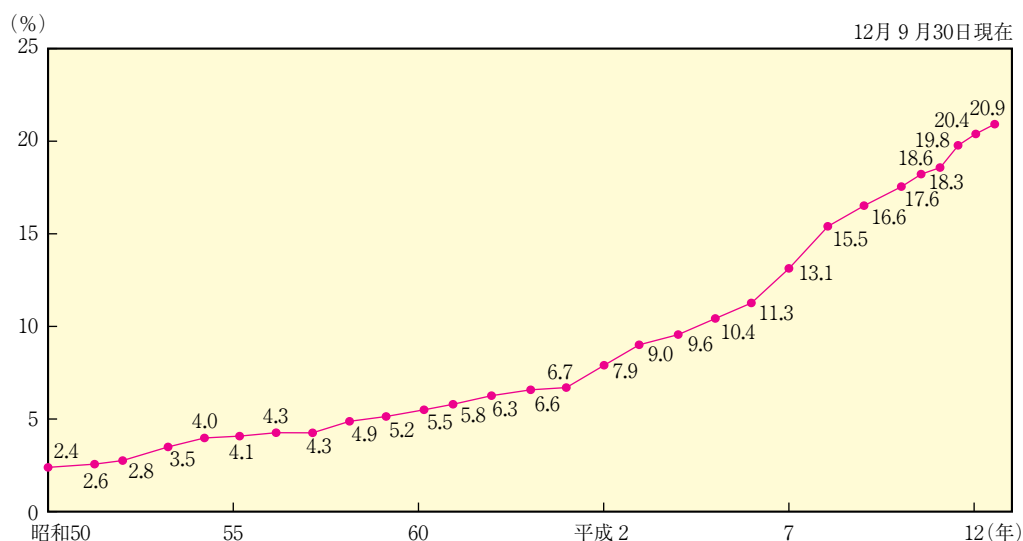
内閣府開発・機会均等課が、各省庁に対する指針で、計画の実施全般を担当する責任者を特定するよう示唆している。同課により、1997(平成9)年、性別、人種、障害による不利をもつ職員に機会均等を保障するため、各省庁向けの一般的な指針として「公務員の機会均等を達成するための行動計画」が策定された。これによって、各省庁が採用、研修、昇進等の各労働過程についてサンプル調査を実施し、適切な措置を講じることとされている。

（着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合）

国の審議会等における女性委員の登用の促進について、政府は、平成8年5月の男女共同参画推進本部決定による「平成12年（西暦2000年）度末までのできるだけ早い時期に20%を達成する」という当面の目標に向けて取組を進めてきたが、期限より1年早く目標を達成した実績を踏まえ、12年8月、男女共同参画推進本部は、国の審議会等における女性委員登用の当面の目標値として、「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」と決定したところである。

平成12年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の割合は20.9%となっている（第1-1-9図）。

第1-1-9図 国の審議会等における女性委員の割合の推移



資料出所：内閣府調べ

また、職務指定（審議会等の委員の任命について、法令等により関係行政機関の長等一定の職務にある者を充てることが定められているもの）の委員は5.2%，団体推薦（審議会等の委員の任命について、法令等により関係団体からの推薦を受けた者を充てることとなっているもの）の委員は12.0%，その他の委員は24.9%となっている。

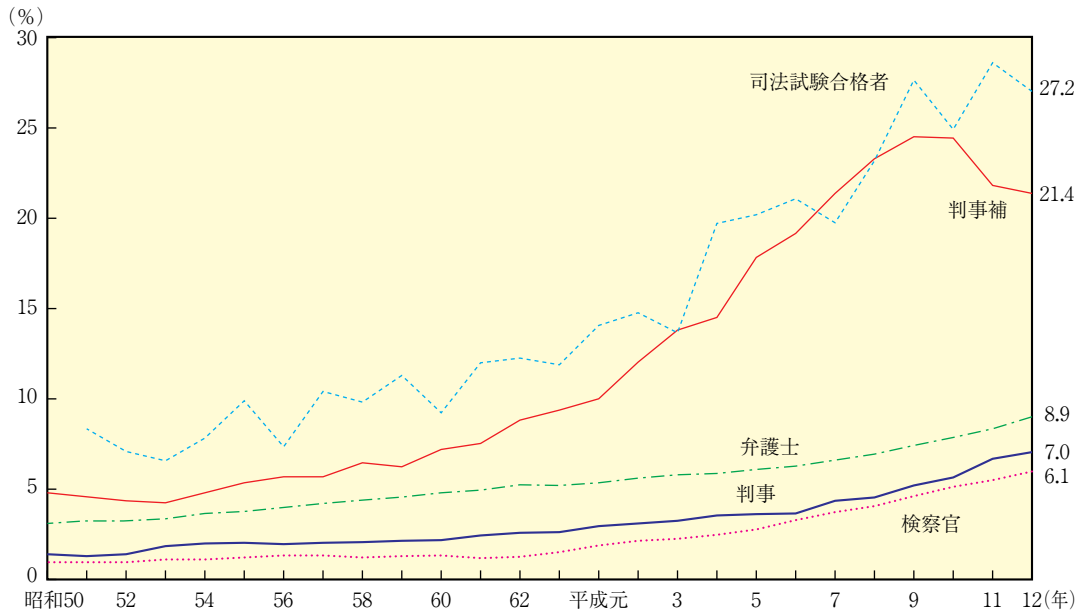
（増加する司法分野における女性割合）

判事、判事補、検察官、弁護士に占める女性の割合は、総じて増加している。なお、判事補については、総数の増加の一方で女性数が伸び悩んでいることから、その割合は低下している。

司法試験合格者に占める女性の割合も、年によって増減があるものの、長期的には増加傾向

向にあり，昭和51年度の8.4%から平成12年度には27.2%へと飛躍的に増加していることから，今後の司法分野での女性割合の増加が期待される（第1-1-10図）。

第1-1-10図 司法分野における女性の割合の推移



注：弁護士数については，日本弁護士連合会登録会員数を用いた。

資料出所：判事，判事補については最高裁判所調べ

検察官，司法試験合格者については法務省調べ

弁護士については日本弁護士連合会事務局調べ

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

（女性の参画の程度にばらつきのある地方議会）

都道府県議会，市議会，町村議会，特別区議会の女性議員の割合をみると，平成12年末時点で，女性議員の割合が最も高い区議会では19.8%，政令指定都市の市議会は14.3%，市議会全体は10.1%，町村議会は4.8%となっており，都市部で高く郡部で低い傾向にあることがうかがわれる。なお，女性議員が1人もいない議会数をみると，都道府県で3（6.4%），市区で73（10.5%），町村で1,436（56.1%）となっている（11年6月現在）。

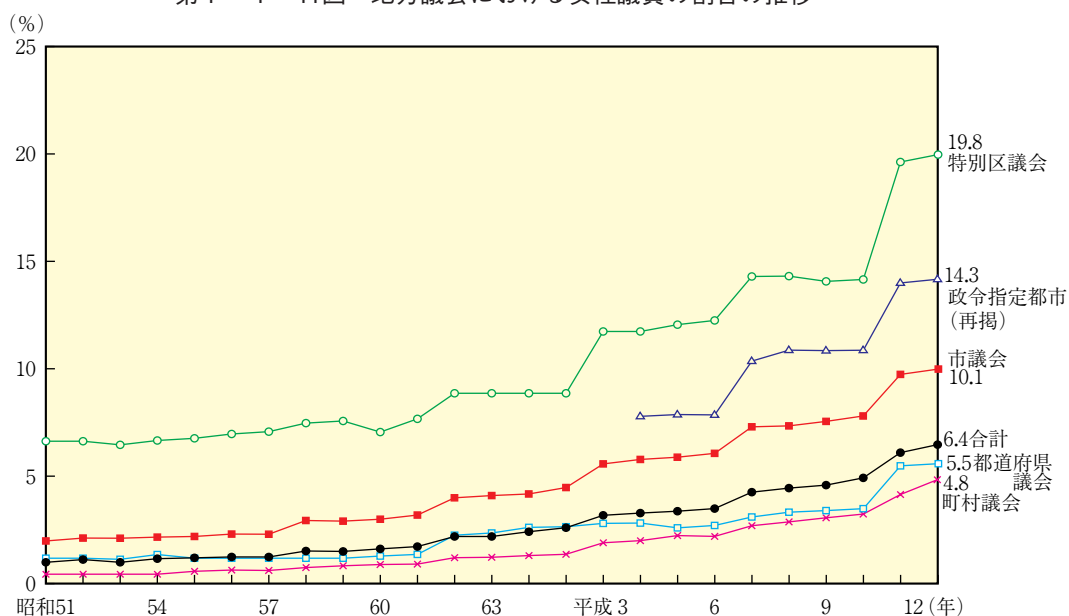
昭和51年からの推移をみると，いずれの議会でも女性議員の割合は増加傾向にあり，平成に入ってから伸びが大きい，特に，平成11年4月の統一地方選挙における女性の躍進を反映し，11年末時点での女性議員の割合の増加が著しい（第1-1-11図）。

（地方公務員採用試験における女性割合の推移）

都道府県及び市区の地方公務員採用試験について，受験者及び合格者に占める女性の割合をみると，受験者，合格者とも，都道府県より市区における女性の割合の方が高くなっており，平成11年度では，都道府県採用試験の受験者では29.3%，合格者では26.4%，市区採用

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-1-11図 地方議会における女性議員の割合の推移



注：(1) 各年12月現在

(2) 政令指定都市は、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

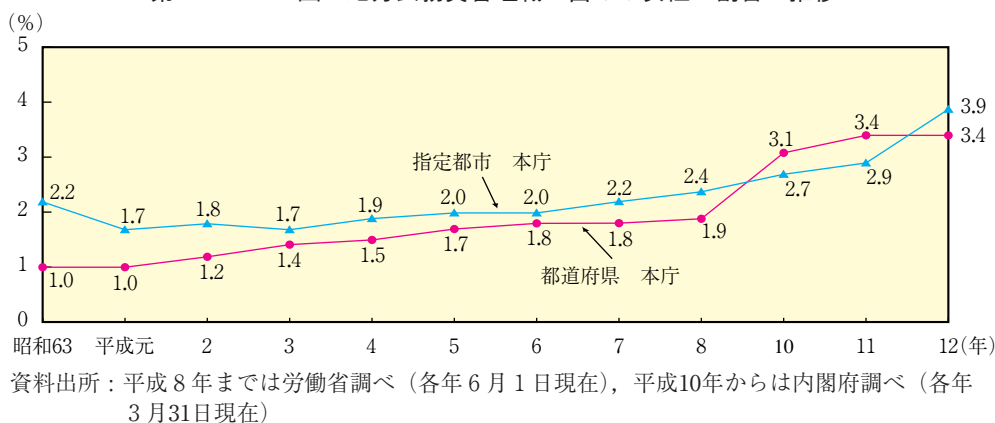
資料出所：都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会は総務省調べ。政令指定都市は全国市議会議長会調べ

試験の受験者では42.0%、合格者では52.1%を女性が占めている（総務省調べ）。昭和50年からの傾向をみると、市区採用試験の合格者は、増減があるもののゆるやかな上昇傾向にあるが、都道府県採用試験の合格者は、平成2年以降およそ3割で推移している。

（地方公務員管理職に占める女性の割合）

都道府県及び政令指定都市の本庁における、管理職（本庁の課長相当職以上）の女性の割合についてみると、平成12年では、都道府県で3.4%、指定都市で3.9%となっている。推移をみるといずれも増加傾向にあり、特に10年に都道府県における女性の割合が伸びている（第1-1-12図）。

第1-1-12図 地方公務員管理職に占める女性の割合の推移



資料出所：平成8年までは労働省調べ（各年6月1日現在）、平成10年からは内閣府調べ（各年3月31日現在）

第3節 政策・方針決定過程への女性の参画状況の国際比較

（人間開発に関する指標）

2000（平成12）年にUNDP（国連開発計画）が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は人間開発指数（HDI）が測定可能な174か国中9位、ジェンダー開発指数（GDI）が測定可能な143か国中9位、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）が測定可能な70か国中41位と、GEMの順位がHDI、GDIの順位に比較して大きく落ち込んでいる。

GEMの上位5ヶ国はノルウェー、アイスランド、スウェーデン、デンマーク、フィンランドの北欧諸国で占められている。これらの国ではHDI及びGEMの順位がともに高いことから、女性の基本的能力を高める上で優れた実績を上げているばかりではなく、政治経済活動に参画する機会を女性に多く提供していることがわかる（第1－1－13表）。

（注）

HDI 人間開発指数（Human Development Index）

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

GDI ジェンダー開発指数（Gender-Related Development Index）

HDIと同じく基本的能力の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。

HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差ペナルティーを割り引くことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置付けることができる。

なお、「ジェンダー」とは社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに関心を当てている。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している。

なお、UNDPによると、1999年報告書よりデータの算出方法が変更になり、1998年以前の報告書に掲載されている値との比較はできなくなっている。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-1-13表 HDI、GDI、GEMの上位50か国

(1) HDI (人間開発指数)

(2) GDI (ジェンダー開発指数)

(3) GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GEM値
1	カナダ	0.935	1	カナダ	0.932	1	ノルウェー	0.825
2	ノルウェー	0.934	2	ノルウェー	0.932	2	アイスランド	0.802
3	米国	0.929	3	オーストラリア	0.927	3	スウェーデン	0.794
4	オーストラリア	0.929	4	米国	0.927	4	デンマーク	0.791
5	アイスランド	0.927	5	アイスランド	0.925	5	フィンランド	0.757
6	スウェーデン	0.926	6	スウェーデン	0.923	6	ドイツ	0.756
7	ベルギー	0.925	7	ベルギー	0.921	7	オランダ	0.739
8	オランダ	0.925	8	オランダ	0.919	8	カナダ	0.739
9	日本	0.924	9	日本	0.916	9	ニュージーランド	0.731
10	英国	0.918	10	英国	0.914	10	ベルギー	0.725
11	フィンランド	0.917	11	フランス	0.914	11	オーストラリア	0.715
12	フランス	0.917	12	フィンランド	0.913	12	オーストリア	0.710
13	スイス	0.915	13	スイス	0.910	13	米国	0.707
14	ドイツ	0.911	14	デンマーク	0.909	14	スイス	0.683
15	デンマーク	0.911	15	ドイツ	0.905	15	英国	0.656
16	オーストリア	0.908	16	オーストリア	0.901	16	バハマ	0.633
17	ルクセンブルク	0.908	17	ニュージーランド	0.900	17	バルバドス	0.629
18	アイルランド	0.907	18	アイルランド	0.896	18	ポルトガル	0.618
19	イタリア	0.903	19	イタリア	0.895	19	スペイン	0.615
20	ニュージーランド	0.903	20	ルクセンブルク	0.895	20	ベネズエラ	0.597
21	スペイン	0.899	21	スペイン	0.891	21	アイルランド	0.593
22	キプロス	0.886	22	イスラエル	0.877	22	トリニダード・トバゴ	0.583
23	イスラエル	0.883	23	キプロス	0.877	23	イスラエル	0.555
24	シンガポール	0.881	24	シンガポール	0.876	24	コスタリカ	0.553
25	ギリシャ	0.875	25	ギリシャ	0.869	25	ラトビア	0.540
26	香港 (中国)	0.872	26	香港 (中国)	0.864	26	チェコ	0.537
27	マルタ	0.865	27	ポルトガル	0.858	27	エストニア	0.537
28	ポルトガル	0.864	28	スロベニア	0.857	28	スロバキア	0.533
29	スロベニア	0.861	29	マルタ	0.848	29	リトアニア	0.531
30	バルバドス	0.858	30	韓国	0.847	30	エルサルバドル	0.527
31	韓国	0.854	31	ブルネイ	0.843	31	イタリア	0.524
32	ブルネイ	0.848	32	バハマ	0.842	32	ボツワナ	0.521
33	バハマ	0.844	33	チェコ	0.841	33	スロベニア	0.519
34	チェコ	0.843	34	クウェート	0.827	34	クロアチア	0.517
35	アルゼンチン	0.837	35	アルゼンチン	0.824	35	メキシコ	0.514
36	クウェート	0.836	36	スロバキア	0.822	36	ポーランド	0.512
37	アンティグア・バーブーダ	0.833	37	ウルグアイ	0.821	37	コロンビア	0.510
38	チリ	0.826	38	ハンガリー	0.813	38	シンガポール	0.505
39	ウルグアイ	0.825	39	チリ	0.812	39	ドミニカ共和国	0.505
40	スロバキア	0.825	40	ポーランド	0.811	40	ベリーズ	0.493
41	バーレーン	0.820	41	カタール	0.807	41	日本	0.490
42	カタール	0.819	42	バーレーン	0.803	42	ハンガリー	0.487
43	ハンガリー	0.817	43	エストニア	0.798	43	エクアドル	0.481
44	ポーランド	0.814	44	アラブ首長国連邦	0.793	44	フィリピン	0.479
45	アラブ首長国連邦	0.810	45	クロアチア	0.790	45	ウルグアイ	0.472
46	エストニア	0.801	46	コスタリカ	0.789	46	パナマ	0.470
47	セントクリストファー・ネイビス	0.798	47	リトアニア	0.785	47	マレーシア	0.468
48	コスタリカ	0.797	48	トリニダード・トバゴ	0.784	48	ホンジュラス	0.460
49	クロアチア	0.795	49	ベラルーシ	0.778	49	ギリシャ	0.456
50	トリニダード・トバゴ	0.793	50	メキシコ	0.775	50	ペルー	0.446

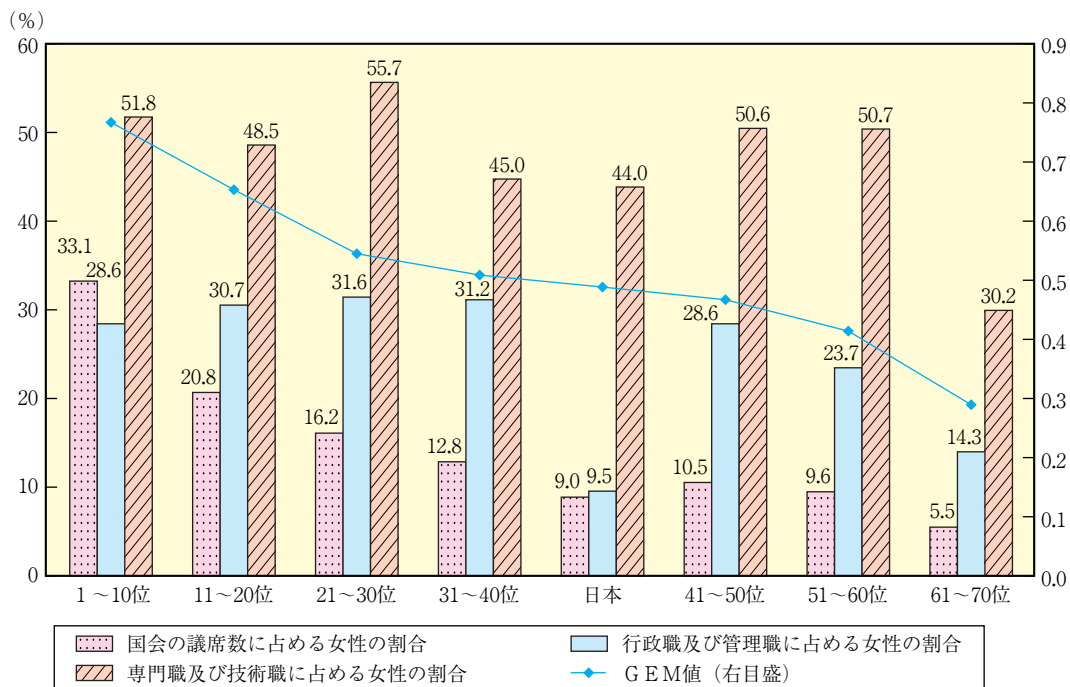
資料出所：UNDP (国連開発計画)「人間開発報告書」(2000年)

(HDI値、GDI値に比べて低い我が国のGEM値)

HDI値、GDI値、GEM値について、HDI上位20か国の平均と日本を比べてみると、日本はHDI値、GDI値については平均を若干上回っているものの、GEM値については、平均0.668に対して0.490と大きく下回っている。

GEMを算出するに当たって用いる構成要素のうち、「国会議員に占める女性の割合」、「行政職及び管理職に占める女性の割合」、「専門職及び技術職に占める女性の割合」に注目し、それぞれの要素についてGEM値が測定可能な70か国を順に10か国ごとにグループ化し、それぞれのグループの平均と日本（第41位）を比べてみると、日本は、GEM上位国に比べて、「国会の議席数に占める女性の割合」及び「行政職及び管理職に占める女性の割合」が低く、GEM順位の近い諸国と比べても「行政職及び管理職に占める女性の割合」が著しく低いことがわかる（第1-1-14図）。

第1-1-14図 GEMの構成要素



資料出所：UNDP（国連開発計画）「人間開発報告書」（2000年）

第2章 就業の分野における男女の共同参画

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持つ。

「男女共同参画基本計画」では、女性労働者が性別により差別されることなく、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう取組を進めていくこと、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることが女性の能力発揮の促進を図る上で必要であることなどが指摘されている。

本章では、就業の分野における男女の共同参画の状況をみることにする。

第1節 女性労働力をめぐる状況

（昨年に引き続き労働力人口は男女とも減少、労働力人口に占める女性割合は4割）

総務省「労働力調査」により労働力人口の動きをみると、平成12年の女性の労働力人口は2,753万人で、前年に比べ2万人の減となっており、昭和50年以降増加傾向にあったものが、前年に引き続き減少となった。労働力人口のうち、就業者が2,629万人で3万人の減、完全失業者が123万人で横ばいであった。一方、男性の労働力人口についても4,014万人と、前年と比べて10万人の減であり、これについても平成10年以降減少している。労働力人口に占める女性の割合は、昭和63年以降、4割となっている。

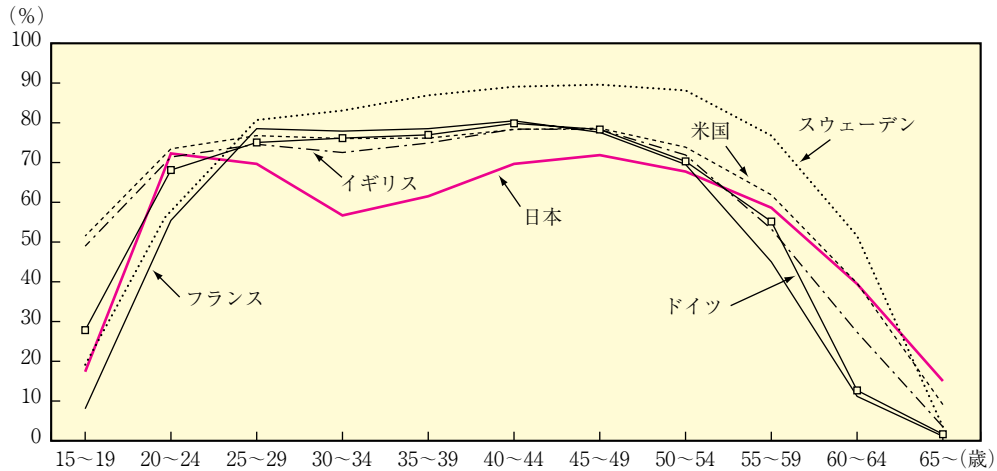
労働力率（労働力人口／15歳以上人口）の動きをみると、女性は49.3%と前年より0.3ポイント低下、男性は76.4%と0.5ポイント低下となり、いずれも3年連続低下となっている。

（注）「労働力人口」とは、①仕事をした「従業者」だけでなく、②仕事を持ちながら休んでいた「休業者」、③仕事がなく仕事を探していた「完全失業者」を合わせた概念である。一方、「非労働力人口」は、仕事がないが仕事を探していない者である。

（年齢階級別労働力率のM字カーブは上方にシフト）

我が国の女性の年齢階級別の労働力率の形状は、欧米が逆U字カーブを描いているのとは異なりM字カーブを描いている（第1-2-1図）。このようなM字カーブは、家庭の主婦の職場進出が進んだ昭和40年代からみられる我が国の女性労働力率の特徴である。この形状は、我が国の女性には、出産・育児期にいったん就業を中断し、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ者が多いことを意味する。

第1-2-1図 諸外国の女性の年齢階級別労働力率

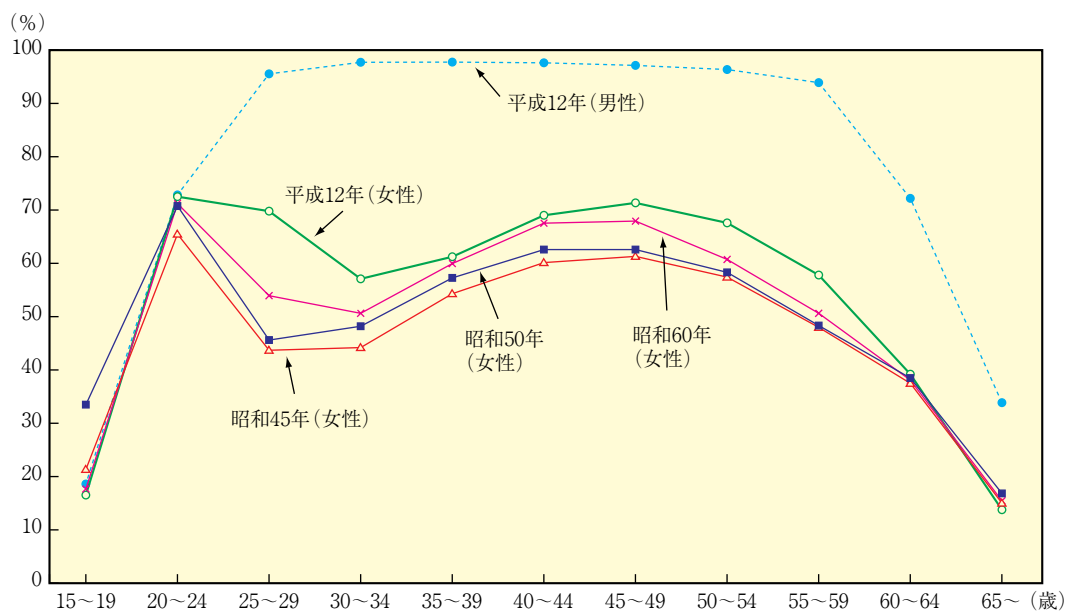


注：米国は、16～19歳

資料出所：米国、日本、ドイツは、ILO “Yearbook of Labour Statistics 2000”。スウェーデン、イギリス、フランスは、EU：Eurostat “Labour Force Survey Result 1997”

我が国の女性の労働力率は、昭和50年に45.7%まで低下した後、平成2年にかけて5ポイント近く上昇し、その後はほぼ横ばいの状況となっている。この推移を年齢階級別労働力率でみると、M字カーブの形状が依然として残っているものの、全体に上方にシフトしていることがわかる。特に、25～29歳層では昭和50年から平成12年にかけて27.3ポイントと大幅な上昇がみられたが、M字の谷に当たる30～34歳層では13.2ポイントと上昇はしたものの、比較的小幅であることがわかる（第1-2-2図）。

第1-2-2図 我が国の女性の年齢階級別労働力率の推移

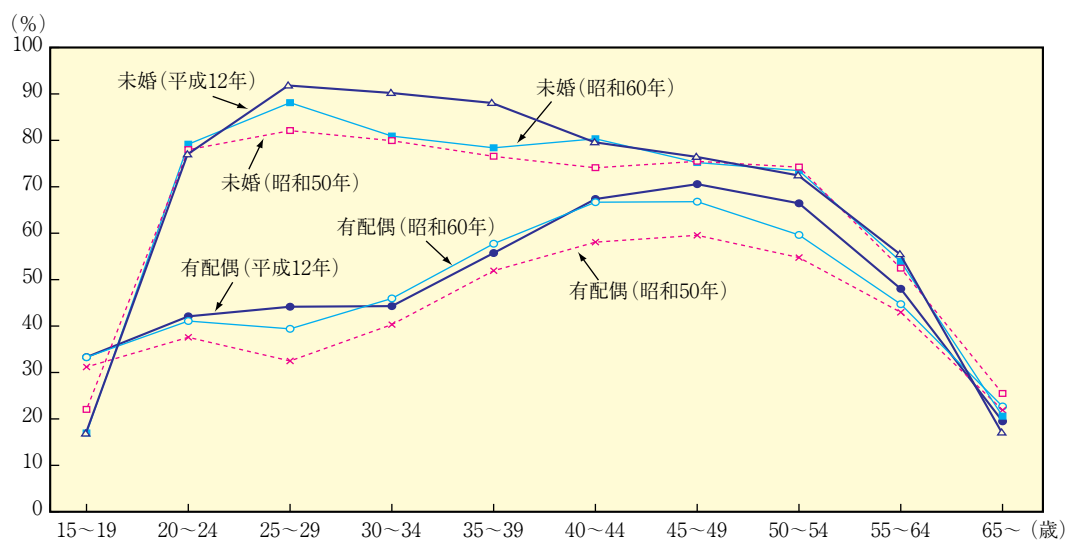


資料出所：総務省「労働力調査」

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

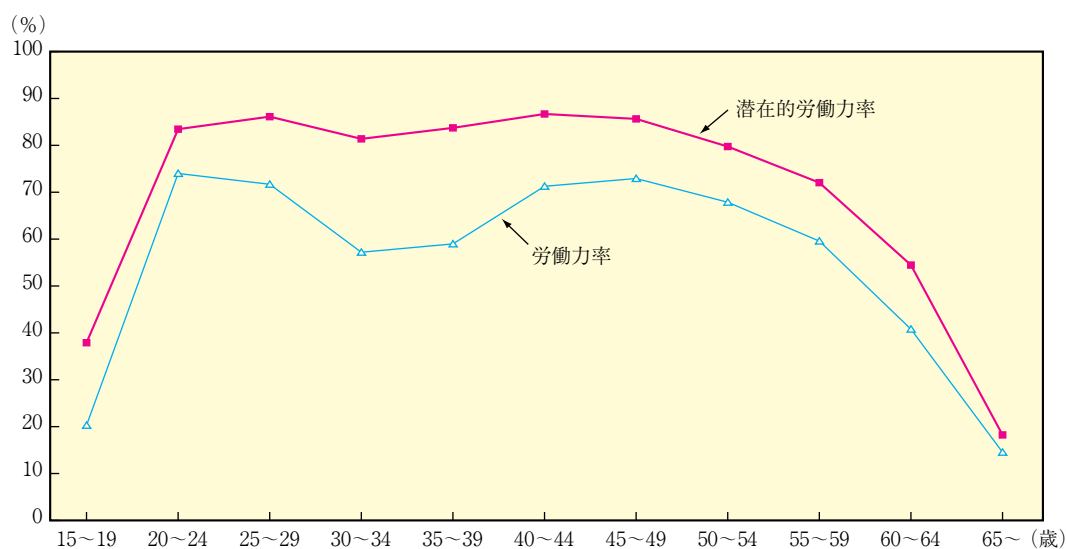
女性の年齢階級別労働力率を未婚者，有配偶者に分けてみると，それぞれの形状にM字カーブはみられない。未婚者，有配偶者とも，昭和50年以降，年齢階級別労働力率は全体として上方にシフトしているものの，60年と平成12年とを比較すると，未婚者ではカーブ全体が上方にシフトし，特に30歳代においては上昇幅が大きくなっているものが，有配偶者では25～29歳層と40歳代後半以降の層で上昇したものの，30歳代から40～44歳層についてはほとんど変化がみられない（第1－2－3図）。

第1－2－3図 女性の年齢階級別労働力率の推移（未婚，有配偶）



資料出所：総務省「労働力調査」

第1－2－4図 女性の年齢階級別潜在的労働力率



注：年齢階級別潜在的労働力率＝（労働力人口（年齢階級別）＋非労働力人口のうち就業希望者（年齢階級別））／15歳以上人口（年齢階級別）

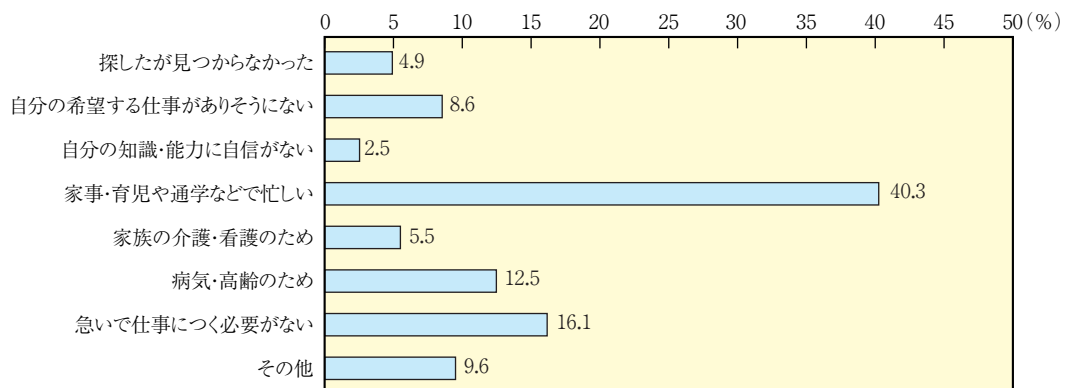
資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（平成12年8月）

(潜在的労働力率を年齢階級別にみると台形に、就業希望はあるものの実現していない)

我が国でも、出産・育児期にある女性の就労意欲は高い。非労働力化している女性のうち就業を希望する者の状況について、これらの者に労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率でみると、その形状は逆U字カーブを描き、先進諸国の形状に近づくことがわかる（第1-2-4図）。

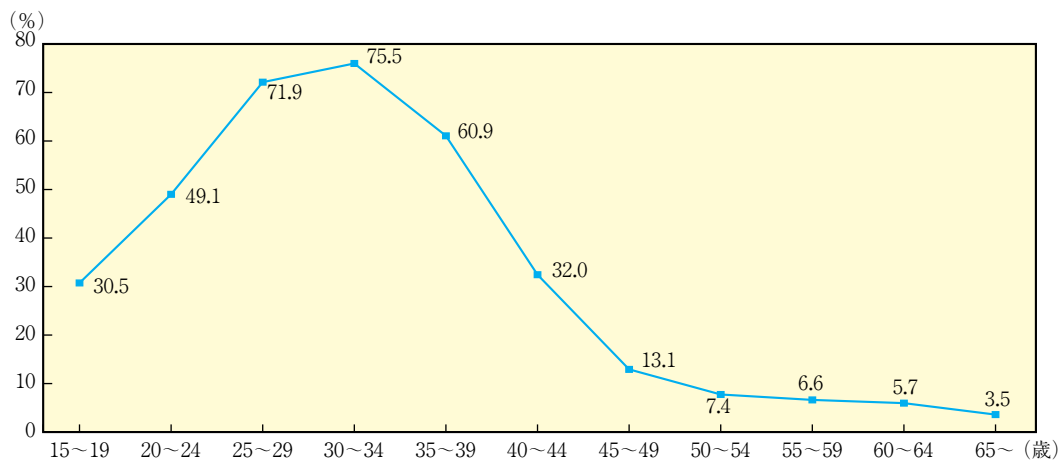
総務省「就業構造基本調査」（平成9年）で求職していない者をその理由別に割合をみると、女性の場合、「家事・育児や通学などで忙しい」とする者が40.3%と、他の理由と比べて突出して高くなっている。これを年齢階級別にみると、30～34歳層で75.5%と最も高く、年齢階級別労働力率のM字カーブの谷に当たる年齢層と一致する。就業希望はあっても、仕事と子育ての両立の負担感が大きいことなどから、これが実現できていないといえる（第1-2-5図、第1-2-6図）。

第1-2-5図 女性の非求職理由別非求職者の割合



資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成9年）

第1-2-6図 非求職の理由を「家事・育児や通学などで忙しい」とする女性の非求職者の年齢階級別割合



資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成9年）

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

少子化の急速な進行によって、我が国の総人口は、平成19年にピークに達した後減少に転ずることが、国立社会保障・人口問題研究所により推計されている（平成9年1月）。

これから我が国が迎える21世紀初頭は、人口の減少が現実となる社会である。社会の労働力の中核を占める生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は平成7年をピークに減少し、生産年齢人口の減少は、労働力人口の減少へとつながる。11年5月に労働省が発表した雇用政策研究会報告「労働力需給の展望と課題」においても、17年をピークに労働力人口は減少に転ずると見込んでいる。

このような社会の流れを前提とした時、就業の分野に意欲ある女性が参画し、持てる能力を発揮できる仕組みを構築することは、我が国経済社会の活力を維持する観点から緊要の課題である。これは、単に女性の労働力を社会にいかすということにとどまらない。多様な個性、創造力、価値観を持つ女性が、社会のあらゆる分野に参画することによって得られる幅広い視点や新しい多様な知恵は、豊かな21世紀を切り開く力となる。

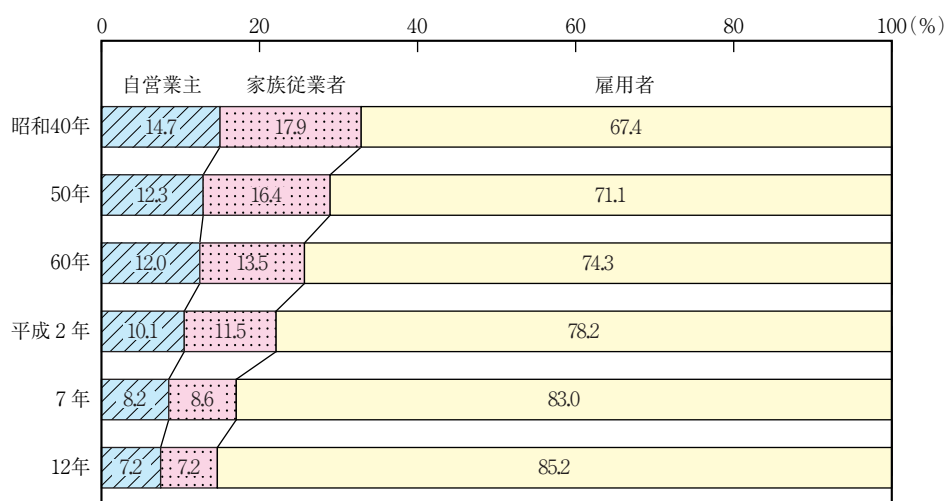
第2節 雇用の分野における女性

（女性就業者のうち8割以上が雇用者で、雇用者の4割が女性）

女性就業者（非農林業）の従業上の地位別の構成割合の推移をみると、雇用者の割合が大きく上昇し、これに伴い、家族従業者、自営業主の割合が低下している。

平成12年において、雇用者割合が85.2%と最も高く、自営業主、家族従業者はともに7.2%となっている（第1-2-7図）。また、雇用者全体に占める女性割合も上昇し、昭和60年に35.9%であったものが平成12年において40.0%と、4割を占めるに至っている（第1-2-8表）。

第1-2-7図 従業上の地位別女性就業者構成比の推移（非農林業）



資料出所：総務省「労働力調査」

第1-2-8表 雇用者数、雇用者に占める女性割合の推移

	雇用者数（万人）		雇用者に占める女性割合（％）
	女 性	男 性	
昭 和 60 年	1,548	2,764	35.9
平 成 2 年	1,834	3,001	37.9
7 年	2,048	3,215	38.9
12 年	2,140	3,216	40.0

資料出所：総務省「労働力調査」

このように、女性就業者の8割以上を占める雇用者の就業状況を、男女雇用機会均等法が成立した昭和60年以降の時系列の動きとも併せて、みていく。

（女性雇用者の就業状況―産業ではサービス業、職業では事務従事者が最も多いが、専門的・技術的職業従事者、保安・サービス職業従事者が増加傾向）

産業別の構成比をみると、昭和60年以降、製造業に従事する女性の割合が大きく低下する一方、サービス業、卸売・小売業、飲食店での割合が高まっている。平成12年において、女性ではサービス業に従事する割合が最も高く36.6％、次いで卸売・小売業、飲食店が28.6％と、この二つの産業で6割以上を占めており、第3次産業中心となっている。一方、男性は製造業が最も高く25.0％、次いでサービス業が21.6％となっている。

職業別の構成比をみると、昭和60年以降、女性は技能工、製造・建設作業者の割合が大きく低下する一方、専門的・技術的職業従事者、保安・サービス職業従事者の割合などが高まっている。平成12年においては、事務従事者の割合が34.1％と最も高く、次いで専門的・技術的職業従事者16.0％、技能工、製造・建設作業者15.6％となり、専門的・技術的職業従事者と技能工、製造・建設作業者の順位が12年に逆転している。一方、男性は技能工、製造・建設作業者が30.6％と最も高く、次いで事務従事者15.6％となっている。

（女性雇用者の高学歴化はさらに進展、女子新規学卒就職者に占める大卒と高卒の順位が逆転）

女性雇用者の学歴構成をみると、昭和60年当時と比べて大卒、高専・短大卒の割合は上昇傾向にある一方、高卒、中卒は減少している。平成11年において、大卒が11.0％と前年と比べて1.1ポイント上昇し、高専・短大卒が27.5％（前年比0.8ポイント上昇）、高卒が52.3（前年比1.0ポイント低下）、中卒が9.2％（前年比0.9ポイント低下）とそれぞれ低下がみられ、女性雇用者の高学歴化が進んでいることがわかる。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

女子新規学卒就職者の構成比についても高学歴化が顕著となっている。昭和60年当時と比べて、大卒の割合は上昇傾向にある一方、短大は上昇傾向にあったものが平成8年に減少に転じており、高卒、中卒については減少している。12年においては、女子新規学卒就職者に占める大卒の割合が最も高く36.1%、次いで高卒が34.0%と、大卒と高卒の順位が12年に逆転している。

（勤続年数の長期化はさらに進展，部長，課長，係長ともに女性管理職が増加）

平成11年において、女性雇用者の平均年齢は37.6歳（昭和60年は35.4歳），平均勤続年数は8.5年（60年は6.8年）と上昇している。勤続年数階級別の構成比でみると、「20年以上」が10.5%と60年の5.5%から大きく上昇し、「15～19年」が7.7%、「10～14年」が12.7%と、平均勤続年数が10年以上になる者が3割程度を占めるに至っている（第1－2－9表，第1－2－10図）。

女性の勤続年数が伸びる中、管理職に占める女性割合も上昇している。規模100人以上の企業について女性管理職の状況をみると、平成11年では、部長に占める女性割合は2.1%（昭和60年1.0%），課長は3.4%（60年1.6%），係長は8.2%（60年3.9%）と係長に占める女性割合の伸びは大きく、女性管理職のすそ野は広がってきている（第1－2－11図）。

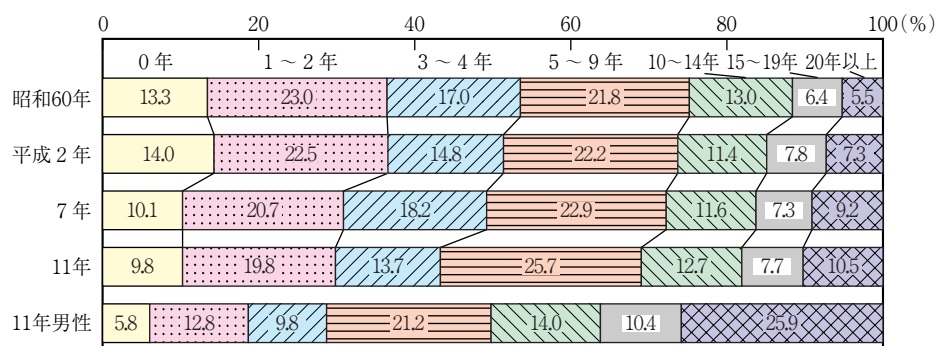
第1－2－9表 女性雇用者の平均年齢，平均勤続年数の推移

	平均年齢（歳）		平均勤続年数（年）	
	女	性	女	性
昭和60年	35.4	38.6	6.8	11.9
平成2年	35.7	39.5	7.3	12.5
7年	36.5	40.1	7.9	12.9
11年	37.6	40.6	8.5	13.2

注：パートタイム労働者を含まない。

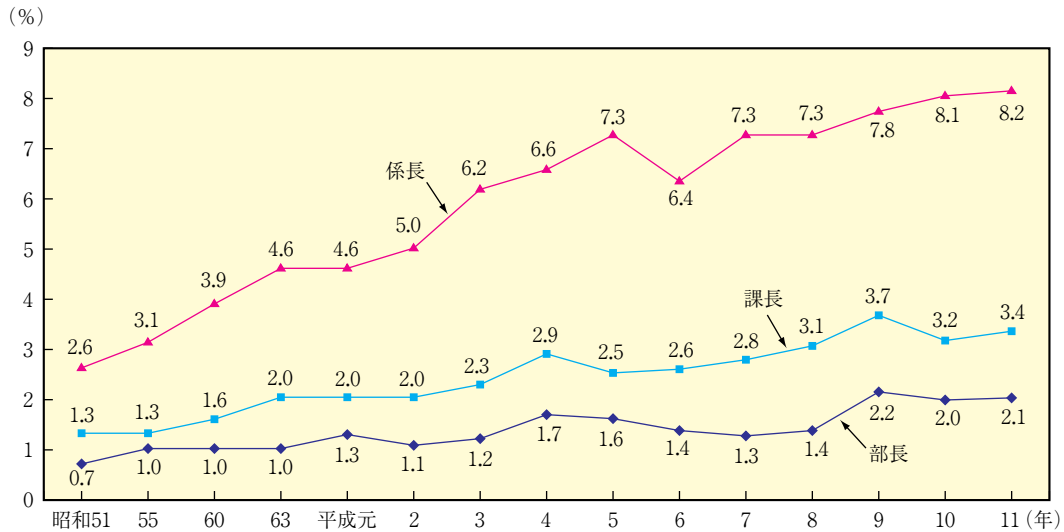
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1－2－10図 勤続年数階級別女性雇用者の構成比の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-2-11図 管理職に占める女性の割合の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第3節 就業形態の多様化

(就業形態は非正社員化、多様化が進展)

最近の雇用の動きで特徴的なこととして、就業形態の多様化を挙げることができる。雇用者に占める正社員の割合が低下し、パート、派遣、嘱託など、正社員ではない形態で働く者の割合が男女とも高まっている。また、とりわけ女性にその傾向が著しくみられる。

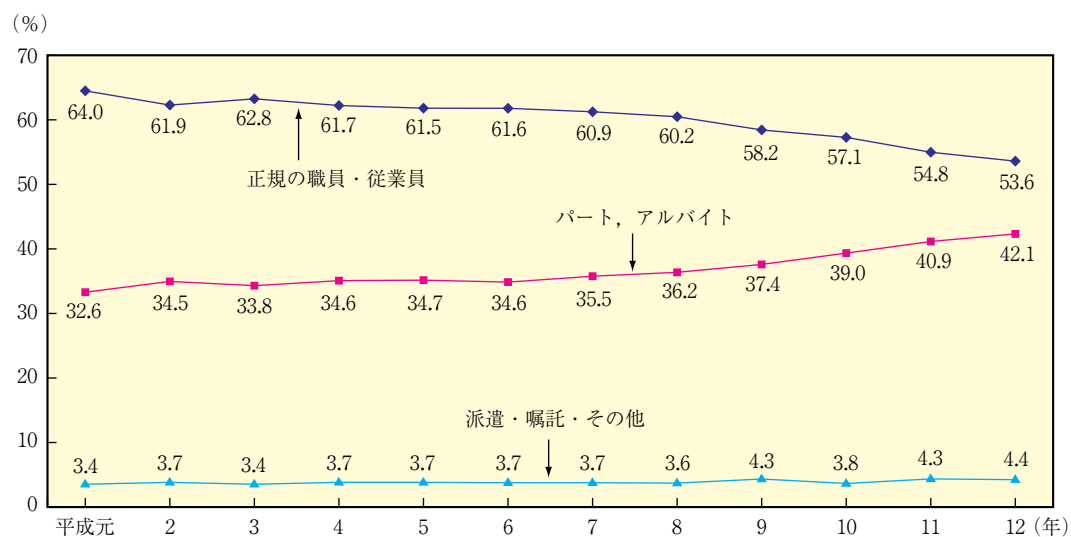
総務省「労働力調査特別調査」により、非正規雇用について時系列の動きをみると、雇用者に占める正規の職員・従業員の割合は男女とも低下してきており、女性雇用者に占める非正規雇用の割合が平成7年に39.2%であったものが12年に46.5%へと急上昇しており、女性において非正社員化が急速に進んでいることがわかる（第1-2-12図）。

その実態を厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）（以下「多様化調査」という。）でみると、女性の場合、非正社員が全体に占める割合は47.0%、その内訳として、短時間のパートの割合が最も高く61.5%、次いでその他のパート22.8%となっており、パートタイマーが8割以上を占めていることがわかる（第1-2-13表）。第1-2-13表により、女性短時間パートは、産業別では卸売・小売業、飲食店（全体に占める短時間パート割合45.3%）で、事業所の形態別では店舗（全体に占める短時間パート割合55.2%）で多くの者が働いている状況がうかがえる。

総務省「労働力調査特別調査」により、女性の完全失業者が探している仕事の形態をみると、平成12年において正規の職員・従業員ではない形態が5割以上を占め、特にパート・アルバイトが全体の5割を超えている。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-2-12図 雇用形態別雇用者（役員を除く）の構成比の推移



資料出所：総務省「労働力調査特別調査」

第1-2-13表 性・就業形態別労働者割合、産業・事業所の形態別女性パートタイマー割合

	計		正社員	非正社員計	契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	短時間のパート	その他のパート	出向社員	派遣労働者	その他
計	(100.0)	100.0	72.5	27.5	2.3	1.8	20.3	14.5	5.8	1.3	1.1	0.7
女性	(39.2)	100.0	53.0	47.0	2.6	2.0	39.6	28.9	10.7	0.4	1.8	0.6
				(100.0)	(5.5)	(4.3)	(84.3)	(61.5)	(22.8)	(0.9)	(3.8)	(1.3)
男性	(60.8)	100.0	85.1	14.9	2.1	1.8	7.8	5.2	2.6	1.8	0.6	0.8

(産業・事業所の形態別女性パートタイマー割合)

	計		女性パートタイマー		短時間のパート	その他のパート
産業						
鉱業	(0.0)	100.0	13.1	6.1	7.1	
建設業	(3.6)	100.0	12.2	7.0	5.2	
製造業	(21.6)	100.0	35.2	21.6	13.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.2)	100.0	12.9	8.7	4.2	
運輸・通信業	(3.4)	100.0	35.4	25.5	9.9	
卸売・小売業、飲食店	(34.5)	100.0	57.4	45.3	12.1	
金融・保険業	(5.6)	100.0	14.6	10.4	4.2	
不動産業	(0.8)	100.0	26.6	19.8	6.9	
サービス業	(30.3)	100.0	31.3	22.3	9.0	
事業所の形態						
事務所	(23.8)	100.0	23.7	16.7	7.0	
工場・作業所	(23.6)	100.0	40.6	26.7	13.9	
研究所	(0.4)	100.0	20.8	15.9	4.9	
営業所	(10.6)	100.0	25.7	18.2	7.5	
店舗	(23.8)	100.0	69.6	55.2	14.4	
その他	(17.8)	100.0	28.2	19.8	8.3	

資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）

しかし、その一方で日本労働研究機構「職場における多様な労働者の活用実態に関する調査」（平成11年）（以下「活用実態調査」という。）によれば、男女の短時間労働者（同じ事業所の正社員より所定内労働時間が短い者）のうち「自ら非正社員を希望した」人は52.9%である一方、「正社員として働きたかった」人は28.0%みられるところであり、正社員として働きたいとする希望を持ちながらも、それが実現されなかった者も少なくない。

（短時間パートに就いた理由は家計補助のほか、自分の都合のよい時間に働けるから）

「多様化調査」で、短時間パートに就いた理由を女性についてみると、「家計の補助、学費等を得るため」が46.3%と最も高く、次いで「自分の都合のよい時間に働けるから」42.5%、「家庭生活や他の活動と両立しやすいから」39.8%、「勤務時間や労働日数が短いから」39.6%と続いており、家計補助による動機に加え、家庭との両立を前提に、自分の都合のよい時間に働ける就業形態として短時間パートを選んでいることがうかがえる（第1－2－14表）。

第1－2－14表 非正社員の就業形態、非正社員の現在の就業形態に就いた理由別女性労働者割合（複数回答）
（%）

非正社員の就業形態	非 正 社員計	契 約 社 員	臨時的 雇用者	短時間 パート	その他の パート	派 遣 労働者	その他
回答労働者数計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的な資格・技能が活かせるから	8.3	23.9	3.3	5.8	9.0	22.8	17.1
より収入の多い仕事に従事したかったから	6.3	9.0	25.3	3.1	8.4	18.0	11.5
正社員として働ける会社がなかったから	13.1	30.3	8.6	9.0	17.2	29.6	14.3
組織にしばられないから	7.9	9.9	4.0	5.7	9.1	31.4	11.1
勤務時間や労働日数が短いから	29.7	8.5	36.6	39.6	13.0	13.2	21.5
自分の都合のよい時間に働けるから	34.0	8.9	18.1	42.5	24.8	16.6	12.9
簡単な仕事で、責任も少ないから	13.0	4.8	7.8	13.5	14.3	8.0	26.6
家計の補助、学費等を得るため	40.9	20.4	20.1	46.3	39.2	17.6	27.5
家庭生活や他の活動と両立しやすいから	34.8	21.9	65.0	39.8	23.3	27.4	16.9
通勤時間が短いから	34.2	21.0	13.6	37.7	34.8	14.7	27.5
健康を考えて	8.6	6.0	6.8	9.8	7.1	3.6	14.7
その他	10.6	23.7	32.2	6.3	13.4	19.1	29.4

資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）

（労働時間・休日数、勤務体制の面での満足度合いは非正社員の方が高い）

職場での満足度合いを正社員と非正社員についてD.I.で比較してみると、全体的に非正社員の方が満足度が高いことがわかる。

正社員、非正社員ともに満足度が高いものは「仕事の内容・やりがい」（正社員50.3ポイント、非正社員49.1ポイント）、「勤務体制」（正社員43.8ポイント、非正社員57.6ポイント）、「職場の人間関係」（正社員38.1ポイント、非正社員42.8ポイント）であり、非正社員のD.I.の方が10ポイント以上高いものとしては「労働時間・休日数」、「勤務体制」となっている（第1-2-15表）。

また、生活を重視する度合いをD.I.でみると、女性の非正社員、特に短時間パートタイマー（56.1ポイント）で高いことがわかる（第1-2-16表）。

（一般労働者とパートタイム労働者との賃金の差は66.9）

このように、非正社員は自分の都合に合わせて働ける就業形態としてニーズがあり、また、仕事の内容ややりがい、労働条件等について正社員より満足度が高いようにみえるが、こうした意識はどのような実態を背景としているのであろう。

「多様化調査」により、1か月（平成11年9月）に支払われた短時間パートの平均賃金月額をみると約8万9,700円となっており、「10万円未満」とする者が70.6%を占める。また、国税庁「民間給与実態統計調査」（平成11年）で1年間を通じて勤務した給与所得者の給与階級別分布をみると、男性では700万円を超える者が24.4%を占める一方で、女性は3.0%に過ぎず、さらに女性は300万円以下で63.2%（男性15.6%）、200万円以下で37.9%（男性6.2%）、100万円以下とする者も14.5%（男性は1.9%）に及ぶ（第1-2-17図）。

また、女性のパートタイマーの意識を、厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）でみると、年収が所得税の非課税限度額の103万円を超えそうな場合どのようにするかについて、「年収が非課税限度額を超えても関係なく働く」とする者が25.6%である一方、「最初から年収が非課税限度額を超えないよう計画的に働く」（23.4%）と「年収が非課税限度額を超えそうになったら休みをとるなどして調整する」（14.2%）を合わせた就労調整を考慮するとする者は37.6%に達している。さらに、年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整するかについては、調整しないが46.6%、調整するが36.7%あり、調整するとした者の調整する理由（複数回答）をみると、「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから」（81.0%）、「一定額を超えると配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で健康保険に加入しなければならないから」（42.3%）、「一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」（34.8%）が多くなっている。

このような結果からは、パートタイム労働者のうち、例えば税金、社会保険料、配偶者手当を考慮し、年収が一定限度額にとどまるよう就業調整を行っている者が少なくないと考えられる。こうした税制、社会保障制度等の仕組みは、パートタイム労働者の賃金上昇を押さ

第1-2-15表 職場での満足度の項目、満足度別女性労働者割合

(%, ポイント)

	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	D.I. ポイント
仕事の内容・やりがい（正社員）	20.9	39.7	29.0	8.0	2.3	50.3
〃（非正社員）	21.4	36.7	33.0	7.0	2.0	49.1
賃金（正社員）	13.3	24.5	29.9	22.7	9.6	5.5
〃（非正社員）	14.6	27.8	27.1	22.3	8.2	11.9
労働時間・休日数（正社員）	24.0	27.0	24.2	18.5	6.3	26.2
〃（非正社員）	29.9	32.4	25.7	9.4	2.5	50.4
勤務体制（正社員）	29.2	27.2	31.0	10.6	2.0	43.8
〃（非正社員）	33.6	31.2	28.0	5.5	1.7	57.6
評価・処遇（正社員）	12.8	18.6	47.7	15.3	5.6	10.5
〃（非正社員）	14.4	19.5	49.9	11.7	4.6	17.6
職場の環境（正社員）	19.7	26.2	30.6	17.9	5.7	22.3
〃（非正社員）	18.6	28.1	34.7	14.0	4.6	28.1
職場の人間関係（正社員）	20.6	32.1	32.7	11.4	3.2	38.1
〃（非正社員）	23.2	32.5	31.5	10.0	2.9	42.8
雇用の安定性（正社員）	24.0	26.7	37.1	10.0	2.2	38.5
〃（非正社員）	19.3	21.9	42.0	12.5	4.3	24.4
福利厚生（正社員）	12.7	22.1	44.0	15.9	5.3	13.6
〃（非正社員）	8.8	14.8	54.1	14.5	7.8	1.3
教育訓練・能力開発（正社員）	6.8	17.0	51.6	17.3	7.2	-0.7
〃（非正社員）	6.2	10.2	63.3	13.7	6.7	-4.0

注：D.I. = (「満足」+「やや満足」) - (「やや不満」+「不満」)

資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）

第1-2-16表 性、就業形態、生活と仕事の重視別労働者割合

(%, ポイント)

就業形態	計	生活重視	どちらか といえば 生活重視	どちらとも いえない	どちらか というと 仕事重視	仕事重視	D.I. ポイント
女性							
正社員	100.0	10.3	26.5	33.0	25.6	4.6	6.6
契約社員	100.0	10.0	30.7	38.3	18.7	2.2	19.8
臨時的雇用者	100.0	11.0	42.3	39.3	6.6	0.8	45.9
短時間のパート	100.0	24.8	41.9	22.7	9.2	1.4	56.1
その他のパート	100.0	13.0	38.4	30.3	16.6	1.6	33.2
派遣労働者	100.0	20.4	37.5	29.0	11.9	1.2	44.8
男性							
正社員	100.0	9.9	25.8	25.9	32.8	5.6	-2.7

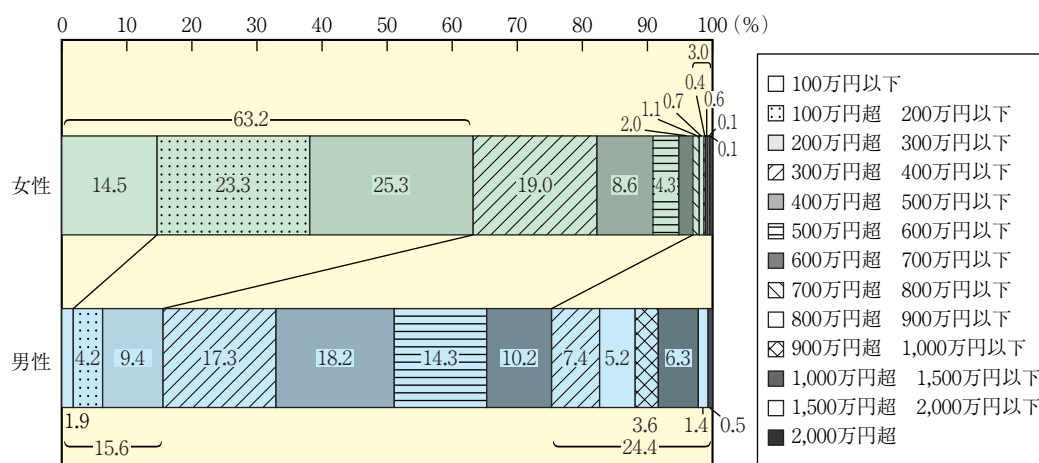
注：D.I. = (「生活重視」+「どちらかといえば生活重視」) - (「どちらかといえば仕事重視」+「仕事重視」)

資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

えるとともに、その能力向上意欲を失わせることになり、結果としてパートタイム労働者の評価に影響を与えかねない面がある。なお、所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点から、昭和62年に配偶者特別控除が創設されており、税制上の手取りの逆転現象は解消されているところである。

第1-2-17図 給与階級別給与所得者の構成比



資料出所：国税庁「民間給与実態統計調査」（平成11年）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成12年）により、女性一般労働者の所定内給与を100とした場合の女性パートタイム労働者の賃金をみると66.9である。このような差が出る要因としては、パートタイム労働者は、正社員と比べて比較的単純ないし定型的な業務に従事する者が多いこと、勤続に伴う賃金の上昇程度が正社員と比較して低いことなどが影響しているものと考えられる。

一方、「活用実態調査」により、短時間労働者について職務レベルが自分と同程度と認識している一般正社員と比較してみた場合の状況をみると、時間当たり賃金の差について「自分の方が低い」と思う短時間労働者は75.2%で、そのうち、その差について納得できない人は29.6%みられる。さらに、納得できない理由をみると、最も高いのは「職務内容や責任が同じだから」が51.8%、「職務内容や責任の違いに見合っていないから」が29.4%となっている。企業側も、非正社員の賃金決定に当たり、単位時間当たり賃金額について、一般正社員とのバランスを特に考慮しなかったとする回答が58.2%みられる結果となっている。

満足度などの意識を把握するに当たっては、どのような観点から見るかがかなり影響するものと考えられる。パートタイム労働者の意識は、その働き方そのものに一定の満足度がみられるものであっても、同じ職務を行う正社員と比較して処遇・労働条件に差がある場合、納得度は低いものになる。

(現在の就業形態を続けたいとする短時間パートは8割)

「現在の就業形態を続けたい」短時間パートタイマーは84.6%と、他の就業形態に比べて高くなっている（第1-2-18表）。

第1-2-18表 就業形態、今後の希望別女性労働者割合

(%)

非正社員の就業形態		非社員計	契約社員	臨時的雇用者	短時間パート	その他のパート	出向社員	派遣労働者	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現在の就業形態を続けたい	計	79.3	63.7	77.6	84.6	73.7	69.5	61.3	74.0
	現在の会社で	76.3	58.4	75.7	81.6	71.5	65.1	54.9	73.2
	別の会社で	3.1	5.3	1.9	3.1	2.2	4.4	6.4	0.9
他の就業形態に変わりたい	計	12.3	25.5	15.1	8.0	17.2	18.3	24.3	15.2
	現在の会社で	6.0	14.9	5.7	3.7	9.1	13.2	5.8	10.0
	他の会社で	6.3	10.6	9.4	4.2	8.1	5.1	18.5	5.2
独立して事業を始めたい		0.8	1.3	1.3	0.8	0.4	0.1	1.0	1.9
仕事をすっかり辞めたい		1.7	2.6	2.2	1.5	1.6	6.0	1.8	1.3
その他		5.4	6.3	3.4	4.5	6.3	6.0	11.2	7.6
不明		0.6	0.5	0.4	0.5	0.7	0.1	0.4	0.1

資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成11年）

価値観やライフスタイルの多様化は、就業形態を多様化する方向に働く。平成12年、非正規雇用の形態で働く女性は4割を超えている。もとよりこのすべてが主体的にその形態を選択した結果とはいえないが、社会全体で見たとき、女性の非正社員化は今後とも進む方向にあると考えられる。それゆえ、女性の能力発揮が有効に図られることを視野に入れながら、多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備が進められなければならない。

個人の価値観やライフスタイルによって、就業ニーズは異なる。また、就業ニーズが異なれば、同じ就業形態にあっても、仕事に対する満足度は異なってくる。さらにこれらは、個人の一生の中でも変わりうるものである。例えば、育児期にある正社員には、一定期間、短時間勤務やフレックスタイム制などでの就業を希望する者がいるであろうし、育児終了後、非正社員として再び働いている者には、正社員として本格的に仕事をすることを希望する者もいるであろう。

企業においてできる限り多様な就業形態を用意し、これらを男女とも主体的に選択でき、また、どのような選択をしても、性別にかかわらず公正な評価が担保される。こうした真に人々の意欲と能力をいかす企業が増えていくことが望まれているのではないか。

オランダ・モデル—夫婦で1.5人分—

「オランダ・モデル」—これこそがオランダを二けたに達する高い失業率と経済不況から救い活をもたらし契機となり、人々の生き方、働き方の多様性や自主性を広げたといわれる注目すべき雇用政策である。このオランダモデルとは一体どのようなものなのか。

かつてオランダでは「男は一家を養える賃金を」と考えられてきたが、1982（昭和57）年、労働者の賃金の上昇率を抑制して、失業率の低下、雇用の創出を目指し労使が協調するという、政労使三者間による合意がなされた。これがいわゆる「ワッセナーの合意」であり、労働時間の短縮を進めることにより雇用の再分配を図るというワークシェアリングの発想に基づくものであった。

この合意を契機に、使用者はニーズに応じて様々な労働時間で働く者を雇うことにより、労働者は仕事と家庭との両立が可能となる労働時間の短い働き方によりメリットを受けることができるようになった。政府は、夫婦フルタイムで働くことで2人分稼ぐのではなく、女性も男性もパートタイムで働き、夫婦で1.5人分稼ぐタイプの働き方を推進した。夫婦で1.5人分稼ぐという新しいタイプの働き方は、労働時間を夫婦ともに短縮し、男性も家事、育児、介護や趣味といった仕事以外の時間に費やすことを可能にした。

この合意以降、オランダでは、パートタイム労働者の労働条件の改善が積極的に進められ、1996（平成8）年には、フルタイム、パートタイムにかかわらず均等に処遇するという原則が法律上明確に規定された。

オランダにおいてこのような雇用政策が成功している背景には、もともと産業別・企業別の労働協約で職種等ごとに賃金（時間額）が決定されているなど、我が国とは異なる社会事情があったことも影響していると考えられるが、このモデルの基本的な考え方は、男女共同参画社会の形成、とりわけ仕事と子育ての両立を課題とする我が国にも貴重な示唆を与えてくれるのかもしれない。

第4節 農山漁村の女性

（農業、林業及び漁業に従事する女性）

我が国の農林水産業に従事する女性の数は、農業については2,171千人（平成12年）であり、全農業就業人口の55.8%を占めている。林業については10千人（12年）、漁業については46千人（11年）で、それぞれ全林業、全漁業就業人口の14.3%、17.0%を占めている（第1-2-19表）。

第1-2-19表 農林水産業への就業人口に占める女性割合

(千人, %)

	農業（平成12年）	林業（平成12年）	漁業（平成11年）
就業人口①	3,891	70	270
うち女性②	2,171	10	46
②／①×100	55.8	14.3	17.0

資料出所：農業：「2000年世界農林業センサス」の農業就業人口を使用

林業：「労働力調査」の林業就業者数を使用

漁業：「漁業動態調査」の漁業就業者数を使用

(地域の政策・方針決定過程への女性の参画が進む)

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、それぞれの生活の運営や地域社会の維持・活性化に大きく貢献している。

地域における政策・方針決定過程への女性の参画の状況をみると、農地の利用関係の調整等の業務を行う農業委員会については、平成11年10月の改選により女性農業委員数が倍増し、女性の進出が顕著となっている。また、農業協同組合・沿岸地区出資漁業協同組合の正組合員・役員については、農協個人正組合員13.76%、農協役員0.35%、漁協個人正組合員5.72%、漁協役員0.23%（平成10事業年度）と、就業人口に占める女性割合と比較すると低い水準にあるものの、近年、微増傾向がみられる（第1-2-20表）。

第1-2-20表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

(人, %)

年度	昭和55年	60年	平成2年	7年	9年	10年
農業委員数	65,940	64,080	62,524	60,917	60,610	60,052
うち女性	41	40	93	203	451	479
女性の割合	(0.06)	(0.06)	(0.15)	(0.33)	(0.74)	(0.80)
農協個人正組合員数	5,635,000	5,536,000	5,537,547	5,432,260	5,380,083	5,335,636
うち女性	497,000	574,000	667,468	707,117	727,156	734,003
女性の割合	(8.82)	(10.37)	(12.05)	(13.02)	(13.52)	(13.76)
農協役員数	81,059	77,490	68,611	50,735	44,578	40,488
うち女性	29	39	70	102	129	143
女性の割合	(0.04)	(0.05)	(0.10)	(0.20)	(0.29)	(0.35)
漁協個人正組合員数	409,960	381,758	354,116	317,553	302,106	293,786
うち女性	19,944	21,180	20,425	18,337	16,755	16,814
女性の割合	(4.86)	(5.55)	(5.77)	(5.77)	(5.55)	(5.72)
漁協役員数	23,224	22,563	22,022	20,449	19,621	19,160
うち女性	10	13	22	29	36	45
女性の割合	(0.04)	(0.06)	(0.10)	(0.14)	(0.18)	(0.23)

注：(1) 農業委員：各年8月1日現在、ただし、平成2年以降は10月1日現在

農 協：各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在

漁 協：各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在

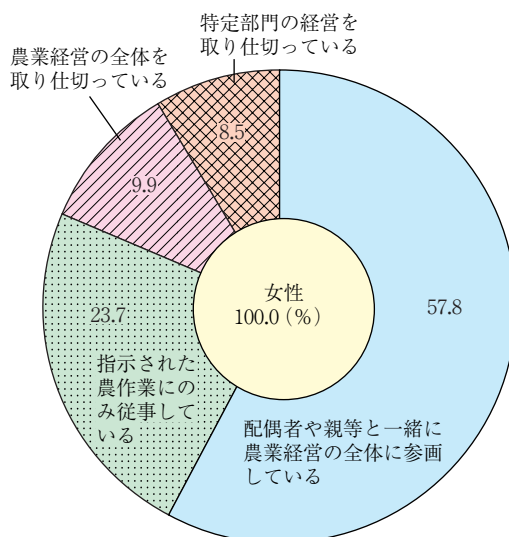
(2) なお、平成11年に行われた農業委員の全国統一選挙の結果、女性農業委員は977名に増加（総数59,702名、女性の割合は1.64%）

資料出所：農林水産省調べ

(約8割の女性が農業経営に参画)

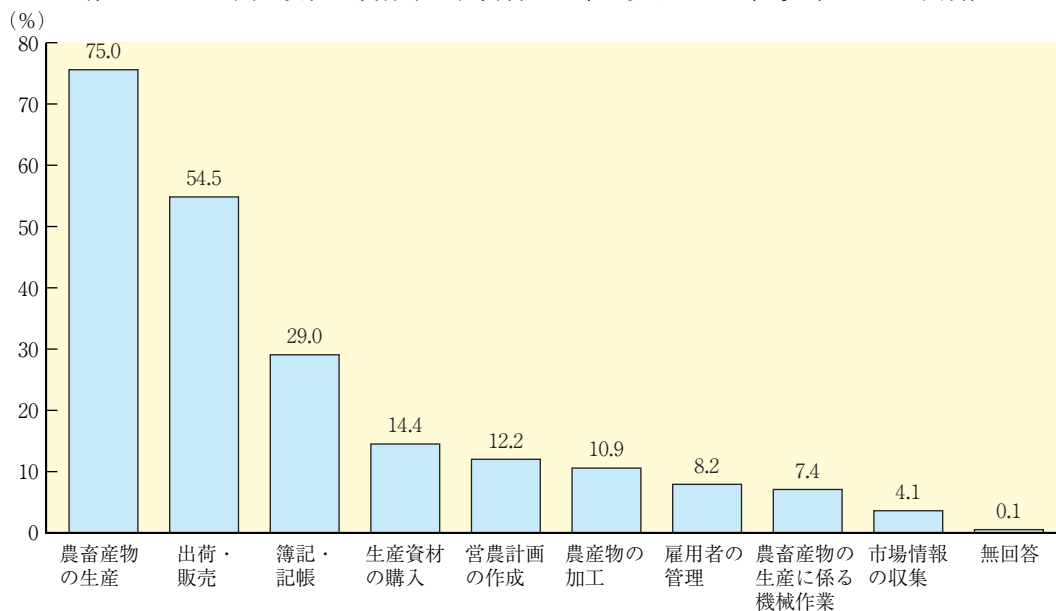
個々の農業経営においても、女性の参画は徐々に進んでいる。自営農業に年間150日以上従事している65歳未満の女性及び自営農業に従事しているその配偶者を対象とした農林水産省「農村における男女共同参画に関する意向調査」（平成12年）によれば、女性の農業経営

第1-2-21図 女性の農業経営へのかかわり方



資料出所：農林水産省「農村における男女共同参画に関する意向調査」（平成12年）

第1-2-22図 女性が農作業や経営管理の中で担っている仕事（3つまで回答）



資料出所：農林水産省「農村における男女共同参画に関する意向調査」（平成12年）

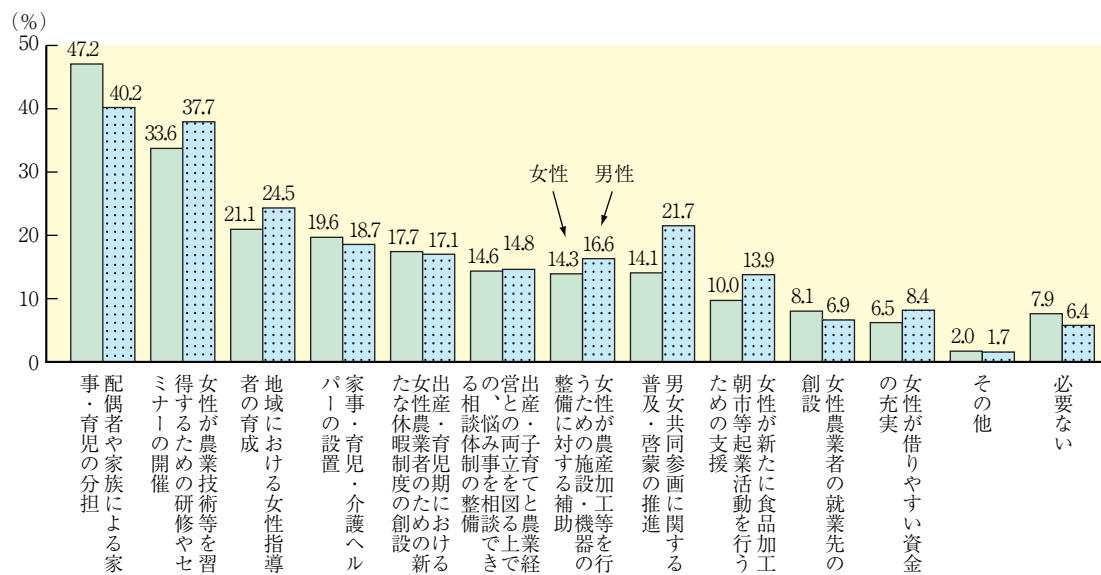
へのかかわり方として、「配偶者や親等と一緒に農業経営の全体に参画している」と回答した女性割合は57.8%と最も高く、次いで「指示された農作業のみに従事している」が23.7%、「農業経営の全体を取り仕切っている」が9.9%と続いており、「指示された農作業のみに従事している」とする者を除くと76.2%の女性は何らかの形で農業経営に参画しているといえる（第1-2-21図）。具体的に、女性が農作業や経営管理の中で担っている仕事としては、「農畜産物の生産」が最も高く75.0%、次いで「出荷・販売」54.5%、「簿記・記帳」29.0%と続いている（第1-2-22図）。

(配偶者や家族による家事・育児の分担が必要との声)

同調査によると、男女共同参画社会を形成する上で女性農業者に対して必要な支援、施策として「配偶者や家族による家事・育児の分担」を挙げる者が男女とも多くなっている（女性47.2%、男性40.2%）（第1－2－23図）。

地域における政策・方針決定過程や個々の農業経営への女性の参画は進みつつある。今後、女性が対等なパートナーとして男性とともに農業経営やこれに関連する活動に参画していくためには、家事、育児、介護を女性のみが負担するのではなく、家族が共同で担うものとして意識改革を徹底するとともに、地域においても育児や介護との両立を支援するための取組を進めていくことが求められる。

第1－2－23図 男女共同参画社会を形成する上で女性農業者に対して必要な支援、施策（複数回答）



資料出所：農林水産省「農村における男女共同参画に関する意向調査」（平成12年）

女子児童の逸失利益

交通事故などにおいて、後遺障害を伴う事故、死亡事故については、「逸失利益」、すなわち、事故に遭わなければ得られた利益が賠償金の一部として算定されることが多い。

逸失利益は、就業者の場合には基本的に事故前の収入を基に算定されるが、未就労の年少者の場合には、男女別の平均賃金を基準とするのが一般的であり、男女別の平均賃金に格差があることから、女子の場合には男子と比べ賠償額が低く算定されてきた。

しかし、平成12年7月に奈良地方裁判所葛城支部で、また13年3月に東京地方裁判所で、死亡した未就労の女子児童の逸失利益の算定について、男女合わせた全労働者の平均賃金を基に算定した判決が出されるなど、新たな動きもみられる。

平成13年3月の東京地方裁判所の判決では、未就労年少者は多様な就労可能性を有しており、現在の男女間の賃金格差を将来の逸失利益の算定に直接反映させるのは必ずしも合理的ではなく、かえって、個人の尊厳ないし男女平等の理念に照らして適当でないこと、また、女性をめぐる法制度、社会環境が大きく変化しつつある結果、従来の就労形態にも変化が生じ、女性がこれまで男性の占めていた職業領域にも進出しつつあることから、女性が将来において選択し得る職業領域の多様さを反映するものとして、全労働者の平均賃金を採用することがより合理性を有するとした（なお、本件は東京高等裁判所に控訴されている。）。

逸失利益の扱いについては、男女共同参画社会の実現という観点からも、今後の動向が注目される。

第3章 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。また、男女共同参画基本計画では、特に男性について従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の必要性に言及した上で、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基盤の整備について指摘している。

そこで、本節では、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立に関する状況をみることにする。

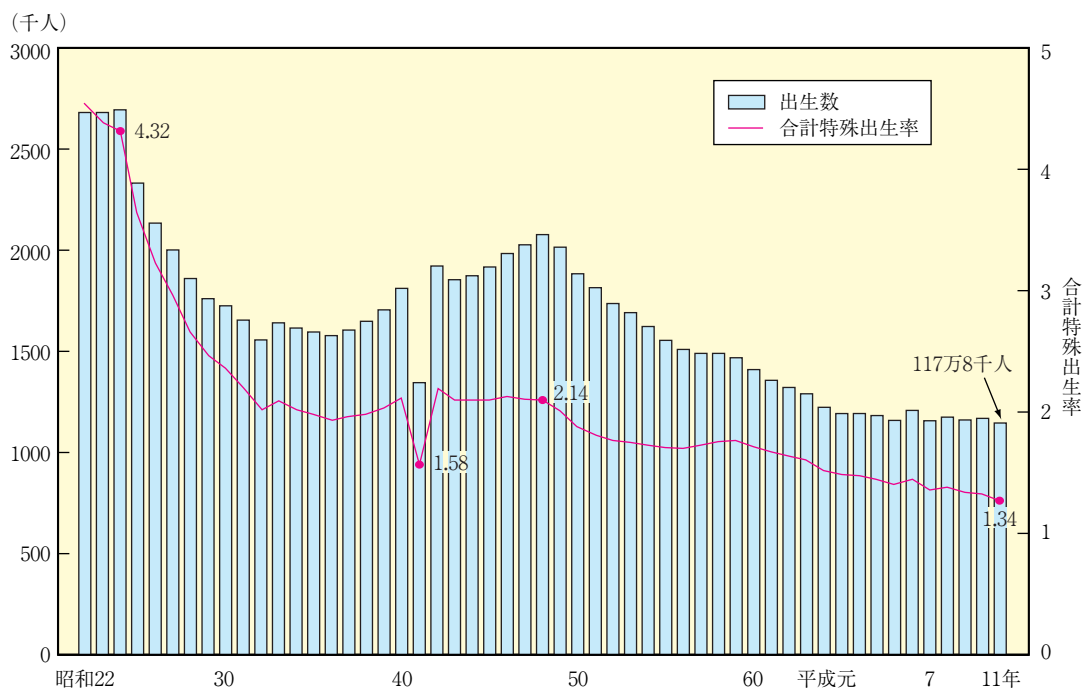
第1節 家族をめぐる状況

（進む少子化）

平成11年の我が国の出生数は、前年の120万3千人より2万5千人減少し、史上最低の117万8千人を記録した。

また、合計特殊出生率（その年における女性の各年齢ごとの出生率を合計したもの）の状況についてみると、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年は前年の1.38を更に下回り、史上最低の1.34となった（第1－3－1図）。

第1－3－1図 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(未婚率の上昇，晩婚化)

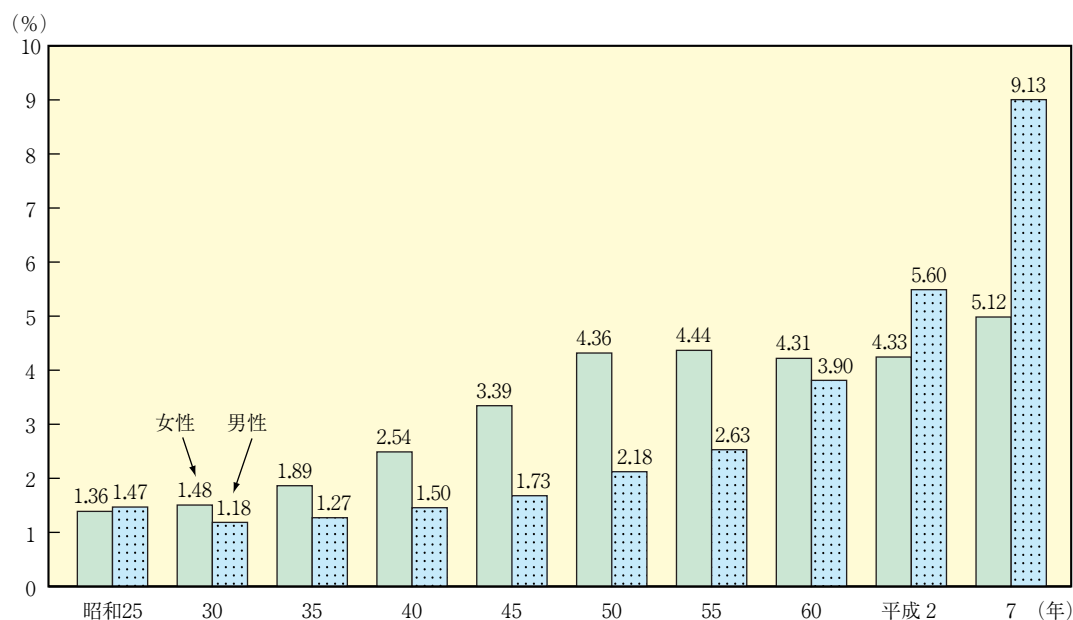
結婚している夫婦が産む子どもの数を，国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」でみると，結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生児数は，昭和47年の2.20人から平成9年の2.21人とほとんど変化がないことがわかる。合計特殊出生率は，未婚の女性も含めて計算されたものであるので，我が国の合計特殊出生率の低下の要因の一つとして，未婚率の上昇が考えられる。

生涯未婚率（50歳時の未婚率）は，男女とも昭和35年頃から従来の2%未満から急激に上昇し，平成7年には，女性5.12%，男性9.13%となっており，特に男性の生涯未婚率は急激に高まっている（第1-3-2図）。

また，年齢階級別にみると，女性については，20歳代前半層の未婚率は昭和60年時点で8割を超え，その後も上昇傾向にある。20歳代後半層では，特に未婚率の上昇が著しく，昭和50年には20.9%であったが，25年後の平成7年には約半数の女性が未婚である。また，30歳代も徐々に未婚率が上昇してきている（第1-3-3図）。

第1-3-4図は，母の年齢階級別に見た出生率の推移を昭和50年，60年，平成7年及び11年の4つの時点で比較したものである。20歳代，とりわけ25～29歳の出生率が近年大きく低下しており，30歳代の出生率がわずかながら上昇傾向にあるものの，20歳代の出生率の低下を補うには至っていない。

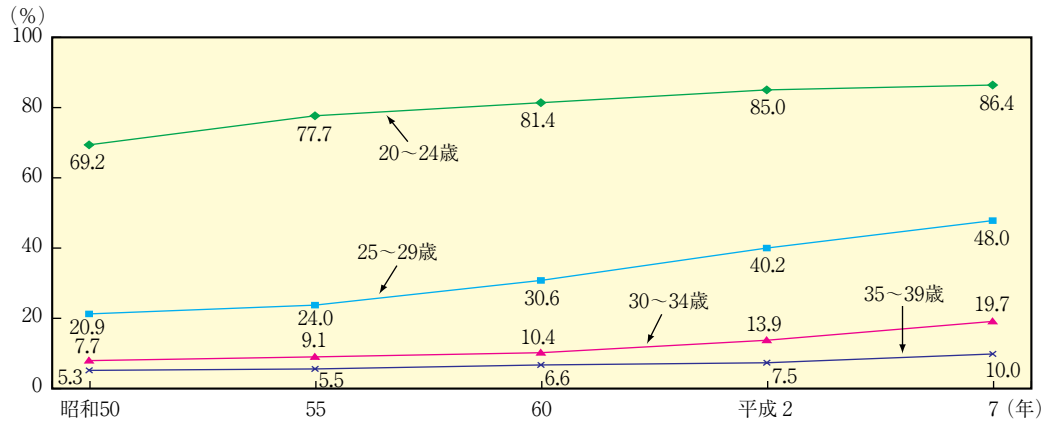
第1-3-2図 男女別生涯未婚率の推移



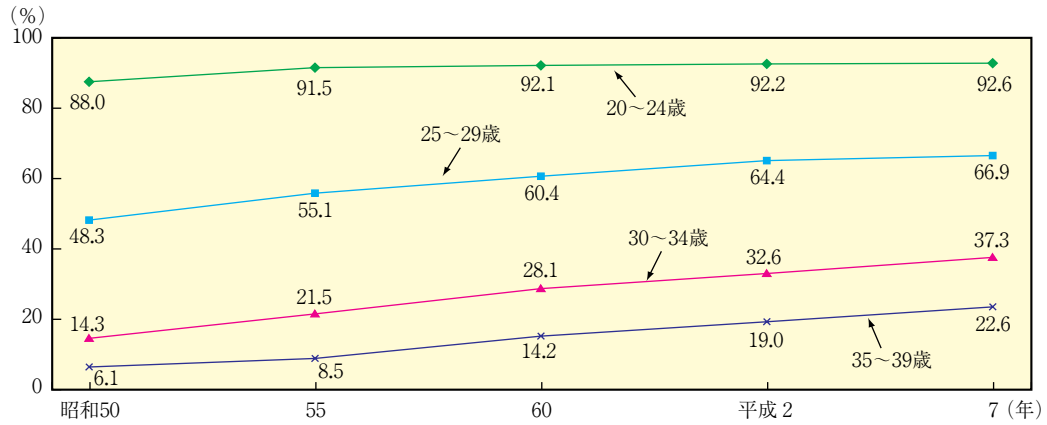
注：生涯未婚率は各年次の50歳時の未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値）

資料出所：総務省「国勢調査」

第1-3-3図 年齢階級別未婚率の推移
(女性)

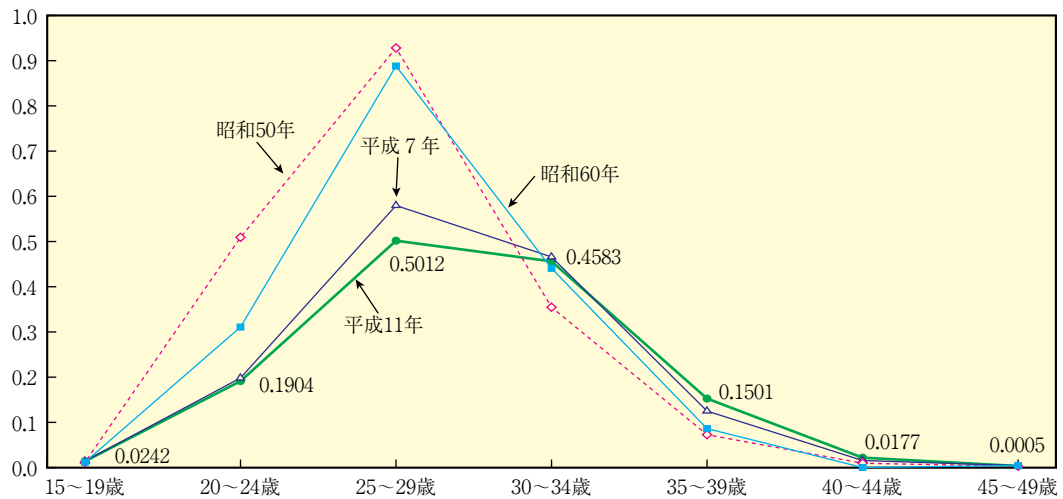


(男性)



資料出所：総務省「国勢調査」

第1-3-4図 母の年齢階級別にみた出生率の推移

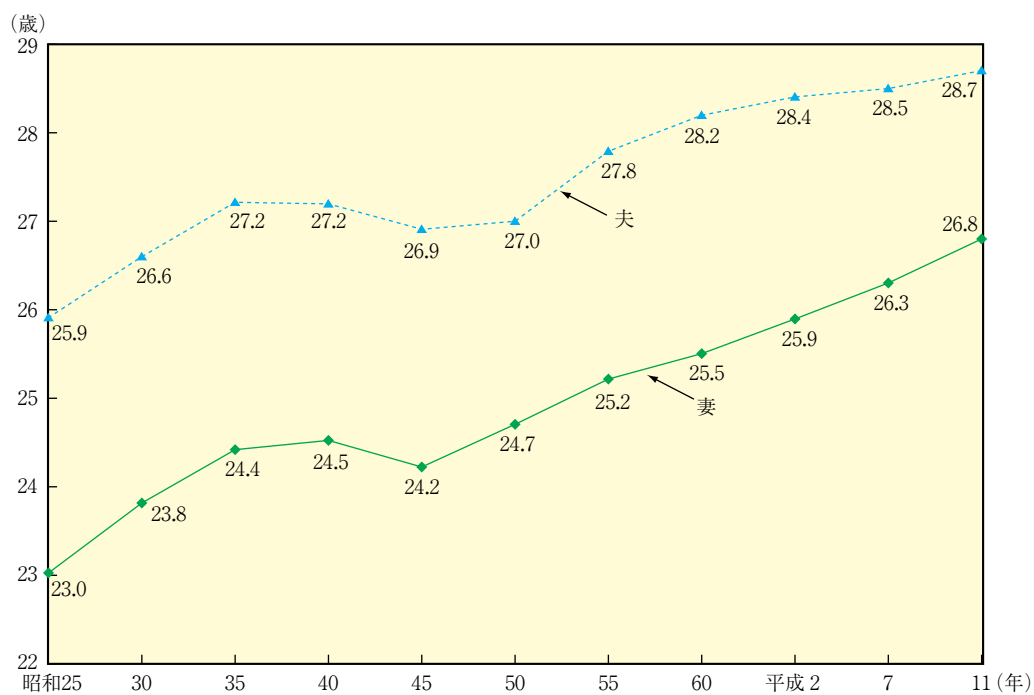


資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

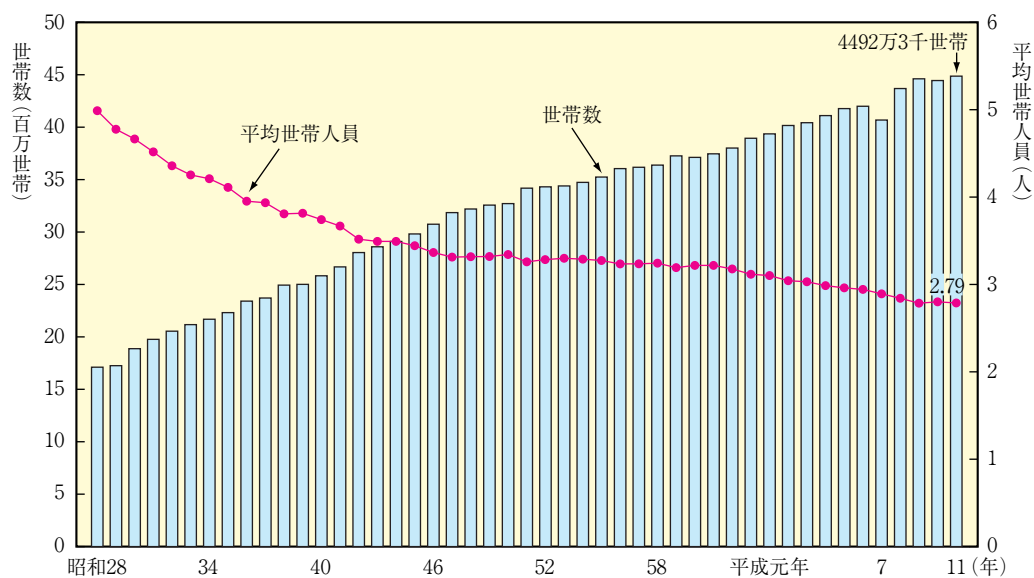
第1-3-5図は、平均初婚年齢の推移をまとめたものである。平成11年における平均初婚年齢は、妻26.8歳、夫28.7歳で、妻、夫とも前年より0.1歳上昇している。

第1-3-5図 平均初婚年齢の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

第1-3-6図 世帯数及び平均世帯人員の年次推移



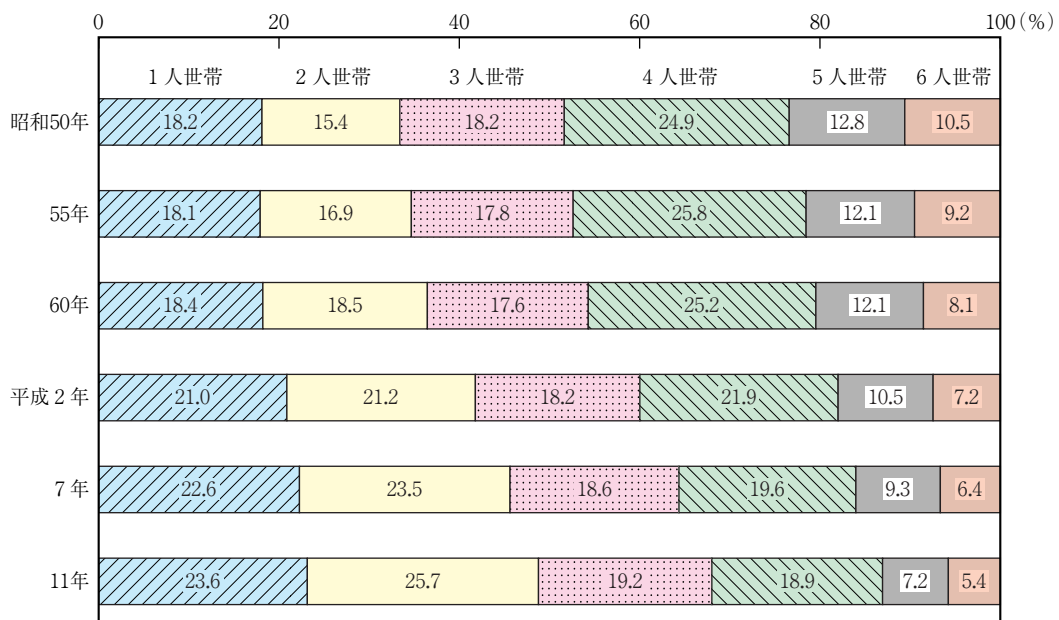
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(減少する世帯人員)

平成11年の我が国の世帯総数は、4,492万であり、前年に比べて42万世帯増加した（第1－3－6図）。

一方、世帯人員は減少している。厚生労働省「国民生活基礎調査」により、世帯人員別の世帯数の構成割合の推移をみると、1人世帯が昭和50年の18.2%から平成11年の23.6%、2人世帯が昭和50年の15.4%から平成11年の25.7%と、2人以下の世帯が約半数を占めている（第1－3－7図）。

第1－3－7図 世帯人員別にみた世帯数の構成割合の年次推移



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

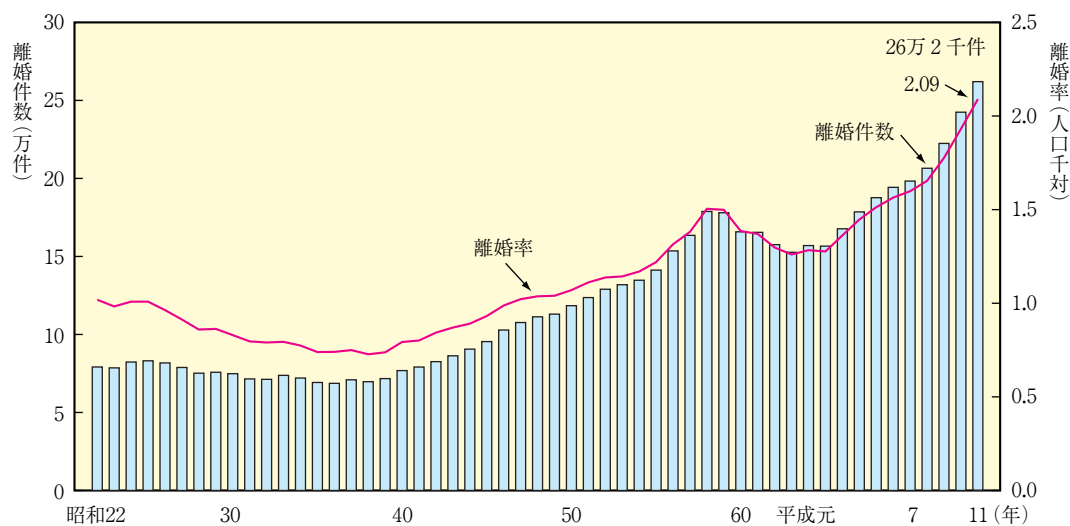
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(統計史上最高となった離婚件数，離婚率)

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、46年には初めて10万件を超えた。その後も増加を続け、58年をピークに減少に転じたが、平成3年から再び増加している。

平成11年の離婚件数は25万529件、離婚率は2.00であり、ともに統計史上最高となっている（第1－3－8図）。

第1-3-8図 離婚件数及び離婚率の推移



注：離婚率＝年間離婚届出数／日本人人口（各年10月1日現在）

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

（増加する共働き世帯）

総務省「労働力調査特別調査」で夫（非農林業雇用労働者）と妻の就業状態別に世帯数の推移をみると、妻が65歳未満の典型的な一般世帯に占める「夫婦がともに非農林業雇用労働者」である世帯の割合は、昭和60年の29.2%から平成12年の37.7%へと8.5ポイント増加している。とりわけ「夫婦と子供から成る世帯」においては、昭和60年の28.0%から平成12年の38.2%へと、ほぼ10ポイント増加している。一方、「夫が非農林業雇用労働者」で「妻が専業主婦」である世帯の占める割合は、昭和60年の37.1%から平成12年の33.5%へと3.6ポ

第1-3-9表 妻と夫の就業状態別世帯割合の推移

(%)

			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と親から成る世帯	夫婦と子どもから成る世帯	夫婦、子どもと親から成る世帯
夫が雇用労働者（非農林業）	妻が雇用労働者（非農林業）	昭和60年	29.2	25.4	33.8	28.0	36.9
		平成2年	33.2	27.9	33.3	32.2	43.2
		7年	36.0	32.5	38.5	34.7	45.5
		12年	37.7	32.7	36.4	38.2	45.5
	妻が専業主婦	昭和60年	37.1	32.4	25.0	42.1	26.8
		平成2年	34.7	30.8	25.6	39.9	25.3
		7年	35.7	31.5	24.2	41.3	25.6
		12年	33.5	29.8	26.2	38.2	25.6

注：妻が65歳未満である典型的な一般世帯総数に占める割合である。

資料出所：総務省「労働力調査特別調査」

イント減少しており、共働き世帯が専業主婦世帯を上回っている（第1-3-9表）。

第1-3-10表は、末子の年齢階級別に、子どものいる世帯における母の就業状態をみたものである。子どものいる世帯における母親のうち、半数以上が就業者であるが、末子の年齢が3歳以下の場合には、就業者率は3割以下であり、この水準は近年変化していない。しかし、これを夫婦・子供から成る世帯の就業者率（24.9%）と、夫婦・子供・親から成る世帯の就業者率（35.1%）で比較すると、後者の方が就業者率が多くなっており、一般に親と同居の方が母親が働きやすい環境になっていることがわかる。

第1-3-10表 末子の年齢階級別子供のいる世帯における母の就業状態

(%)

	総 数	末 子 の 年 齢					
		0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	15歳以上
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	55.0	28.0	48.6	63.9	68.7	70.6	61.6
就業者	97.7	96.9	96.4	97.9	97.0	98.7	97.7
非農林業雇用者	77.8	78.6	77.4	81.9	80.2	81.8	75.8
35時間未満	22.3	11.4	20.2	30.6	30.6	30.3	22.9
	(52.1)	(51.9)	(53.8)	(58.4)	(55.6)	(52.4)	(49.0)
35時間以上	20.3	10.3	16.2	21.1	24.5	26.6	23.6
	(47.5)	(46.8)	(43.1)	(40.3)	(44.4)	(46.0)	(50.5)
完全失業者	1.3	0.9	1.7	0.7	2.7	0.9	1.3
非労働力人口	44.8	72.0	51.4	36.1	31.3	30.3	38.3
就業希望者	21.5	40.3	34.1	22.4	17.7	16.5	12.3

注：(1) () 内は非農林業雇用者を100とした場合

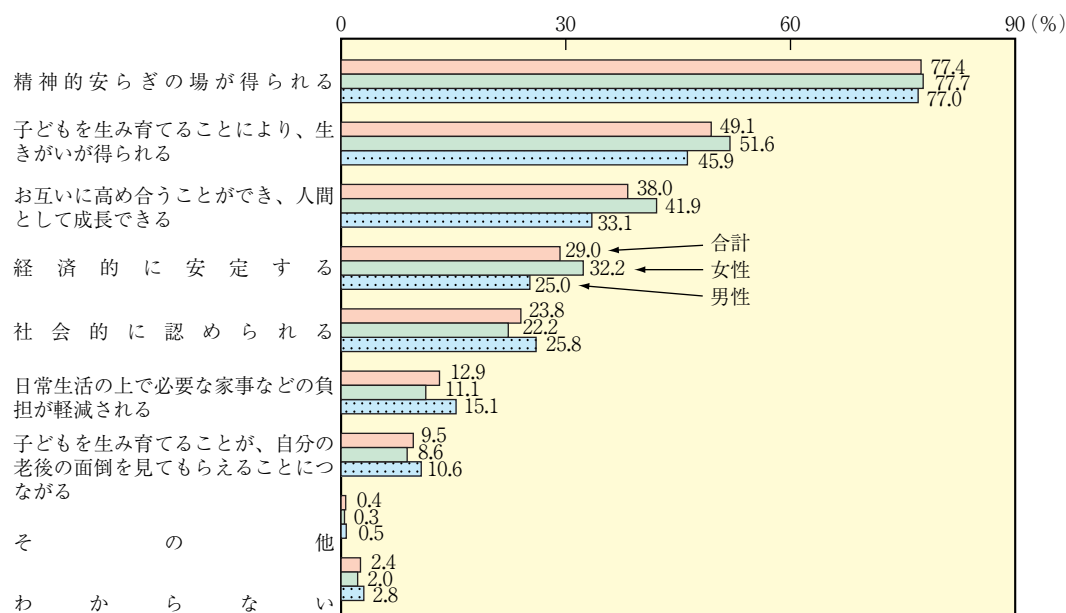
(2) 子供のいる世帯とは、夫婦と子供から成る世帯数と、夫婦、子供と親から成る世帯数の合計

資料出所：総務省「労働力調査特別調査」

（精神的な面での役割が求められている、家庭の役割）

平成12年の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」をみると、家庭のもつ役割について、「経済的に安定する」、「社会的に認められる」と答えた者が2～3割程度であるのに対し、約8割の者が「精神的安らぎの場が得られる」と答えたほか、「子どもを生み育てることにより、生きがい得られる」、「お互いに高め合うことができ、人間として成長できる」と答えた者の割合も比較的高くなっている。こうしたことから、家庭に対して、配偶者に対する依存等を前提とした経済的あるいは社会的な面での役割よりも、個々の自立を前提とした上で精神的な面での役割を求める者が多いことがうかがわれる（第1-3-11図）。

第1-3-11図 家庭のもつ役割（複数回答）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

第2節 男女の家庭生活への参画

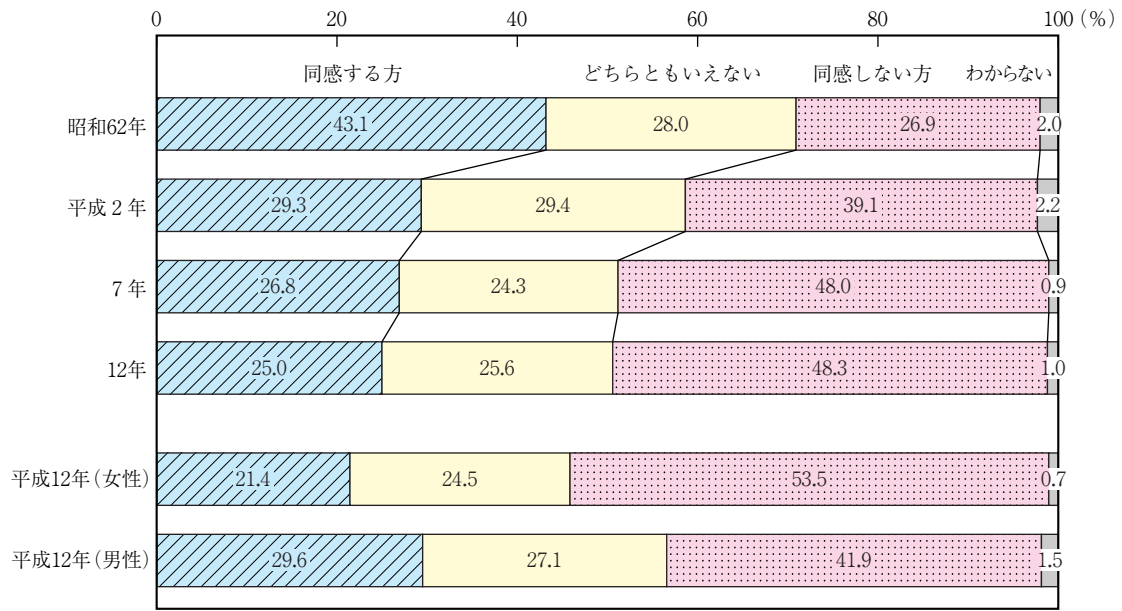
（依然として根強く残る固定的役割分担意識）

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同感する方が否かについては、「同感しない方」と答えた者の割合は、昭和62年（26.9%）と平成12年（48.3%）を比べると増加しているが、7年（48.0%）と12年（48.3%）においては変化があまり見られず、性別による固定的な役割分担意識は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として未だ根強く残っている状況にある（第1-3-12図）。

また、性別に見ると、「同感しない方」と答えた者が、女性で53.5%、男性で41.9%と、女性の方が高くなっている。年齢階級別にみると、女性の30歳代、40歳代で「同感しない方」と答えた者の割合が高く6割を超えているほか、女性の20歳代、50歳代も6割弱の者が「同感しない方」と答えている。男性では20歳代、30歳代で「同感しない方」と答えた者の割合が高く5割を超えている。

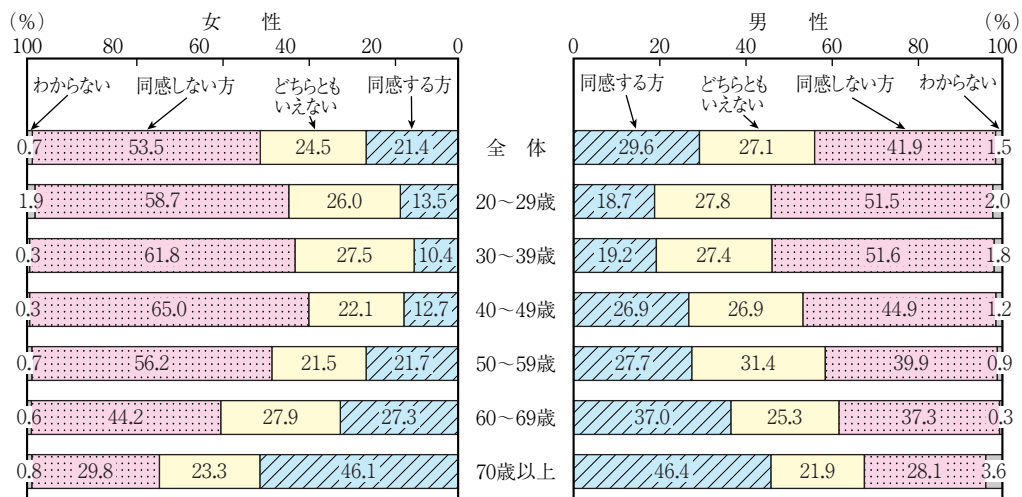
一方、「同感する」と答えた者の割合は、女性の70歳以上、男性の60歳代及び70歳以上で高くなっている（第1-3-13図）。

第1-3-12図 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

第1-3-13図 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

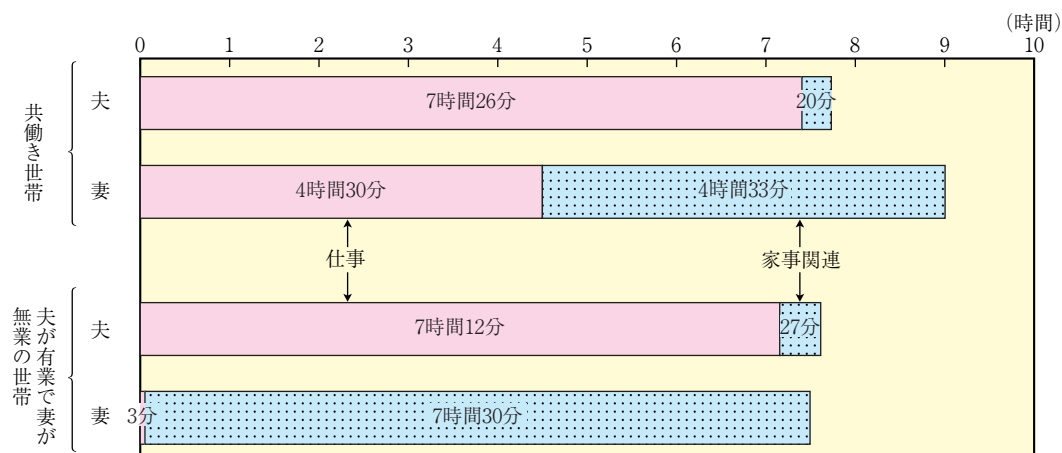


資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

さらに、総務省「社会生活基本調査」（平成8年）によると、1週間の平均家事時間を比較すると、共働き世帯については妻が4時間33分であるのに対し、夫は20分であった。夫が有業で妻が無業の世帯については、妻が7時間30分であるのに対し、夫は27分であった。平成3年の調査結果と比較しても、夫の家事時間は増加しておらず、このことから性別役割分業の実態が見受けられる（第1-3-14図）。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-3-14図 妻の就業状態別夫と妻の仕事時間と家事関連時間(夫婦と子供の世帯)一週全体

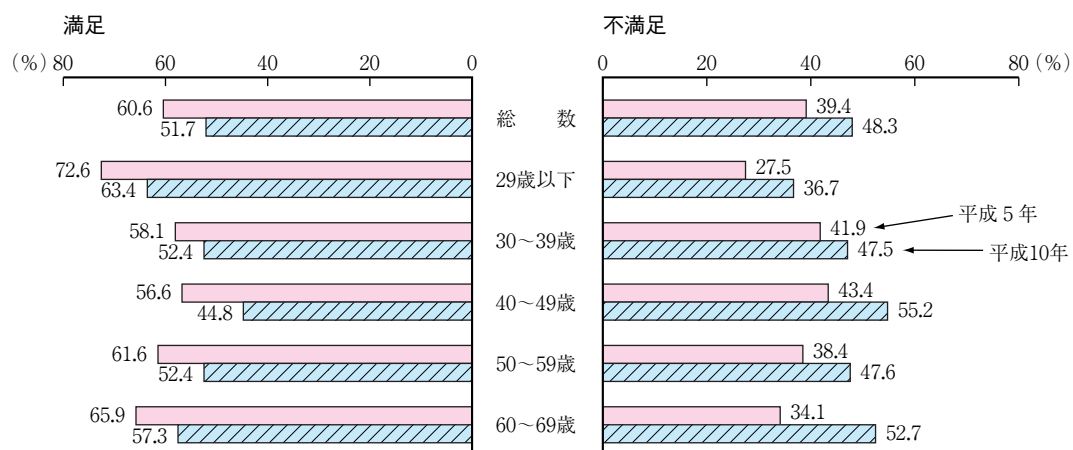


注:「家事関連」は、「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計

資料出所:総務省「社会生活基本調査」(平成8年)より作成

なお、国立社会保障・人口問題研究所「第2回全国家庭動向調査」(平成10年)で、夫の家事・育児に対する妻の満足度をみると、5年前に比べてあらゆる年齢層で満足と答える者が減少し、不満と答える者が増加している。総じて、若い主婦層では満足度が高く、中年期の主婦層では不満が大きいことがわかる(第1-3-15図)。

第1-3-15図 妻の夫の家事・育児に対する満足度

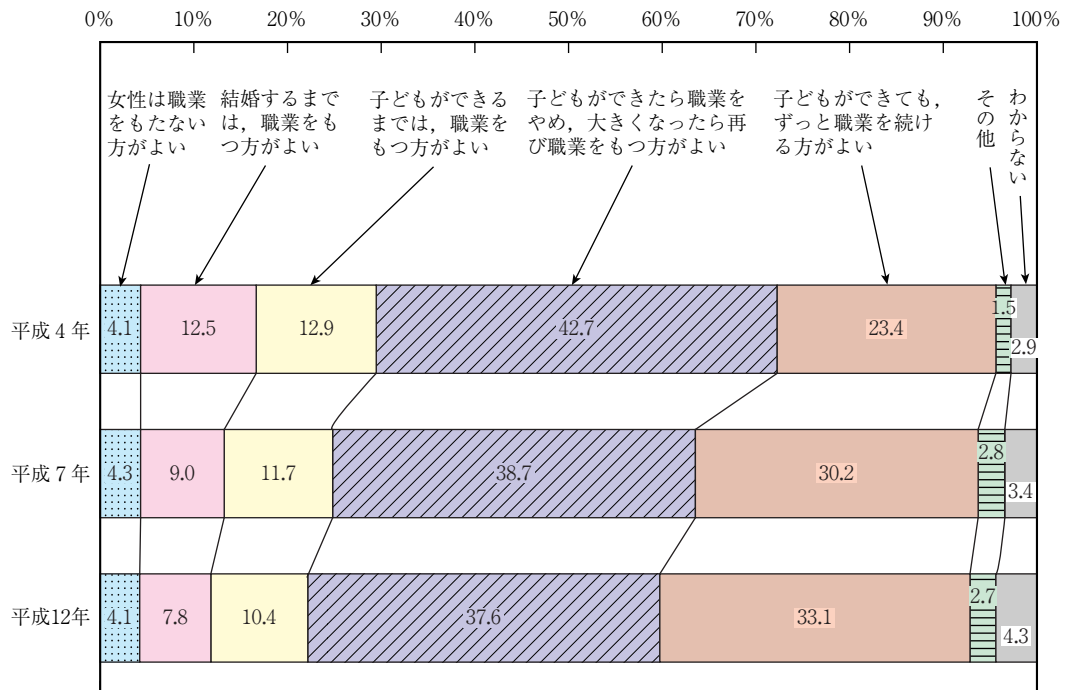


注: (1)「満足」は、「非常に満足」と「まあまあ満足」の合計

(2)「不満」は、「やや不満」と「非常に不満」の合計

資料出所:国立社会保障・人口問題研究所「第2回全国家庭動向調査」(平成10年)

第1-3-16図 女性が職業をもつことについて



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

（30～40歳代女性は就業継続型を支持）

女性が職業をもつことについてどう考えるかについては、平成12年においては、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた者（以下「再就職型」という。）の割合が、37.6%と最も大きく、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた者（以下「就業継続型」という。）の割合（33.1%）を上回っている。

なお、平成4年の調査結果と比較すると、就業継続型が若干増加している（4年23.4%→12年33.1%）（第1-3-16図）。

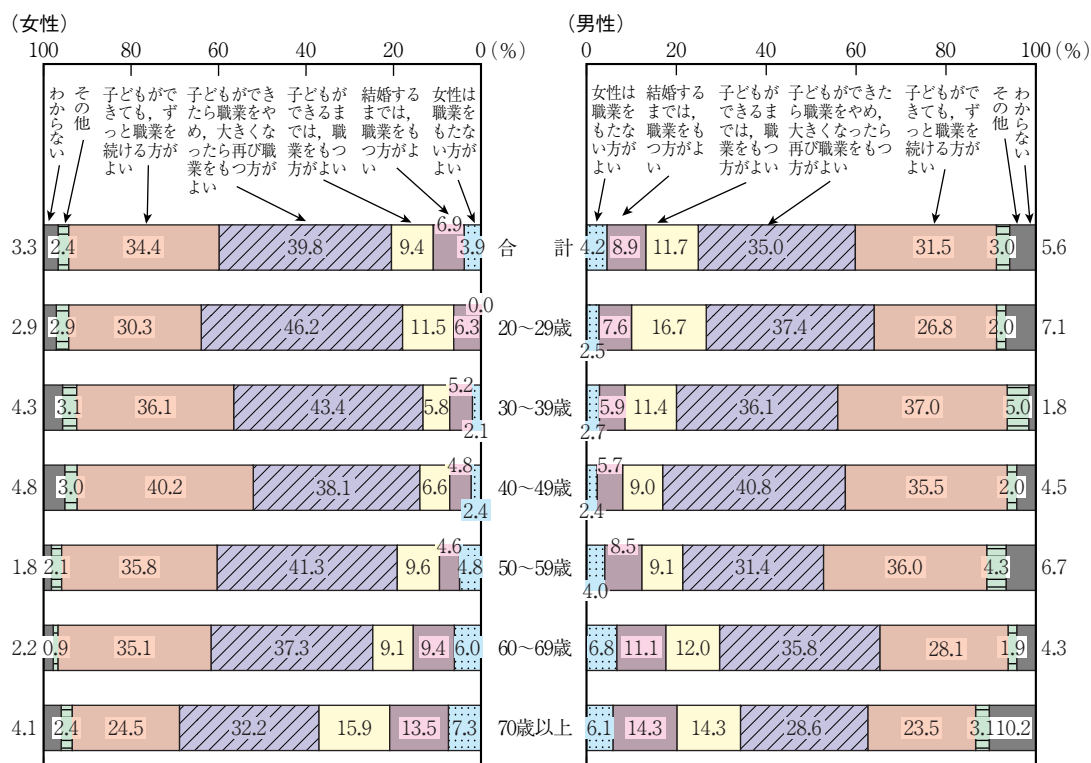
性別にみると、再就職型の割合は、女性で39.8%、男性で35.0%、就業継続型の割合は、女性で34.4%、男性で31.5%と、いずれも女性の方が高くなっている。

年齢階級別にみると、女性では、20歳代から40歳代までは、再就職型が減少し、就業継続型が増加する傾向にあり、40歳代では、就業継続型（40.2%）が再就職型（38.1%）を上回っている。50歳代以降は、再就職型が増加し、就業継続型が減少している。30歳代から40歳代にかけて、就業継続型が増加傾向にあるが、これは、育児により仕事をやめた、あるいは育児の壁と奮闘しながら実際に仕事を継続している30歳代から40歳代の女性が、再就職の難しさを反映して就業継続のメリットを実感することによるものと考えられる。

なお、男性では30歳代と50歳代で就業継続型が再就職型を上回っている（第1-3-17図）。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-3-17図 女性が職業をもつことについて



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

（男性の参画への期待が高い「親の介護」）

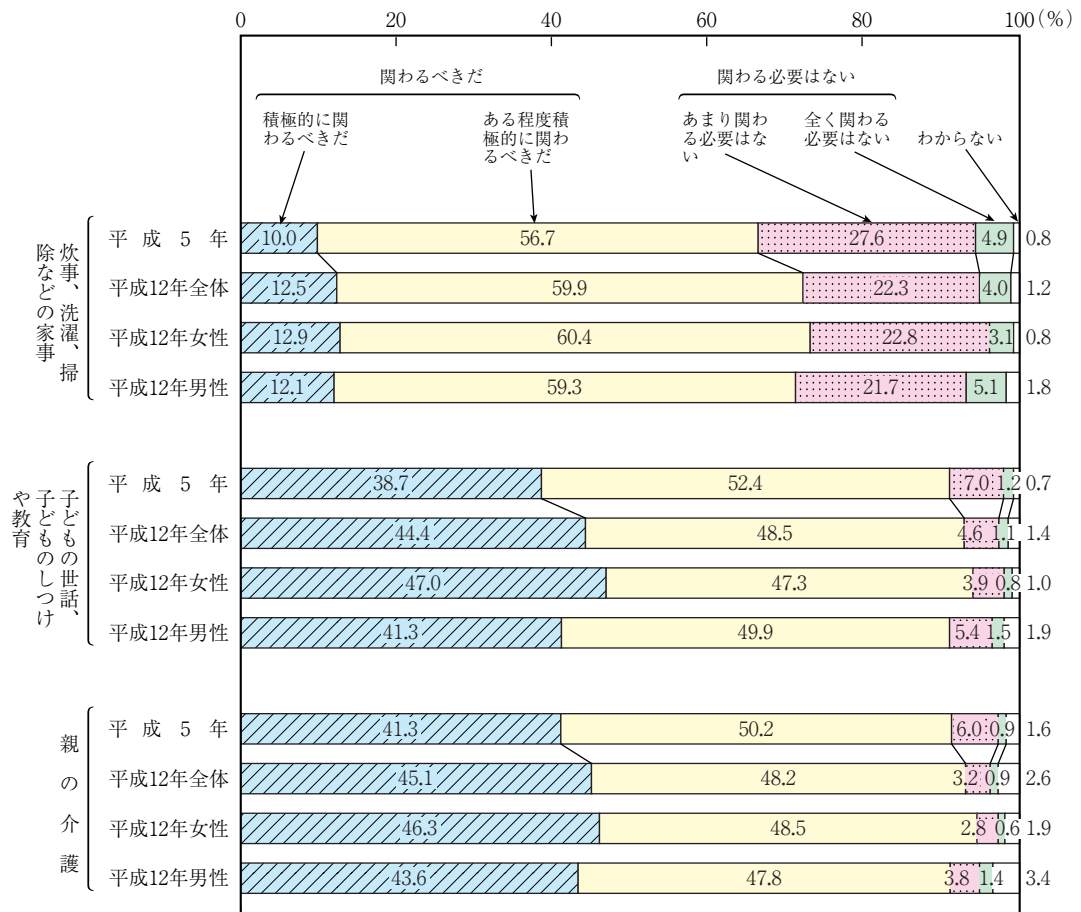
「家事」、「子育てや教育」、「介護」などの家庭における役割について、男性がどの程度関わるべきだと思うかについては、平成12年においては、5年の調査結果と比較すると、「家事」、「子育てや教育」、「介護」のいずれも「関わるべきだ」と答えた者の割合がわずかながら上昇している。

分野別にみると、「家事」については男性が関わるべきものとしての認識が低い。一方、「親の介護」については関わるべきものと答えた者の割合が最も高く93.2%となっており、「積極的に」関わるべきものと答えた者も45.1%となっている。これまで介護は家族の中で女性によって担われてきた面が大きいといえるが、少子・高齢化や核家族化等が進展する中で、介護を専ら女性が担うことには限界があり、男性の介護への参画が今まで以上に求められている状況にあることがうかがわれる（第1-3-18図）。

性別にみると、「関わるべきだ」と答えた者の割合は、女性の20歳代から40歳代で、「関わる必要はない」と答えた者の割合は、60歳代及び70歳以上の男女で、それぞれ高くなっている（第1-3-19図）。

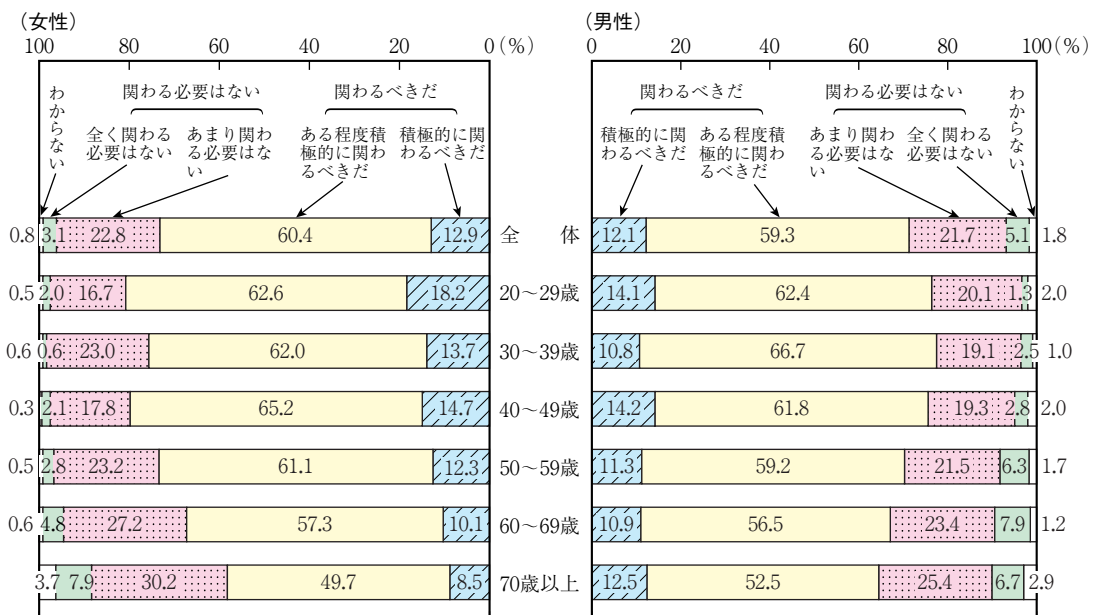
また、子どもの世話、子どものしつけや教育について、男性がどの程度関わるべきだと思うかについては、「関わるべきだ」と答えた者の割合は、女性の20歳代から40歳代で高く、

第1-3-18図 男性の家庭へのかかわり方



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

第1-3-19図 男性の家庭へのかかわり方（炊事、洗濯、掃除などの家事）



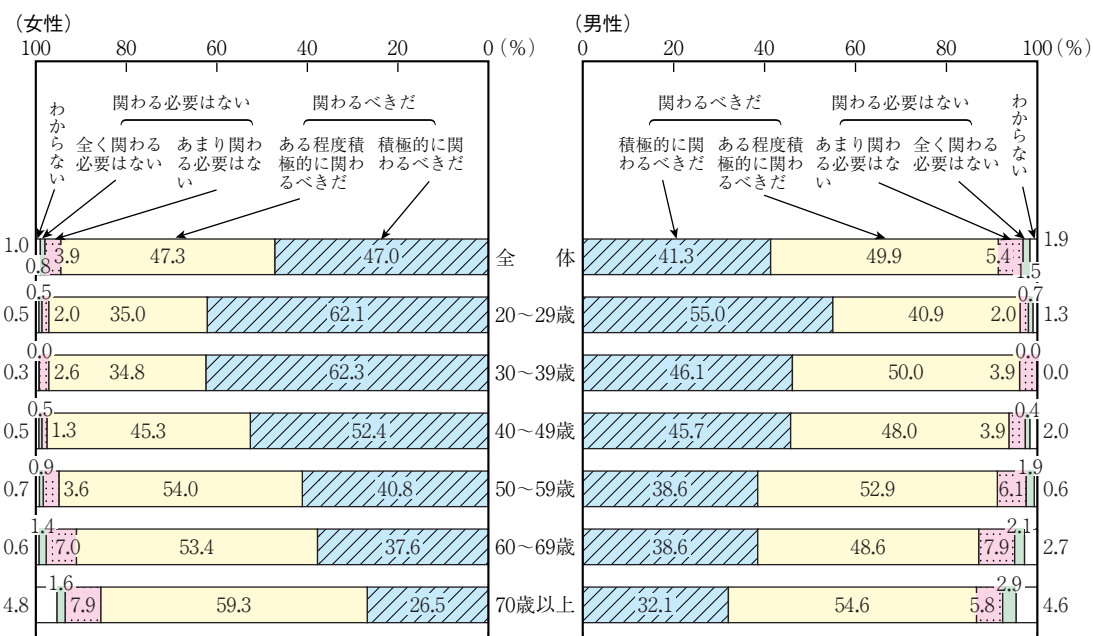
資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

「関わる必要はない」と答えた者の割合は、男性の60歳代で高くなっている（第1－3－20図）。

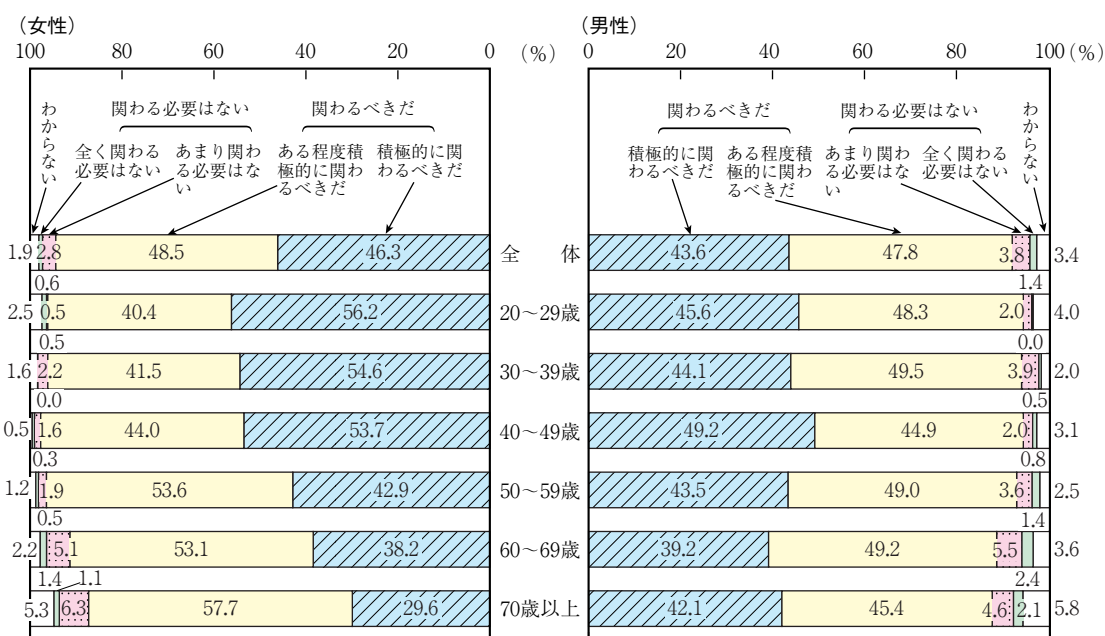
さらに、親の介護について、男性がどの程度関わるべきだと思うかについては、「関わるべきだ」と答えた者の割合は、女性の40歳代で高くなっている。また、20歳代から40歳代までの女性は、半数以上の者が「積極的に」関わるべきだと答えている。

第1－3－20図 男性の家庭へのかかり方（子どもの世話、子どものしつけや教育）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

第1－3－21図 男性の家庭へのかかり方（親の介護）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

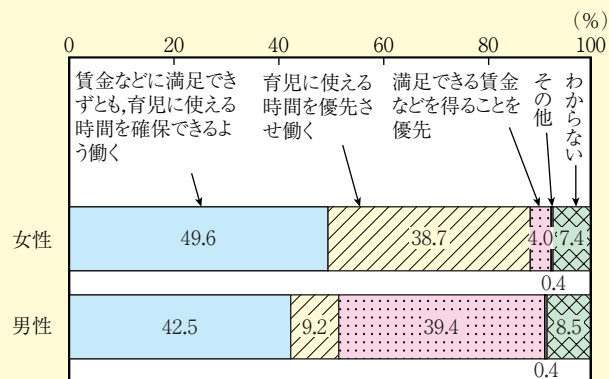
男性については、40歳代が「積極的に」関わるべきだと答えている者の割合が高い（第1－3－21図）。

子育てか、賃金・ポストか

「仮に子育て期に働くとした場合、賃金やポスト（地位）などの処遇と育児との関係ではどのように働きたいと思いますか？」 内閣府「少子化に関する世論調査」（平成11年）におけるこの質問に対し、「賃金やポストに満足できない点があっても、育児に使える時間を確保できるように働く」、「賃金・ポストより育児に使える時間を優先させて働く」（以下「子育て重視型」という。）と答えた者が、合わせて、女性で88.3%であるのに対し、男性では51.7%であった。これに対して、「育児に使える時間がなくなっても、満足できる賃金やポストを得ることを優先させ働く」（以下「賃金・ポスト重視型」という。）と答えた者が、女性で4.0%であるのに対し、男性では39.4%にも上っている。

この結果は、女性に比べて男性がいかに仕事重視の意識を持っているかを如実に表すとともに、男性が子育てに取り組むことの障害として賃金・ポストに不利益が生じると認識していることを示すものであろう。特に、年齢階級別に見ても、男性では年齢層が高くなり賃金やポストに差が出てくるにつれて、賃金・ポスト重視型が増加し、子育て重視型が減少しているのが特徴的だ。

子育て期における賃金やポストなどの処遇と働き方



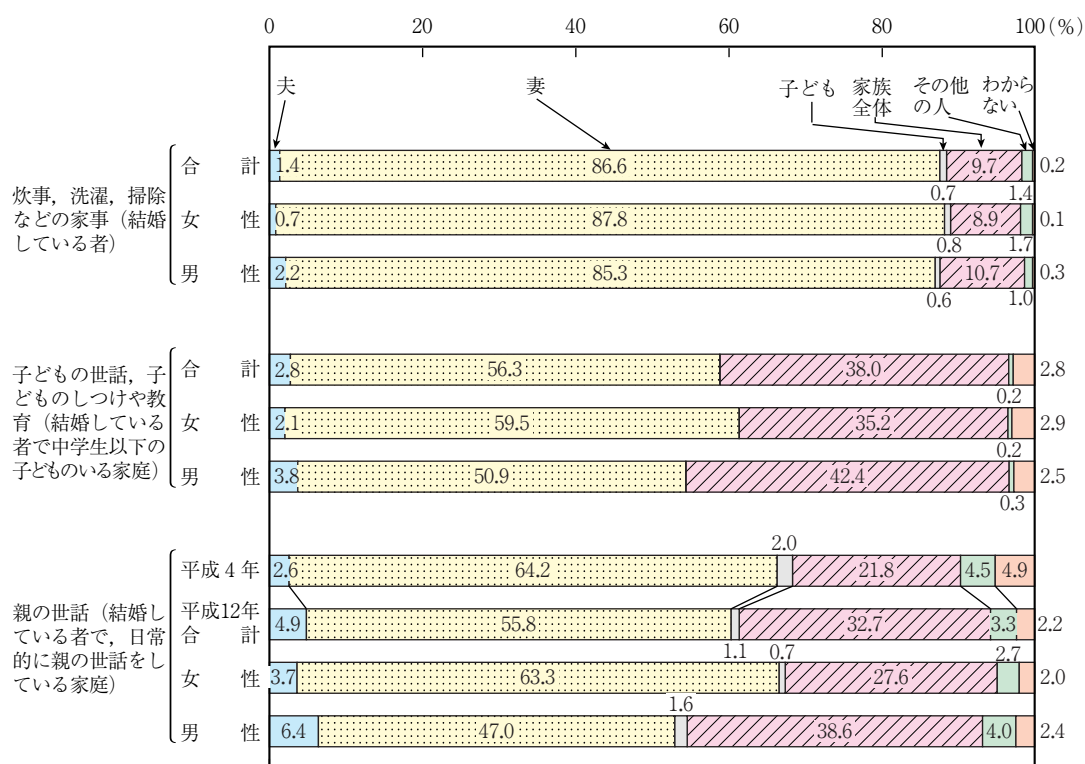
資料出所：内閣府「少子化に関する世論調査」（平成11年）

（「家族全体」が増えつつある、介護に関する役割分担）

家庭生活上の役割分担の実態については、「炊事、洗濯、掃除などの家事」を「妻」が分担すると答えた者の割合は86.6%、「家族全体」が9.7%、「子どもの世話、子どものしつけや教育」では「妻」が56.3%、「家族全体」が38.0%、「親の世話」では「妻」が55.8%、「家族全体」が32.7%となっている。このように、家事については妻が主に分担する家庭が多いのに比べると、子どもの世話や教育、親の世話については家族全体でみる場合は比較的多い。

とりわけ「夫」が主に分担すると答えた者の割合が高いのは、「親の世話」である。「親の世話」について、平成4年の調査結果と比較すると「夫」（4年2.6%→12年4.9%）及び

第1-3-22図 家庭生活上の役割分担の実態



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

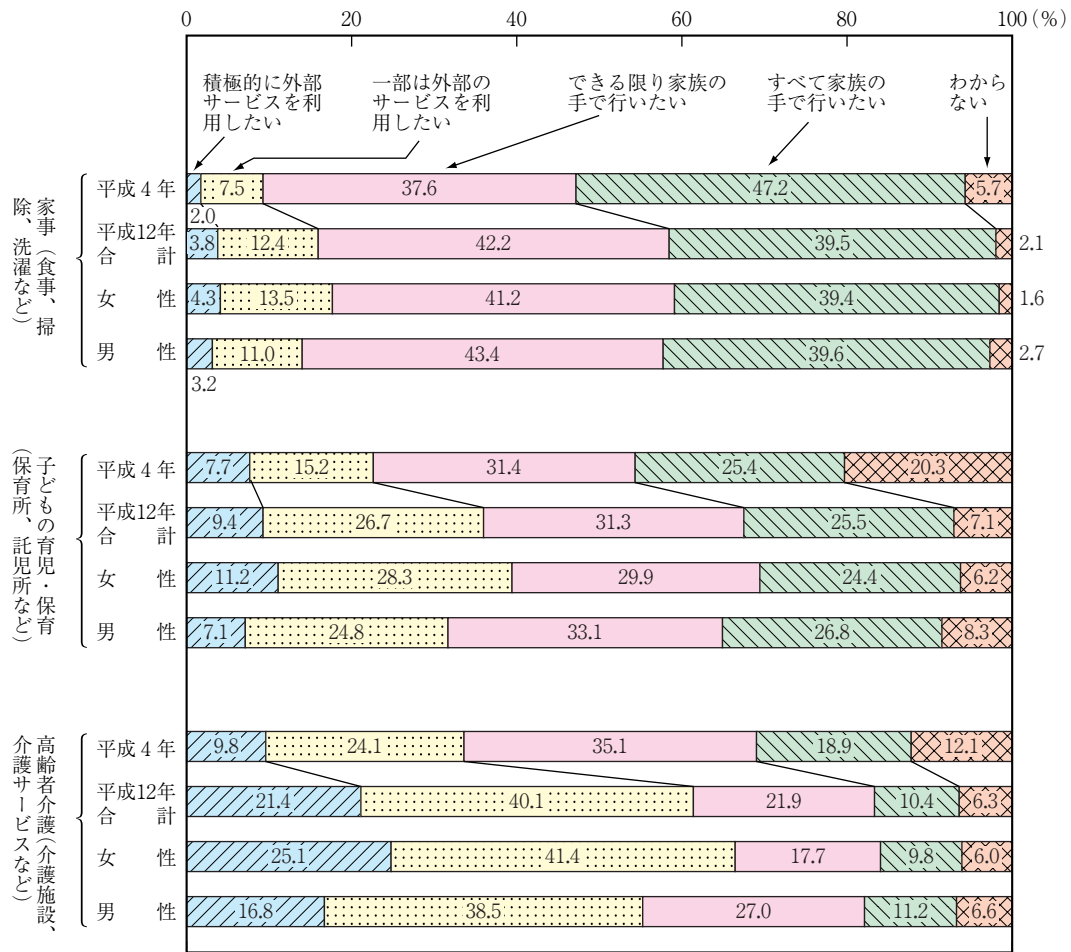
「家族全体」（4年21.8%→12年32.7%）と答えた者の割合は上昇したが、「妻」（4年64.2%→12年55.8%）は減少している。こうした結果からも、介護を家族全体で分担したり、男性が介護を担うケースが増加している状況がうかがわれる（第1-3-22図）。

（外部サービスの利用の意向が強い高齢者介護）

また、家庭生活に関連した外部のサービスを利用したいと思うか、それとも家族の手で行いたいと思うか聞いたところ、「高齢者介護」で61.5%、「子どもの育児・保育」で36.0%、「家事」で16.2%の者が「外部のサービスを利用したい」と答えており、いずれも平成4年の調査結果と比較して「外部のサービスを利用したい」と答えた者の割合が増加している。特に「高齢者介護」は4年の33.9%から12年の61.5%へと約2倍となっている。性別にみると、「家事」、「子どもの育児・保育」、「高齢者介護」のいずれについても女性の方が「外部のサービスを利用したい」と答えた者の割合が大きい。

女性の労働力率がいずれの年齢層でも上昇する中、家庭生活関連サービス全般へのニーズが高まっていること、とりわけ介護については、これまで家族の中で女性によって担われてきたところが大きいといえるが、介護保険制度の導入等を背景として、外部のサービスの利用を希望する者が増加していることがうかがえる（第1-3-23図）。

第1-3-23図 家庭生活関連サービスの利用



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

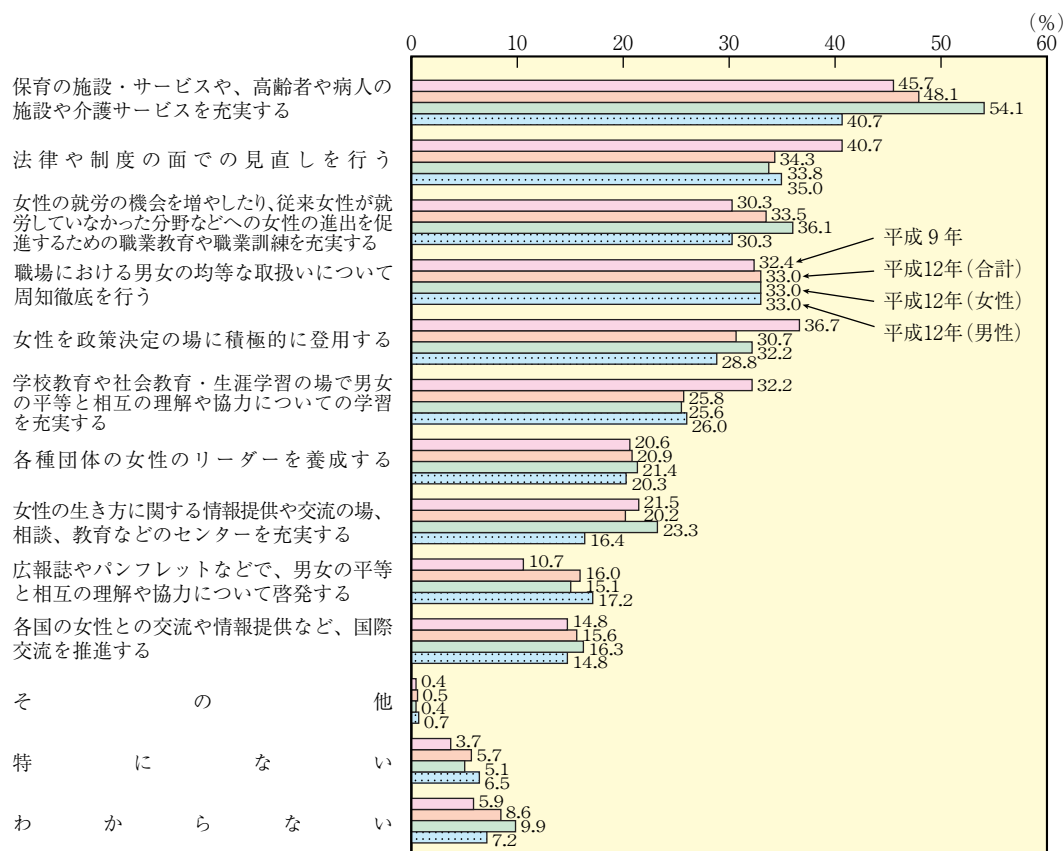
（望まれる保育や高齢者等の施設・サービスの充実）

男女共同参画社会を形成していくために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思うか聞いたところ、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」と答えた者の割合が48.1%と最も高かった（第1-3-24図）。この回答を挙げた者の割合は、20歳代から40歳代の女性で高くなっており、特に30歳代の女性では66.4%と非常に高くなっている。

少子・高齢化が急速に進展する中、21世紀の我が国は女性が社会のあらゆる分野に参画することを前提とした社会システムが必要となる。仕事と子育ての両立の負担を軽減するための取組を政府を挙げて進めることは、我が国にとって、重要かつ喫緊の課題となっている。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-3-24図 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

なぜ育児休業を取らなかったのか

「お子さんが1歳に達するまでの間、あなたの希望する期間について育児のために休業できます。休業前賃金の一定割合額（平成13年1月から25%から40%に引上げ）がもらえます！」—こうした育児休業制度ができてから今年で9年が経過している。ところが、厚生労働省の「女性雇用管理基本調査」によれば、出産した女性労働者のうち4割を超える人が育児休業を取得していないとの結果が明らかになった。なぜ彼女たちは育児休業を取らなかったのか。

（財）女性労働協会が平成12年1月に実施した「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査」によれば、女性が育児休業制度を利用しなかった理由として「職場の雰囲気」を挙げる者が最も多くなっている。また、育児休業制度を利用しなかった者について育児休業制度の改善点を聞くと、「育児休業の取得に対する職場の理解」や「元の仕事又は希望する仕事への復帰」が多く、職場の理解不足とともに、育児休業から復帰後の労働条件に対する不安から、育児休業の取得を控える傾向にあることがうかがえる。

それでは男性が育児休業を取得したのか。答えはノーだ。男性に至っては、男女の育児休業取得者に占める割合は2.4%、配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合は0.42%と、育児休業取得率は極めて低い（厚生労働省「女性雇用管理基本調査」平成11年度）。

（財）こども未来財団が実施した「平成12年度子育てに関する意識調査」で15歳までの子どもを持つ子育て層について意識をみると、男性が育児休業を取得すべきかについて、「非常にそう思う」、「ややそう思う」と答えたのは男女とも半数以上を占めるものの、実際に男性本人もしくは夫が育児休業を取ることにについて、「ぜひ機会があれば取得する」男性は7.4%、「ぜひ機会があれば取得してほしい」女性は15.4%に過ぎない。育児休業を取得できない・しない理由としては、「仕事の量や責任が大きいから」、「収入が減少し、家計に影響するから」、「職場で理解が得られないから」を挙げる男性が多くなっている。

これは、男女の固定的な性別役割分担意識や職場優先の企業風土から、依然として、男女とも育児休業の取得や子育てをしながら働き続ける「両立ライフ」への障害を実感しているためと考えられる。これを解消するには、職場優先の企業風土の是正や、職業生活と家庭生活との均衡がとれる働き方の重要性について、労使を始め国民一般の理解を深めることが不可欠だ。また、企業もそのあり方を改め、仕事と子育てが両立できる様々な制度を持ち、短時間勤務、フレックスタイム制など弾力的な労働時間制、在宅勤務等多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行ういわゆる「ファミリー・フレンドリー企業」へと変身することが必要ではないか。

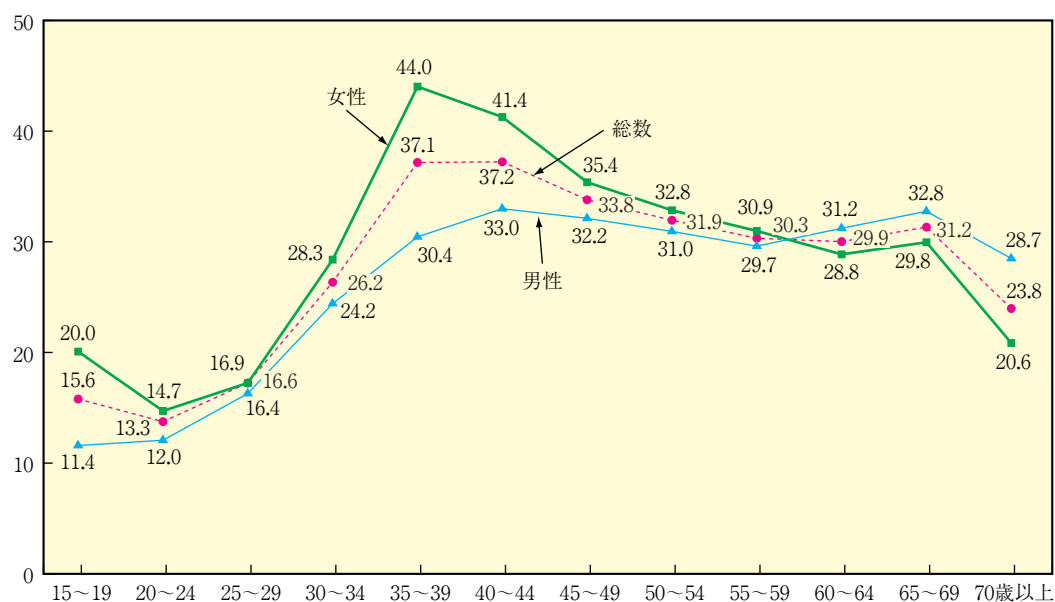
第3節 男女の地域社会への参画

（男女で年代層が異なる，社会的活動への参加状況）

ボランティア活動を始めとする社会的活動は，社会を支えていく重要な活動であり，近年関心も高まっているが，こうした活動に男女とも関心に応じて参加できるような環境整備を図ることが重要である。15歳以上の男女がこうした社会的活動を過去1年間に行った者の割合は，女性28.1%，男性25.7%と女性の方がやや高い。有業者、無業者別に見ると，女性は有業者30.3%，無業者25.6%であり，男性は有業者27.7%，無業者18.1%である。

社会的活動の行動者率を年齢階級別にみると，中心となる年齢層は男女で異なっており，女性は30歳代後半及び40歳代が中心となっているのに対し，男性は60歳代の参加率が高くなっている（第1－3－25図）。

第1－3－25図 社会的活動の行動者率

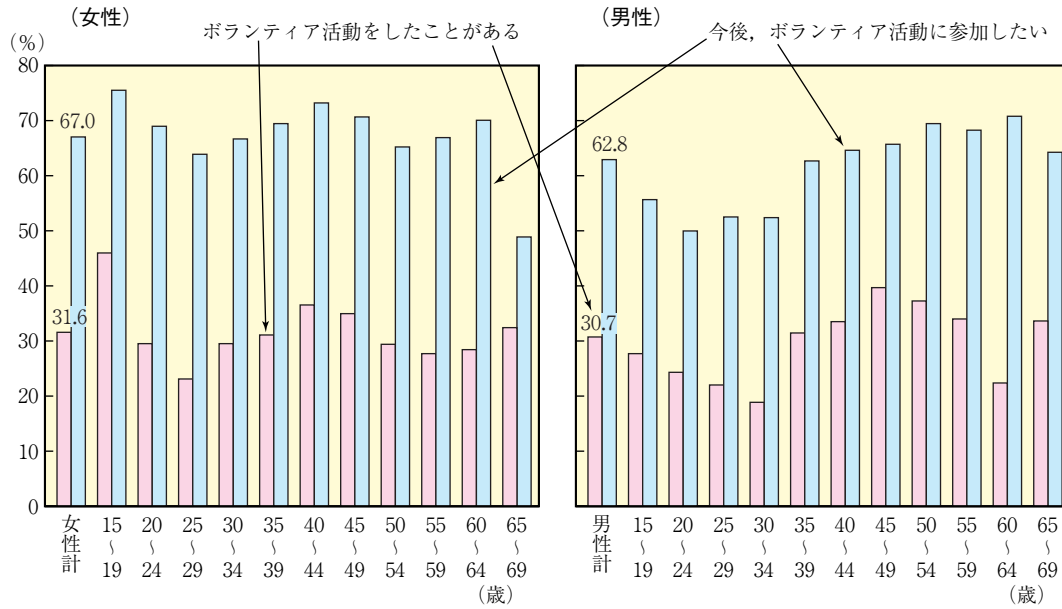


資料出所：総務省「社会生活基本調査」（平成8年）

（女性に多い，ボランティア活動の経験者，参加希望者）

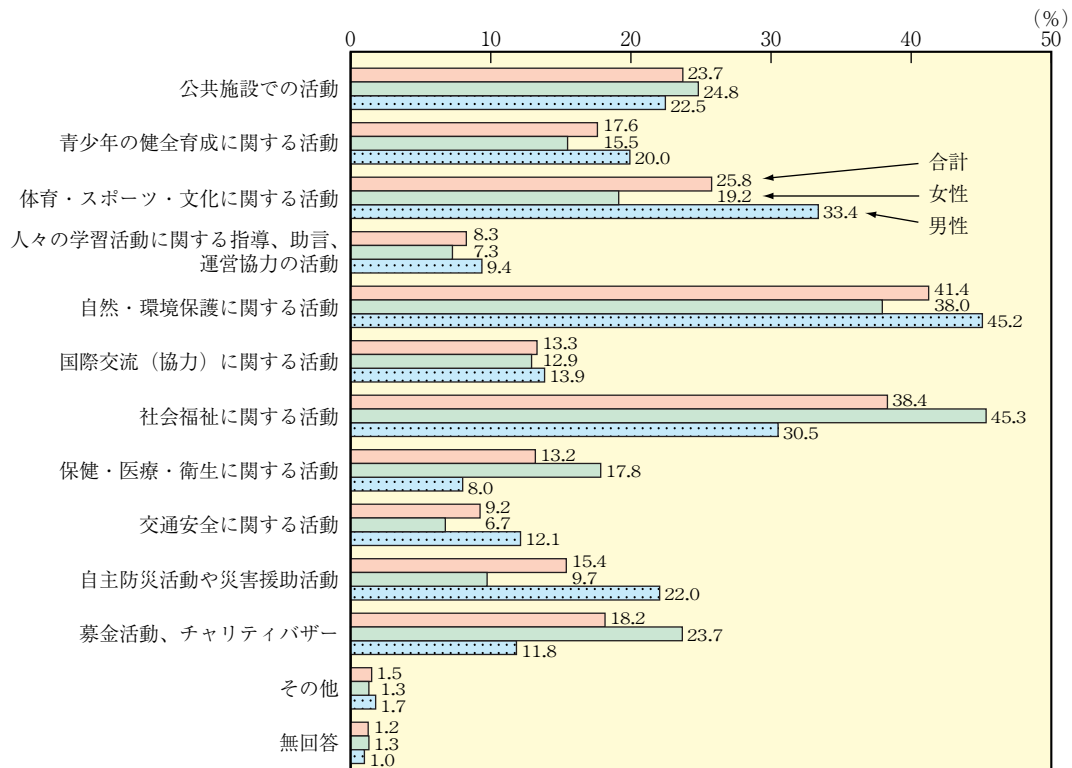
地域活動の一つであるボランティア活動について，参加経験と参加希望をみると，女性では参加希望のある者が67.0%と男性の62.8%に比べて高く，特に10歳代後半及び40歳代は特に強い参加希望を持っている。男性も50歳代，60歳代を中心に中高年層の参加希望が高い。一方，実際のボランティア活動の経験者は，男女とも3割強であり，参加希望のある層の半数程度にとどまっている。年齢階級別にみると，女性の10歳代後半のボランティア活動の経験者の割合が高くなっている（第1－3－26図）。

第1-3-26図 ボランティア活動の参加経験と今後の参加希望



資料出所：内閣府「国民生活選好度調査」(平成12年)

第1-3-27図 参加したいボランティア活動の分野(複数回答)



資料出所：内閣府「国民生活選好度調査」(平成12年)

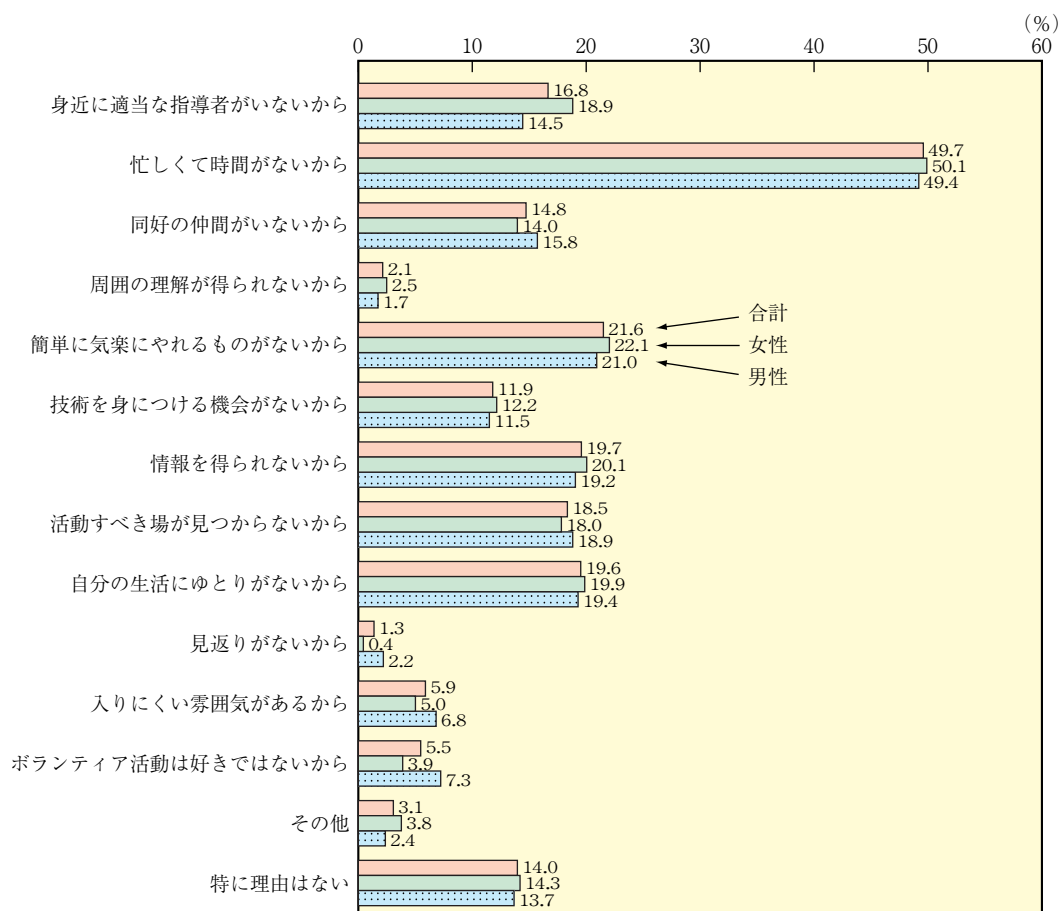
（参加希望者が多いのは自然・環境保護や社会福祉の分野）

次に、ボランティア活動の参加希望者が、参加したいと考えているボランティア活動の分野についてみると、「自然・環境保護に関する活動」が41.4%と最も高く、次いで「社会福祉に関する活動」が38.4%、「体育・スポーツ・文化に関する活動」が25.8%となっている。性別にみると、「社会福祉に関する活動」では女性の割合が、「自然・環境保護に関する活動」では男性の割合が高くなっている（第1-3-27図）。

（ボランティア活動促進のための課題）

先にみたように、ボランティア活動の経験者は、参加希望のある層の半数程度にとどまっているが、ボランティア活動をしていない理由としては、男女とも「忙しくて時間がないから」が最も多く、次いで、「簡単に気楽にやれるものがないから」、「情報を得られないから」等を挙げる者が多い（第1-3-28図）。

第1-3-28図 ボランティア活動をしていない理由（複数回答）

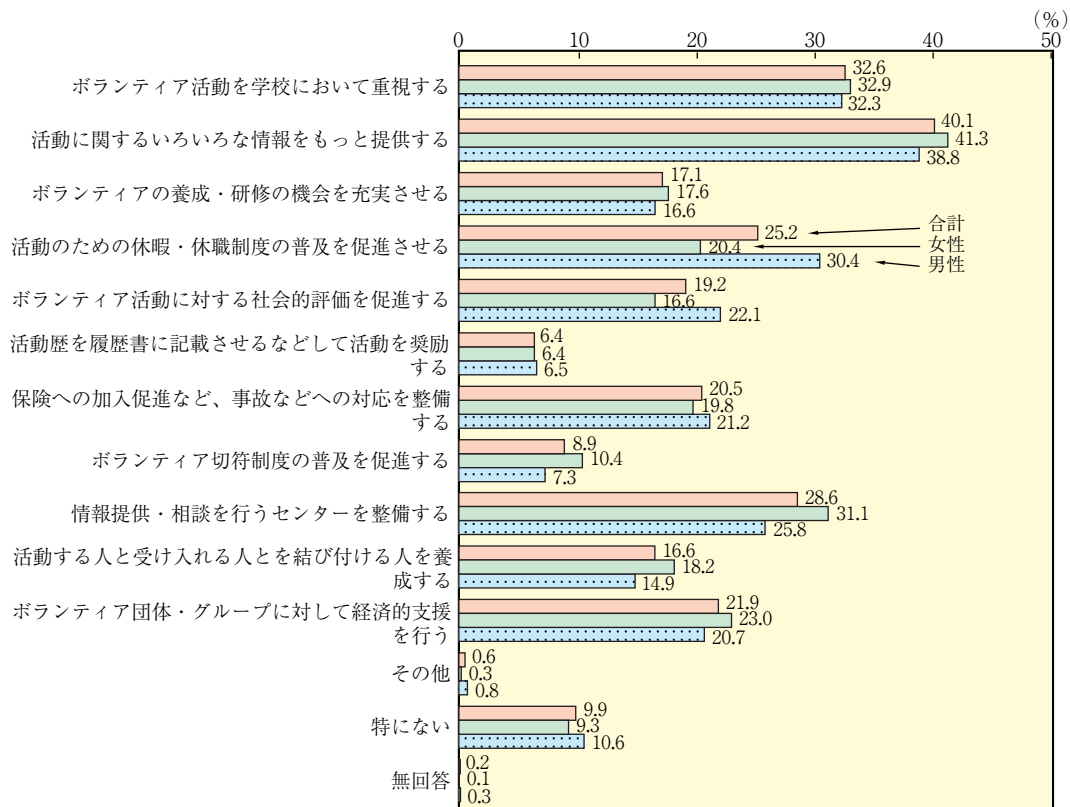


資料出所：内閣府「家庭と社会に関する意識と実態調査報告」（平成8年）

また、ボランティア活動についての国や地方公共団体に対する要望をみても、「活動に関するいろいろな情報をもっと提供する」、「ボランティア活動を学校において重視する」、「活動のための休暇・休職制度の普及を促進させる」等を挙げる者の割合が高くなっている（第1-3-29図）。

こうしたことから、労働時間の短縮やボランティア活動に関する一層の情報提供を行うことにより、参加希望を実際の活動につなげていくことができるといえる。男女ともに地域社会に参画できるような環境整備を図ることにより、男女いずれかに偏っていた負担を分かち合うことにとどまらず、地域社会の一員としての実感等これまで見過ごされがちであった新たな価値や生きがいを見出すことになり、男女とも真に豊かな生活の実現をもたらすこととなる。

第1-3-29図 ボランティア活動についての国や地方公共団体に対する要望
(複数回答(3つまで))



資料出所：内閣府「国民生活選好度調査」(平成12年)

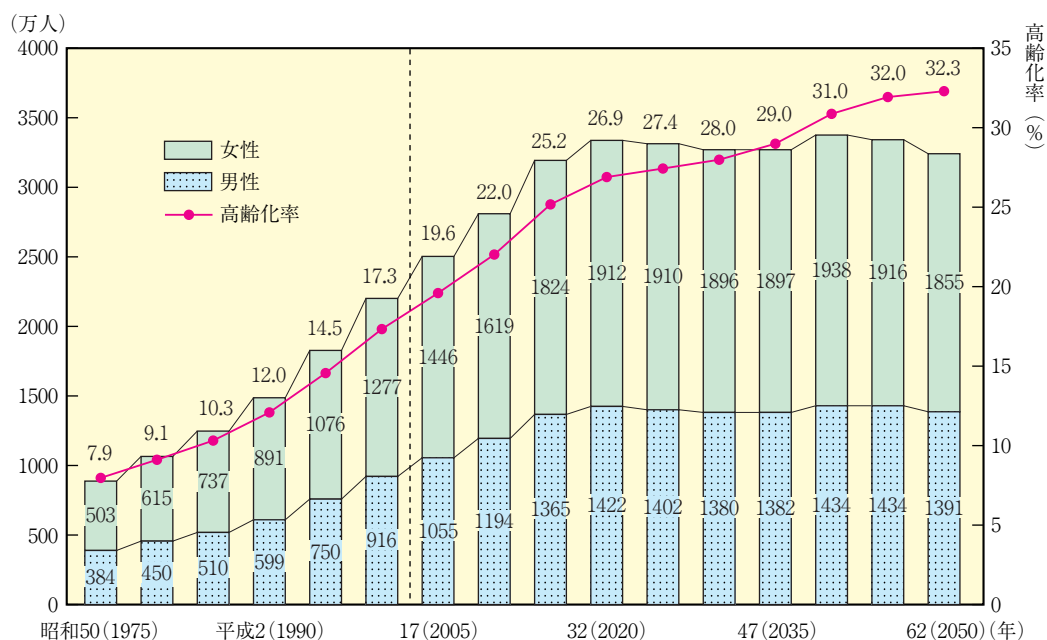
第4章 高齢男女の暮らし

(進む高齢化)

我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和25年に4.9%であったものが諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行して今日に至っており、今後も一層進むことが予測されている（第1-4-1図）。

人口の高齢化の主な要因は、出生率の低下と平均寿命の伸びである。出生率の低下については第3章で触れたが、平均寿命をみると、平成11年には、女性は83.99年、男性は77.10年となっている。男女差は少しずつ拡大しており、11年には6.89年となっている。このようなことから、高齢者に占める女性の割合は高く、65歳以上では約6割、85歳以上では約7割が女性となっている。

第1-4-1図 65歳以上の高齢者人口及び高齢化率の推移

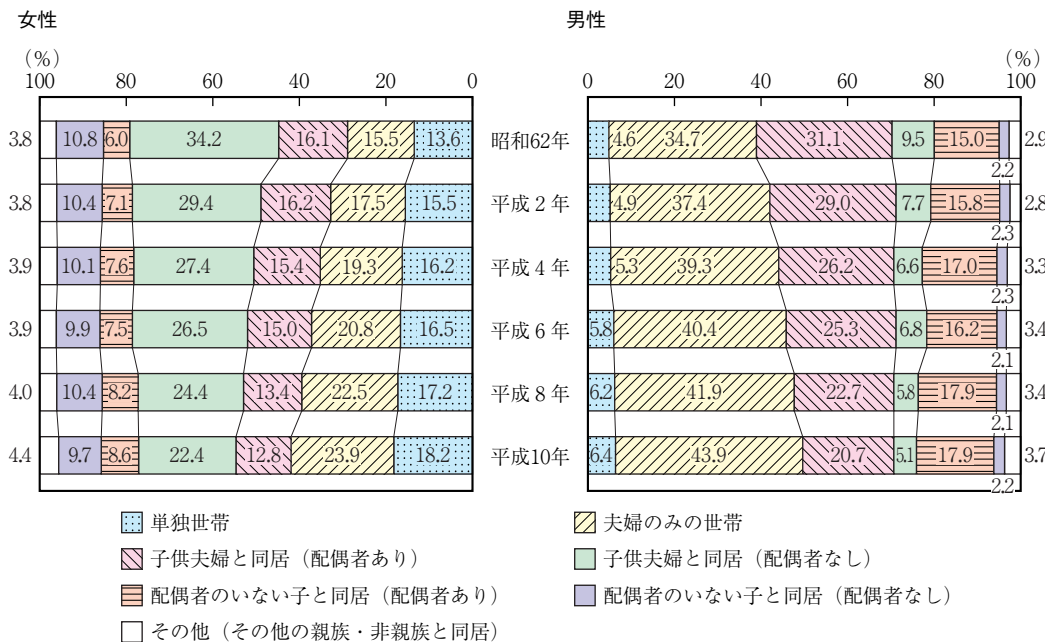


資料出所：1995年までは総務省「国勢調査」、2000年は総務省「人口推計月報」2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計）による各年10月1日現在の推計人口（中位推計）

(高まる高齢者の単独世帯割合)

65歳以上の家族形態別の構成割合の推移をみると、全体として「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」が上昇し、「子供夫婦と同居」は低下しているが、男女別にみると、女性では男性に比べ「ひとり暮らし」など配偶者がいない場合が多いのが注目される（第1-4-2図）。

第1-4-2図 性・家族形態別にみた65歳以上の者の割合の推移



資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

なお、配偶関係別に75歳以上人口をみると、男性の75.7%、約194万人で配偶者がいるのに対し、女性の76.0%、約347万人が死別又は離別の単身者であり、男女間で大きな違いが見られる。

（高齢者の収入と貯蓄）

高齢者の年間収入について、総務省「全国消費実態調査」（平成11年）でみると、世帯主が65歳以上の世帯（平均461万円）で400万円未満の世帯が過半数を占めるなど、全世帯（平均649万円）と比べて低収入層が多い（ただし、平均世帯人員が少ないことから、世帯員1人当たりでみると、全世帯平均240万円に対し、世帯主が65歳以上の世帯平均231万円と、あまり差がみられない。）。

また、高年齢層ほど世帯間格差が大きく、60歳以上の無職単身世帯では、年収100万円未満の世帯が15.1%を占めている。

一方、貯蓄現在高をみると、世帯主が65歳以上の世帯（平均1,978万円）では、3,000万円以上の世帯が全体の約2割を占めるなど、全世帯（平均1,358万円）と比べ高い傾向にある。

（要介護者）

介護の問題は、高齢化の問題と切り離すことができない。

介護保険法に基づく要支援又は要介護の認定を受けている者は平成13年1月末現在で約251

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

万人であり、65歳以上人口の約11%に相当する（ただし、要支援又は要介護の認定を受けている者には、老化に伴って生じた要介護状態にある40歳から65歳までの者が含まれる。）。サービス受給者（約195万人）を在所別にみると、在宅が67.8%（約132万人）、特別養護老人ホームなどの介護保険施設が32.2%（約63万人）となっている。

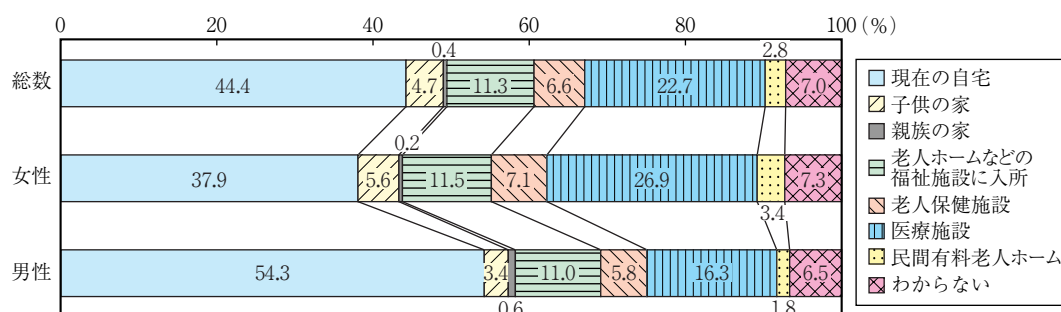
一方、高齢者の介護を受けたい場所についての考え方をみると、「自宅」を挙げる者が44.4%と最も多いが、男性の54.3%に対し、女性は37.9%と低くなっており、「医療施設」を挙げる者が26.9%となっている（第1-4-3図）。

（介護に対する社会の支援）

女性にとって、介護する側としても、介護は切実な問題である。

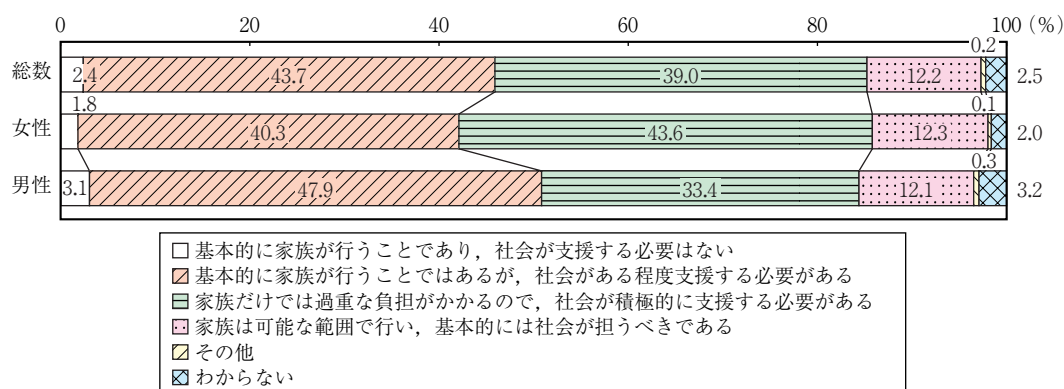
厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成10年）によると、65歳以上の在宅の要介護者の主な介護者の83.2%が女性であり、要介護者との間柄でみると、同居の介護者の52.3%、全体の45.7%が子又は子の配偶者である女性となっている。

第1-4-3図 介護を受けたい場所



注：調査対象は、60歳以上の者1人のみの世帯の男女及び夫婦とも60歳以上で夫婦のみの世帯の男女
資料出所：内閣府「高齢者一人暮らし・夫婦世帯に関する意識調査」（平成11年）

第1-4-4図 介護に対する社会による支援についての考え方



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

介護に対する社会による支援についての考え方をみると、「社会がある程度支援する必要がある」が43.7%、「社会が積極的に支援する必要がある」が39.0%となっているが、男性よりも女性で積極的に支援する必要があるとする人の割合が高くなっている(第1-4-4図)。

このように、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えていくことが重要である。

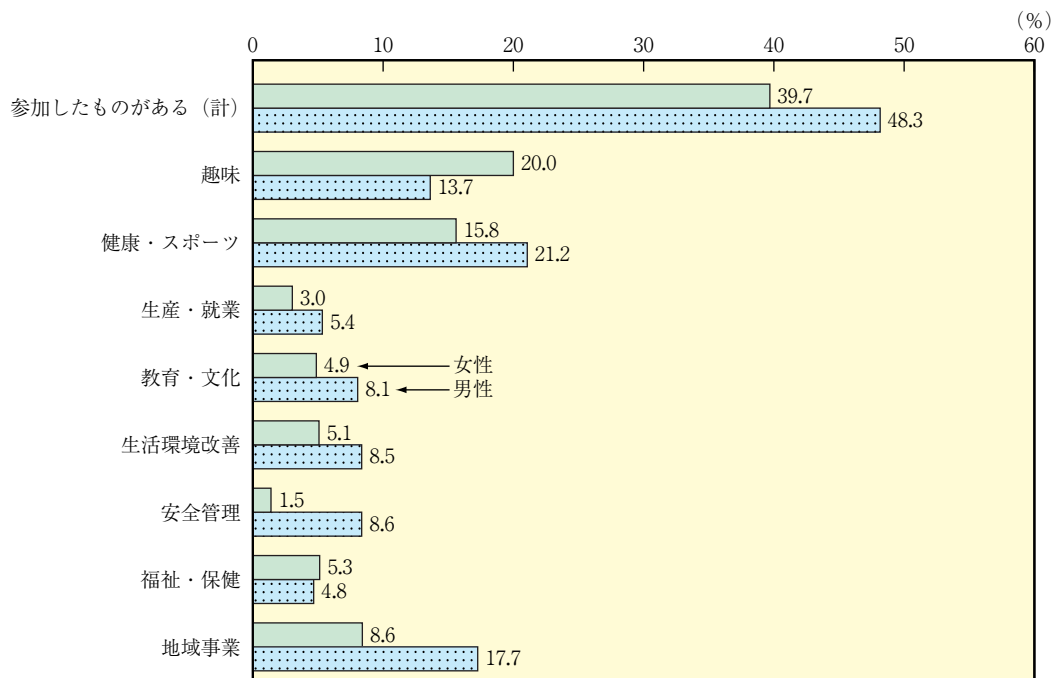
(高齢者の社会参加)

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、社会を支える重要な一員として、その役割を積極的にとらえる必要がある。

高齢者の社会参加状況をみると、女性の39.7%、男性の48.3%が何らかの活動に参加しており、分野別にみると、「健康・スポーツ」、「趣味」、「地域行事」などが多い(第1-4-5図)。「趣味」は女性が多いが、総じて男性の方が参加した者の割合が高くなっている。また、参加している者の約4割が、週に1回程度又はそれ以上の頻度で社会参加活動に参加している。

高齢者がその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の年代と共に社会を支える重要な一員として、地域社会への参画など、さまざまな形で充実した生活を実現できることが重要である。

第1-4-5図 高齢者が参加している社会参加活動の分野(複数回答)



注：調査対象は、60歳以上の男女

資料出所：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成10年)

第5章 女性に対する暴力

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

女性に対する暴力とは、公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わず、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等をいい、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含むきわめて広範な概念である。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

これまで、我が国においては、女性に対する暴力は潜在しており、その実態は明らかになっていなかったが、近年この問題に対する認識が高まりつつあり、各種統計や調査等においてもその実態の一端を読みとることができるような結果が出てきている。ここでは、現存の統計、調査の結果等を引きながら、現在の我が国における女性に対する暴力の実態を明らかにしていきたい。

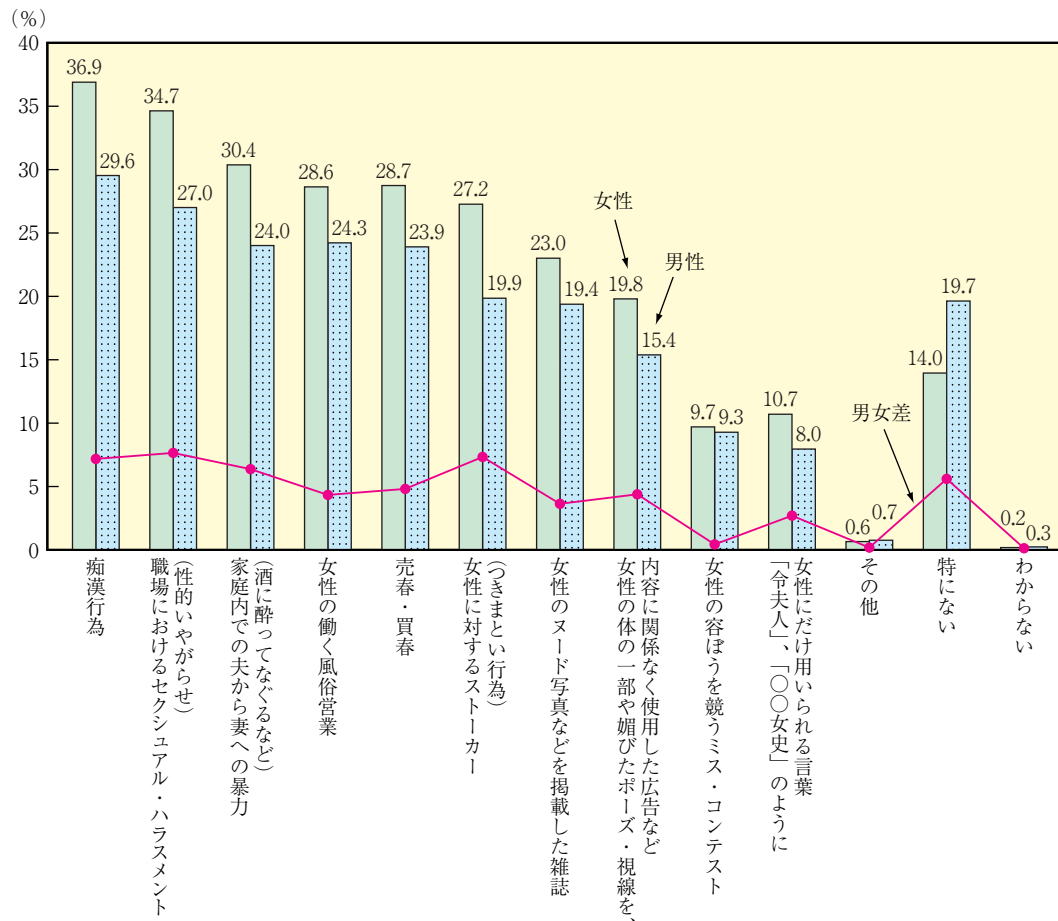
第1節 女性の人権

（女性の人権に関する意識）

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）において、「女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことか」について聞いたところ、男女ともに最も多かったのは、「痴漢行為」（女性36.9％、男性29.6％）で、以下、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」（女性34.7％、男性27.0％）、「家庭内での夫から妻への暴力（酒に酔ってなぐるなど）」（女性30.4％、男性24.0％）などが続き、女性の人権を侵害するものとして女性に対する暴力を選ぶ人が多くなっている。また、女性と男性で感じ方の違いが最も大きい項目は「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」（7.7ポイントの差）、次いで「痴漢行為」（7.3ポイントの差）、「女性に対するストーカー（つきまとい行為）」（女性27.2％、男性19.9％で7.3ポイントの差）となっている。「特にない」と答えた者は、男性で19.7％、女性で14.0％となっている（第1－5－1図）。

これを性・年齢階級別にみたものが、第1－5－2図の(1)から(8)である。グラフの形から

第1-5-1図 女性の人権が尊重されていないと感じること（複数回答）



注：10項目の中から複数回答

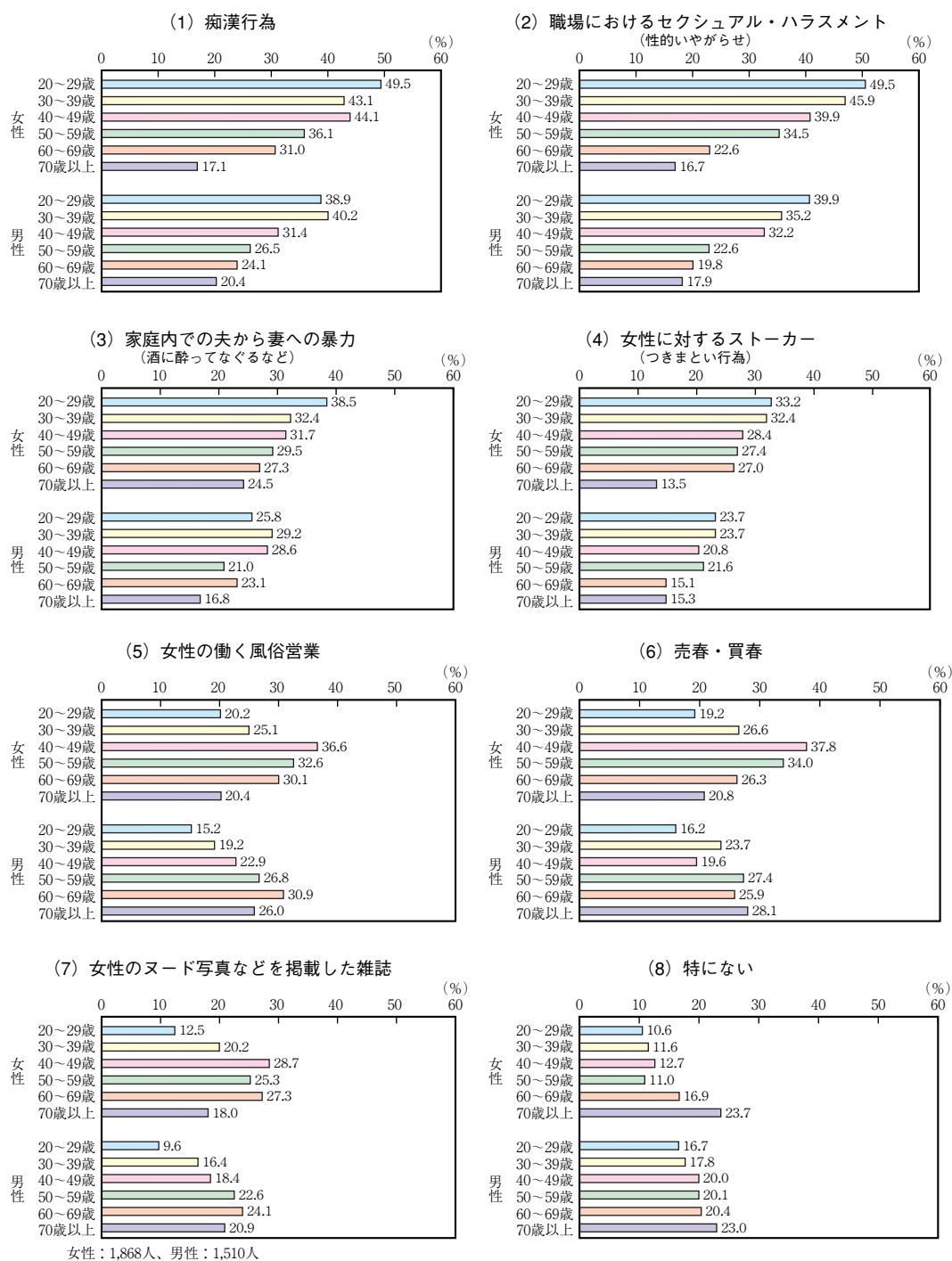
資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

大きく3つの類型に分けられる。1つ目は、(1)「痴漢行為」、(2)「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」といった類型で、これらは、20歳代で半数近くの者が女性の人権が尊重されていないと感じているが、年齢層が高くなるにつれて急激にその割合が減っている。2つ目は、(3)「家庭内での夫から妻への暴力（酒に酔ってなぐるなど）」、(4)「女性に対するストーカー（つきまとい行為）」といった類型で、これらは、年齢層が低いほど女性の人権が尊重されていないと感じる割合は高いが、年齢層が高くなってもその割合はそれほど減少しない。3つ目は、(5)「女性の働く風俗営業」、(6)「売春・買春」、(7)「女性のヌード写真などを掲載した雑誌」といった類型で、これらは、女性の人権が尊重されていないと感じる割合が女性では40歳代で最も高くなっている反面、男性では年齢層が上がるにつれてその割合は高くなる傾向にある。

(8)「特になし」と回答した割合は20歳代から50歳代の女性で低くなっており、女性の多くが何らかの形で人権が尊重されていないと感じていることが分かる。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-5-2図 女性の人権が尊重されていないと感じること（複数回答）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年）

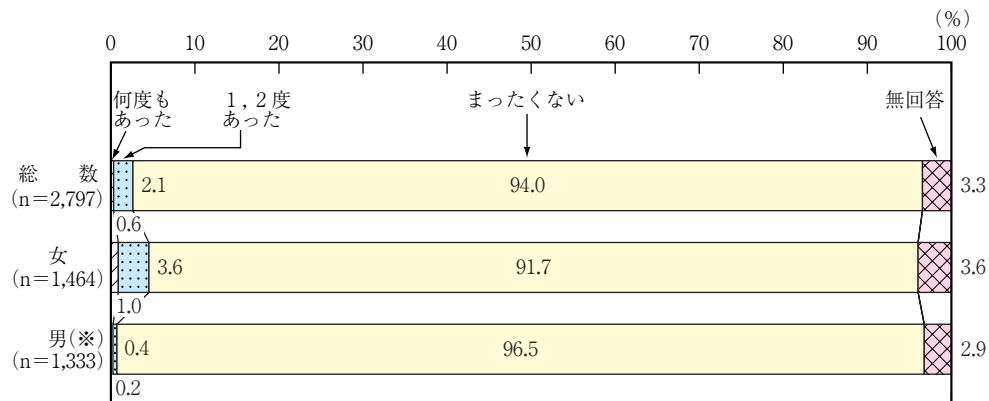
第2節 夫・パートナーからの暴力の実態

（夫から命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験）

夫婦間で行われる暴力においては、女性が被害者となることが多い。内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）では、夫や妻から命の危険を感じるくらいの暴行を受

けた経験が一度でもある人は男性では0.5%（約200人に1人）となっているのに対し、女性では4.6%（約20人に1人）もいることが明らかになっている（第1－5－3図）。

第1－5－3図 命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験の有無



注：男性全体における「何度もあった」、「1，2度あった」については、それぞれ0.2%、0.4%となっているが、その合計である“あった”については、実数同士を合計して該当数で割っているため、四捨五入により0.5%となっている。

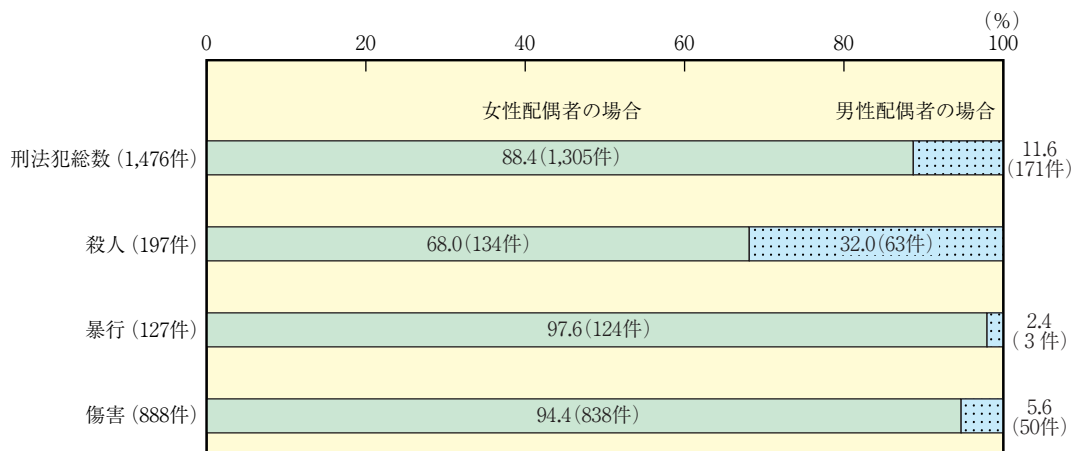
資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

（配偶者間における刑法犯の被害者の多くは女性）

警察庁の統計によると、平成12年中に検挙された配偶者（内縁関係を含む。）間における刑法犯は1,476件、そのうち1,305件（88.4%）は女性が被害者となった事件である。

殺人においては、女性が被害者となった割合は68.0%と刑法犯全体に比べやや低くなっているが、暴行については127件中124件（97.6%）、傷害については888件中838件（94.4%）とそれぞれなっており、配偶者（内縁関係を含む。）間における被害者のほとんどが女性となっている（第1－5－4図）。

第1－5－4図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）（平成12年）

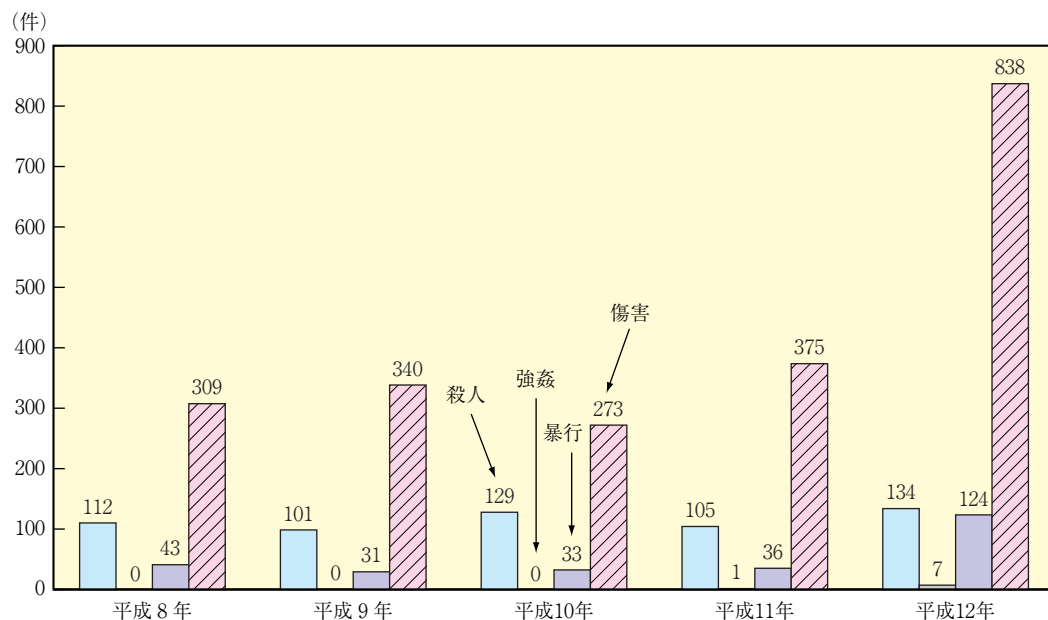


資料出所：警察庁調べ

(近年増加する夫から妻への犯罪の検挙件数)

さらに、いくつかの刑法犯について、罪種別に配偶者のうち女性が被害者である場合の検挙状況の推移をみると、平成12年においては暴行が前年の約3.4倍、傷害が約2.2倍とそれぞれ大幅に増加している。また、強姦の検挙についても、平成元年から11年までは6件だったものが、12年だけで7件と、大幅に増加している（第1-5-5図）。

第1-5-5図 夫から妻への犯罪の検挙状況



資料出所：警察庁調べ

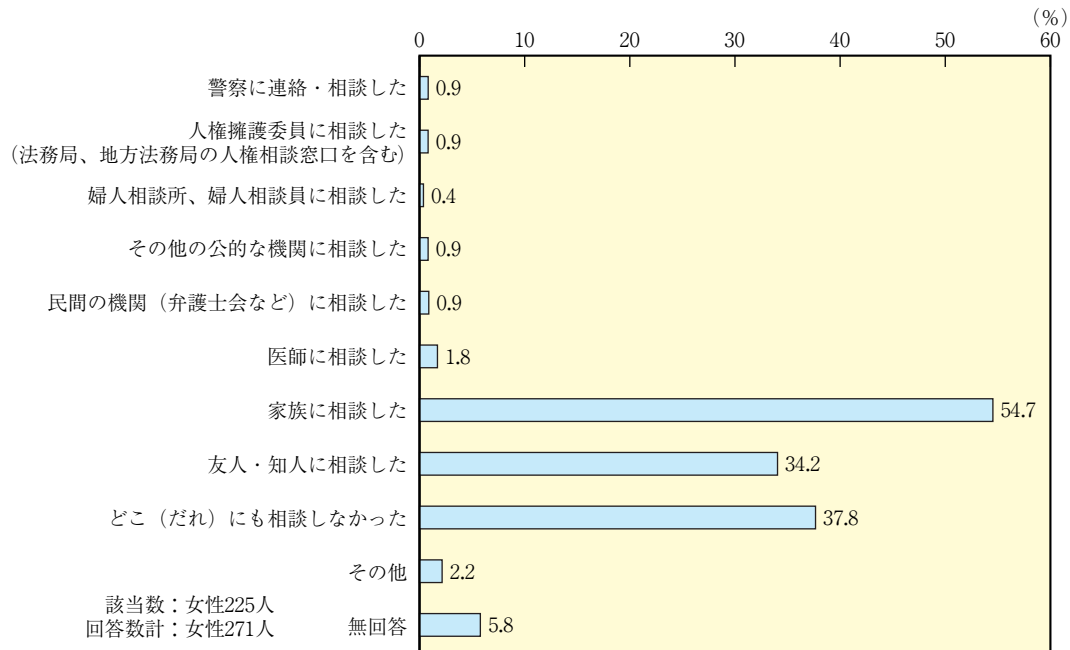
(潜在する被害実態)

「男女間における暴力に関する調査」において、夫から身体的な暴行（「命の危険を感じるくらいの暴行」、「医師の治療が必要となる程度の暴行」、「医師の治療が必要とされない程度の暴行」）を受けた女性のうち、被害を警察、人権擁護委員、婦人相談所等公的な機関に相談している者の割合はそれぞれ1%未満と低くなっており、関係機関によって被害実態が把握されておらず、被害が潜在している状況が明らかになっている（第1-5-6図）。

また、夫からの身体的な暴行被害を相談しなかった理由については、「自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」がともに41.2%と最も多くなっており、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が32.8%となっている（第1-5-7図）。

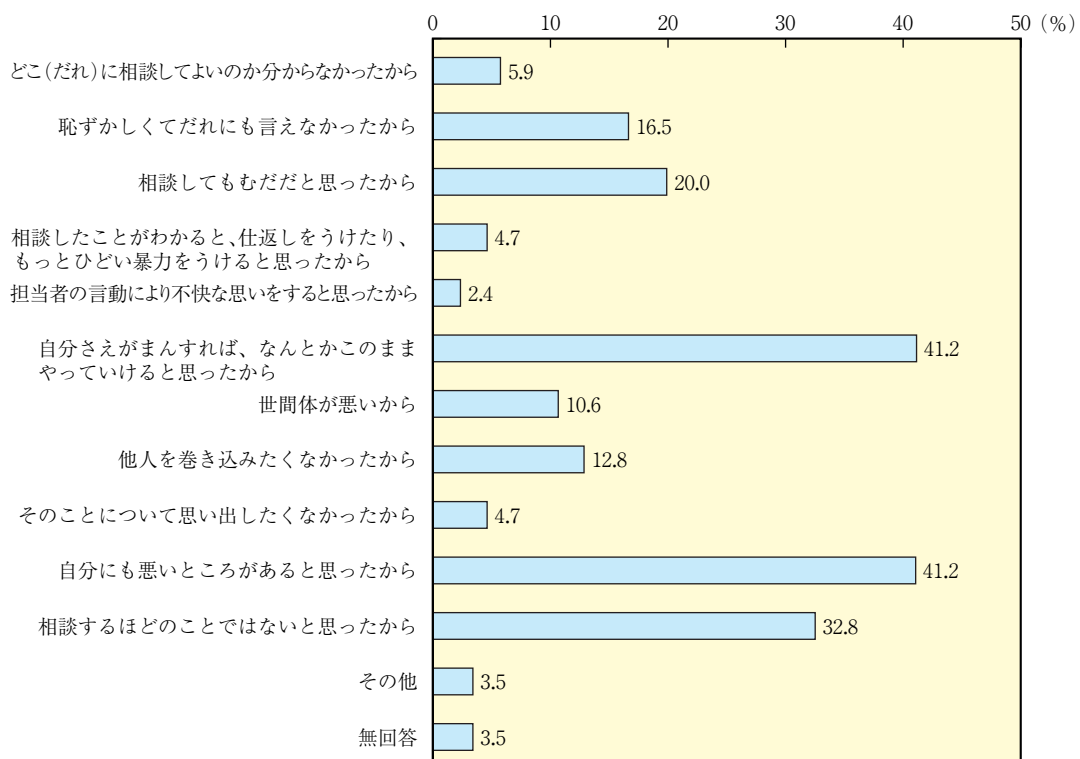
なお、近年、警察等における相談体制の充実が図られてきており、先に述べた検挙件数の増加は、潜在していた被害が表に現れてきたものと推測される。

第1-5-6図 身体的な暴行被害の相談の有無（複数回答）



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

第1-5-7図 身体的な暴行被害を相談しなかった理由（複数回答）



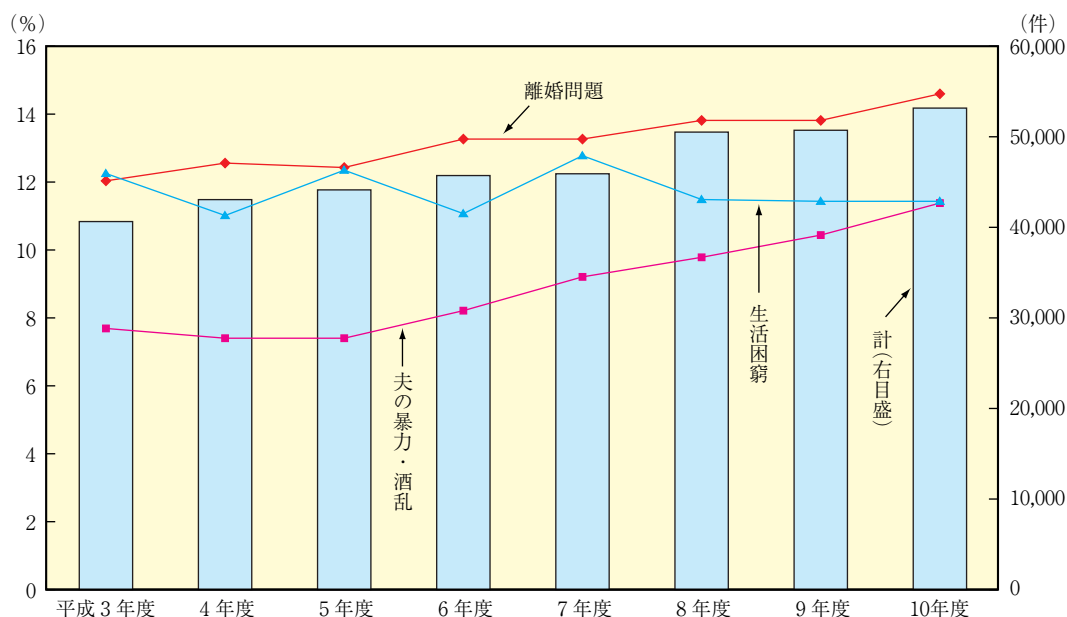
資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

(増加傾向にある夫の暴力を理由とする相談等の件数)

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成11年の離婚件数は250,529組で、前年の243,183組から7,346組増加している。このうち、家庭裁判所への婚姻関係事件申立てがあったものは56,585件（妻からの申立て40,672件、夫からの申立て15,913件）であり、うち「暴力を振るう」を理由とする申立ては8年以降増加傾向にあり、11年は妻からの申立てが12,762件となっている（「性格が合わない」「精神的に虐待する」等13項目から複数回答）。

このほか、各都道府県に設置されている婦人相談所や婦人相談員への相談件数は増加傾向にあり、その中でも、「夫の暴力・酒乱」を内容とする相談の全相談件数に占める割合が、平成10年には相談件数第2位の「生活困窮」と並ぶまでに増加している（第1-5-8図）。

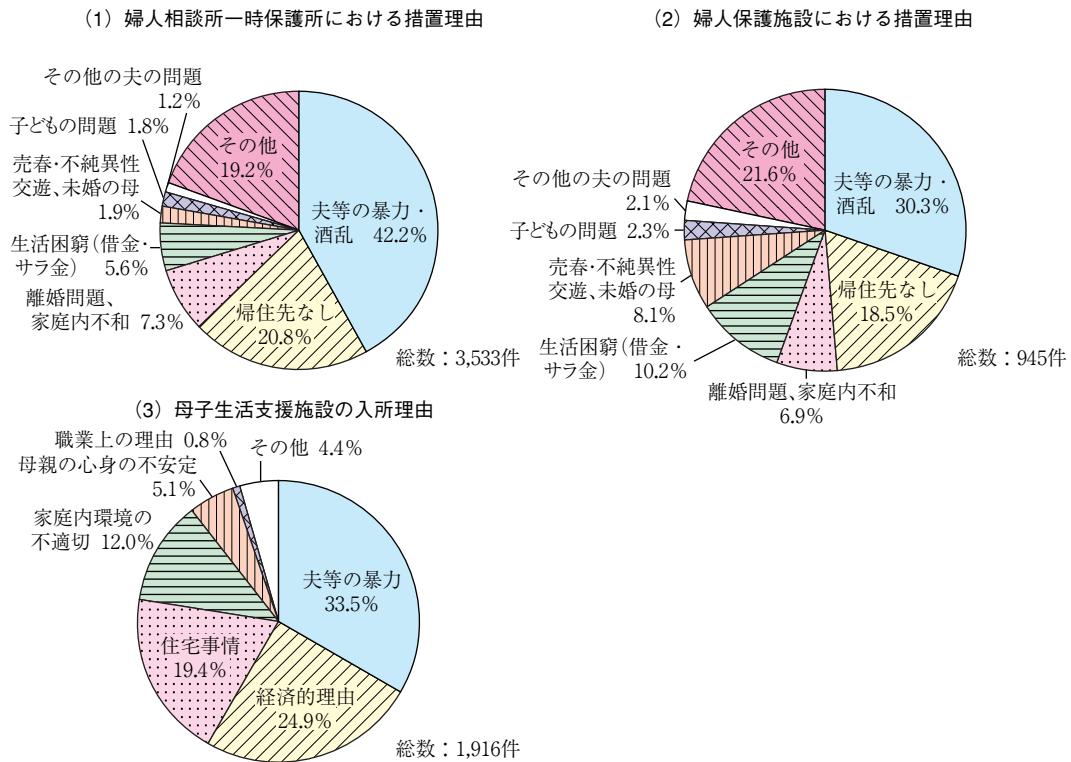
第1-5-8図 婦人相談所等における相談内容の割合



資料出所：厚生労働省調べ

また、平成11年中の、婦人相談所における一時保護並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所の理由をみると、「夫の暴力」等を挙げた割合はそれぞれ42.2%、30.3%、33.5%となっており、いずれの施設においても暴力等を理由とする入所は最も割合が高くなっている（第1-5-9図）。

第1-5-9図 婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設の
入所の理由（平成11年）

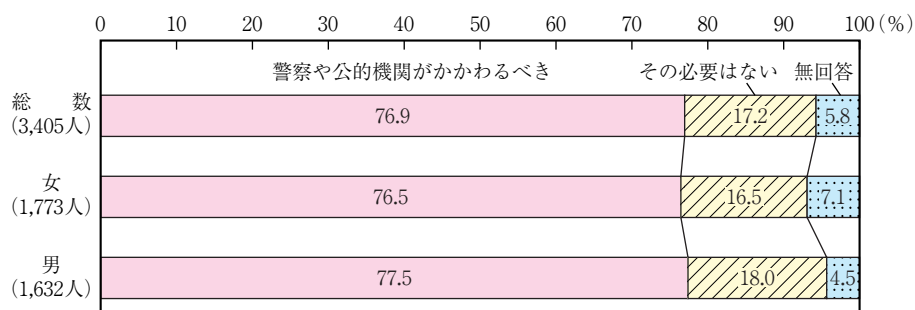


資料出所：厚生労働省調べ

(公的機関のかかわり)

さらに、「男女間における暴力に関する調査」において、医師の治療は要しない程度のものであっても夫婦間で頻繁に暴行が行われる場合には公的機関が何らかの形でかかわるべきとする回答は76.9%に上る（第1-5-10図）。夫・パートナーからの暴力を社会的問題として認識した上での公的機関による積極的な対応が求められているといえる。

第1-5-10図 公的機関等の関与の必要性についての認識（医師の治療が必要とならない程度の暴行をひんぱんに受けたとき）



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

ドメスティック・バイオレンス（DV）

最近、ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）とか、これを略したDVといった文字を新聞等で見かける機会が多くなった。この問題に対する社会の関心が高まっているといえる。

そもそも、ドメスティック・バイオレンスとは何を意味するのか。英語のドメスティック・バイオレンスを日本語に直訳すると、「家族間の暴力」あるいは「家庭内の暴力」となる。家族間の暴力にもいろいろな形態がある。夫が妻を殴る、母親が子どもを虐待する、息子が年老いた親を蹴り飛ばす、兄弟が殴りあいのけんかをする。これらは、すべて家族間の暴力であるが、ドメスティック・バイオレンスと呼んでいいものか。

現在、ドメスティック・バイオレンスとは様々な意味で使われており、これといった定義がない。家族間の暴力をすべて含めたり、配偶者や恋人間の暴力に限定したり、配偶者や恋人間の暴力で被害者が女性のものに限定したり、使われる場によって、微妙に意味が異なっているが、夫やパートナーなど親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力という意味で使われることが一般的である（言うまでもないが、たとえ親密な関係であっても、殴ったり怪我をさせたりすれば刑法上の犯罪となる（65ページ参照））。

誤解されやすいが、暴力というのは、殴る蹴るといった身体的暴力のみを指すのではなく、心ない言動等により相手の心を傷つける精神的暴力も含まれる。「誰のお陰で生活ができると思っているんだ。」と妻に怒鳴ることも立派な暴力となりうる。また、身体的、精神的という分類とは別に、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないといった性的暴力、夫が妻に生活費を渡さないといった経済的暴力という言葉が使われることもある。

諸外国においては、ドメスティック・バイオレンスの問題は重要な問題となっており、新たな法律や制度を作るなど様々な取組がみられる。我が国においても、本年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立するなど、取組が進んでいる。

1999（平成11）年12月、国連は、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」と定めた。11月25日というのは、1961（昭和36）年、ドミニカ共和国の支配者ラファエル・トルヒジョの命令により、同国の政治活動家であったミラバル3姉妹が惨殺された日である。各国政府等はこの日における社会的認識の向上のための取組が促されている。今後は、各国独自の取組だけでなく、国際社会を挙げた取組が求められるだろう。

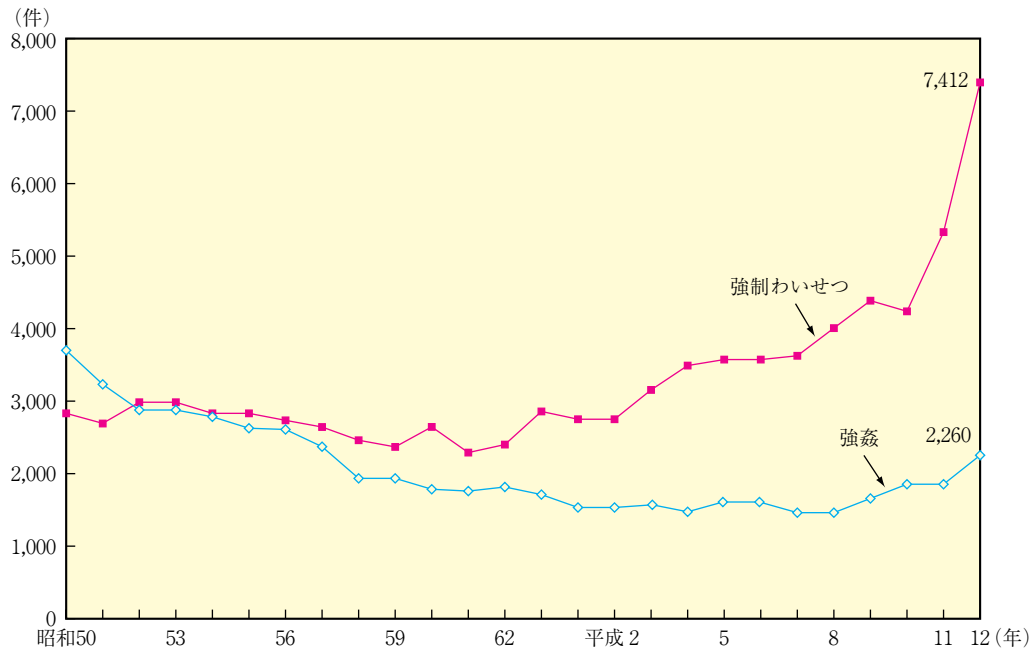
第3節 性犯罪の実態

（近年増加する性犯罪の被害申告）

警察庁の統計によると、平成12年における強姦の認知件数は昭和57年以来18年ぶりに2,000件を超えて2,260件、強制わいせつの認知件数は7,412件で、前年に比べ、強姦で393件(21.7%)、強制わいせつで2,066件(38.6%)それぞれ増加している（第1－5－11図）。

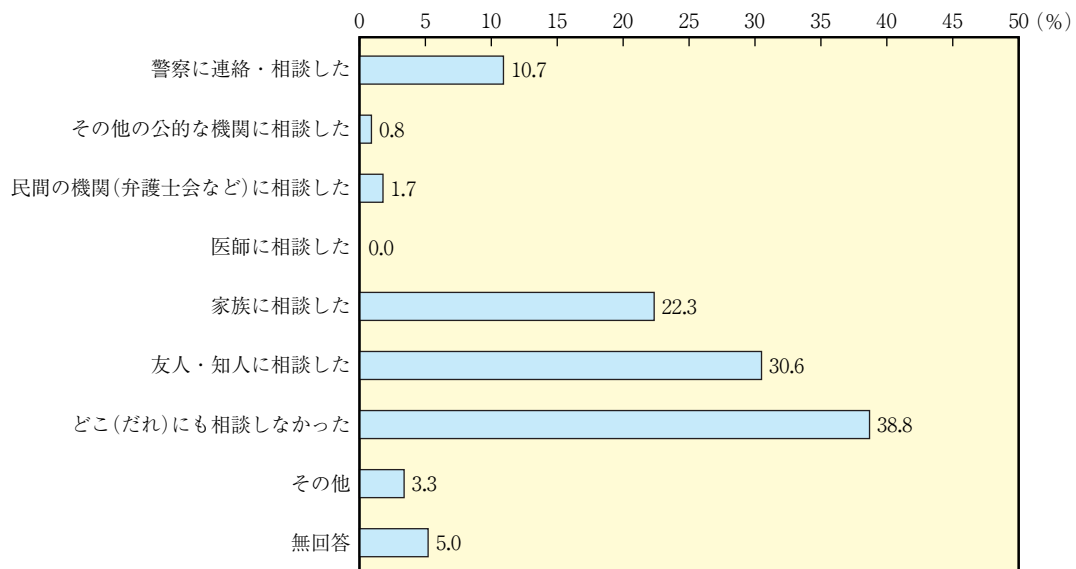
「男女間における暴力に関する調査」において、性的行為の強要の被害に遭った女性にどれか（どこか）に相談したか尋ねたところ、「警察に連絡・相談した」と回答した者は10.7

第1-5-11図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



資料出所：警察庁調べ

第1-5-12図 性的行為の強要の相談の有無（複数回答）

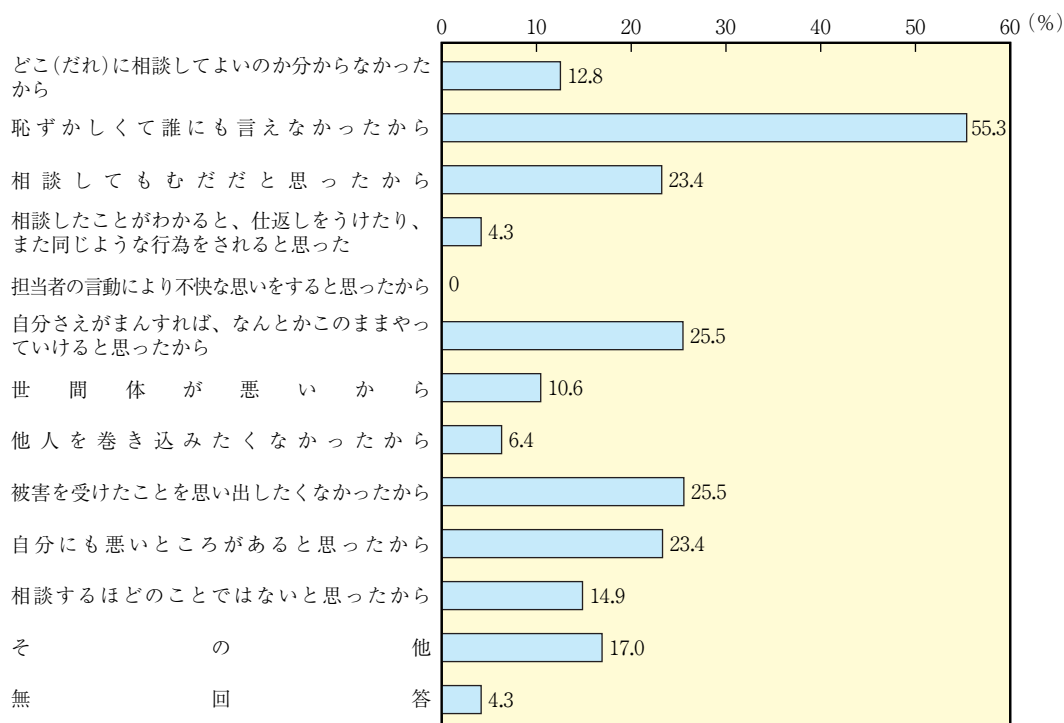


資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

%にとどまっている（第1-5-12図）。また、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した者（38.8%）にその理由を聞いたところ、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が55.3%と最も多くなっている（第1-5-13図）。これらの調査結果から、性犯罪の被害者はしゅう恥心等により被害申告をしゅん巡することが多く、被害が潜在する傾向にあることが明らかになっている。

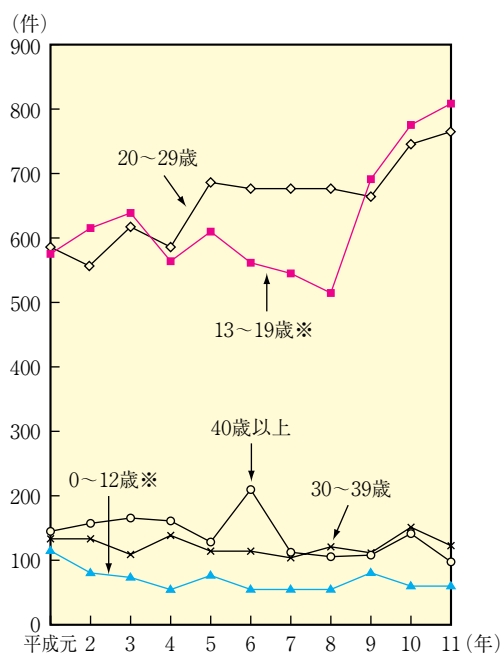
第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-5-13図 性的行為の強要の被害を相談しなかった理由

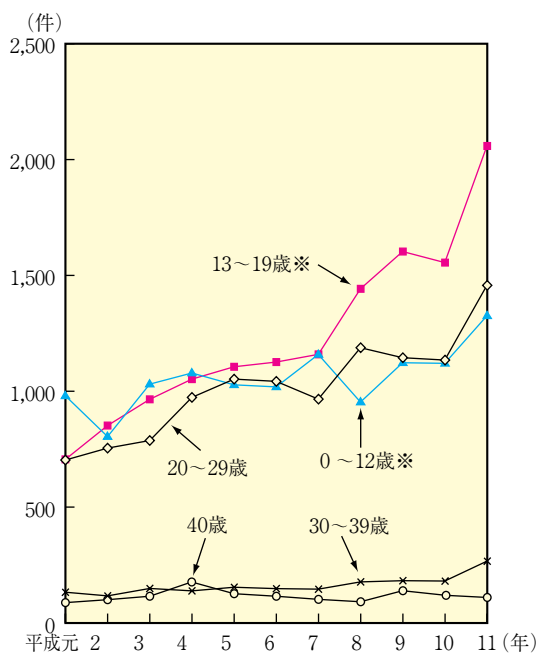


資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成11年)

第1-5-14図 強姦被害者年齢階級別認知件数



第1-5-15図 強制わいせつ女性被害者年齢階級別認知件数



注：平成元年，2年は，「0~13歳」「14~19歳」という年齢区分

資料出所：警察庁調べ

警察では平成8年以降被害者対策の一環として、女性警察官による事情聴取の拡大や、相談電話の設置等、被害を申告しやすい環境の整備に努めており、その成果が認知件数の増加となって表れてきたものと思われる。

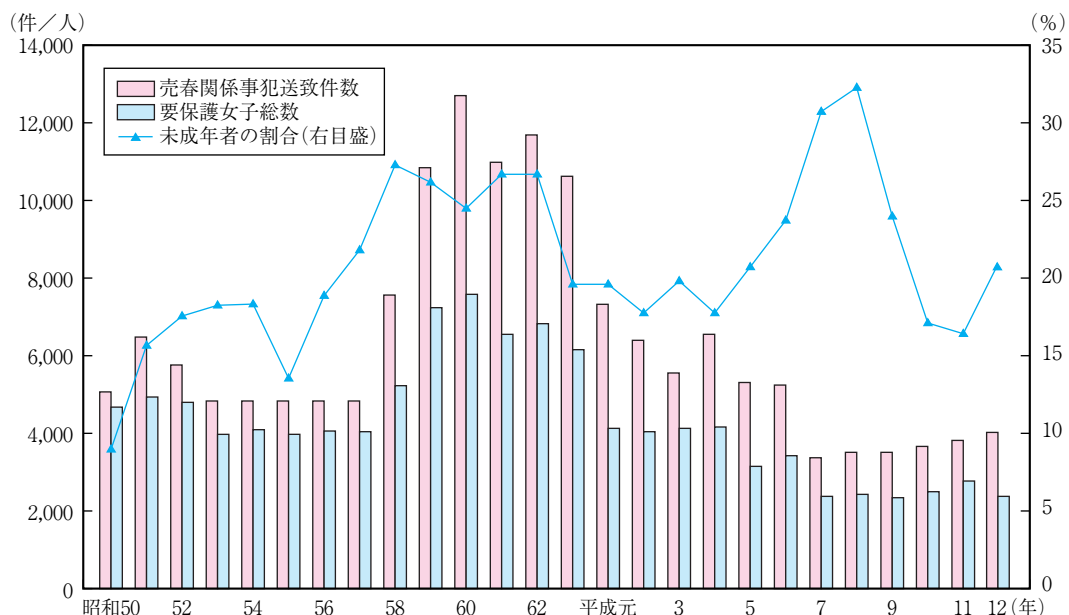
平成元年からの強姦、強制わいせつの認知件数の推移をみると、強姦については、4年以降、減少傾向にあった13～19歳の女性が被害に遭う件数が、9年以降大きく増加し、20～29歳の女性が被害に遭う件数を上回るようになってきている（第1－5－14図）。また、強制わいせつについては、7年までは0～12歳、13～19歳、20～29歳の各年代の女性が被害に遭う件数はほぼ同数であったが、8年以降13～19歳の女性が被害に遭う件数が大きく増加し、11年には2,000件を超えている（第1－5－15図）。

第4節 売買春の実態

（微増傾向にある売春関係事犯送致件数、要保護女子総数）

昭和50年から平成12年までの売春関係事犯送致件数、要保護女子総数をみると昭和60年が12,710件、7,575人でピークとなっている。ピーク時に比べると、それぞれ半分以下の数にはなっているが、売春関係事犯送致件数は平成7年以降、要保護女子総数は9年以降、微増傾向にあり、12年には売春関係事犯送致件数は4,030件、要保護女子総数は2,375人となっている。要保護女子に占める未成年者の割合は、8年に32.2%とピークになっており、12年には20.4%となっている（第1－5－16図）。

第1－5－16図 売春関係事犯送致件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



資料出所：警察庁調べ

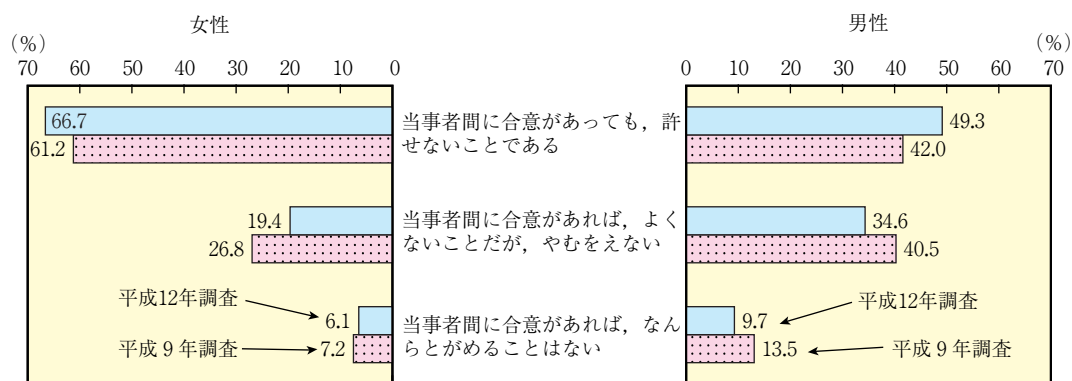
第1部 男女共同参画社会の形成の状況

平成11年11月に施行された児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）による12年の児童買春事件の検挙件数は985件、検挙人員は613人となっている（警察庁調べ）。このうちテレホンクラブ営業に係るものが476件（48.3%）319人（52.0%）で、それぞれ約半分を占めており、テレホンクラブが児童買春の温床となっていることがうかがえる。

（男女差のある売買春に対する感じ方）

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」で、成人同士の売買春に対する感じ方について平成9年と12年を比較すると、「当事者間に合意があっても許せないことである」と回答した者の割合は男女ともに増加しており、「当事者間に合意があれば、よくないことだが、やむをえない」、「当事者間に合意があればなんらとがめることはない」と売買春を許容する選択肢を回答した者の割合は男女ともに減少している。しかしながら、男女間での感じ方の差は依然として大きく、「当事者間に合意があっても許せないことである」と感じる女性の割合は66.7%と男性に比べ17.4ポイント多くなっている一方、「当事者間に合意があれば、よくないことだが、やむをえない」と感じる女性の割合は19.4%と男性に比べ15.2ポイント少なくなっている（第1-5-17図）。

第1-5-17図 売買春に対する感じ方



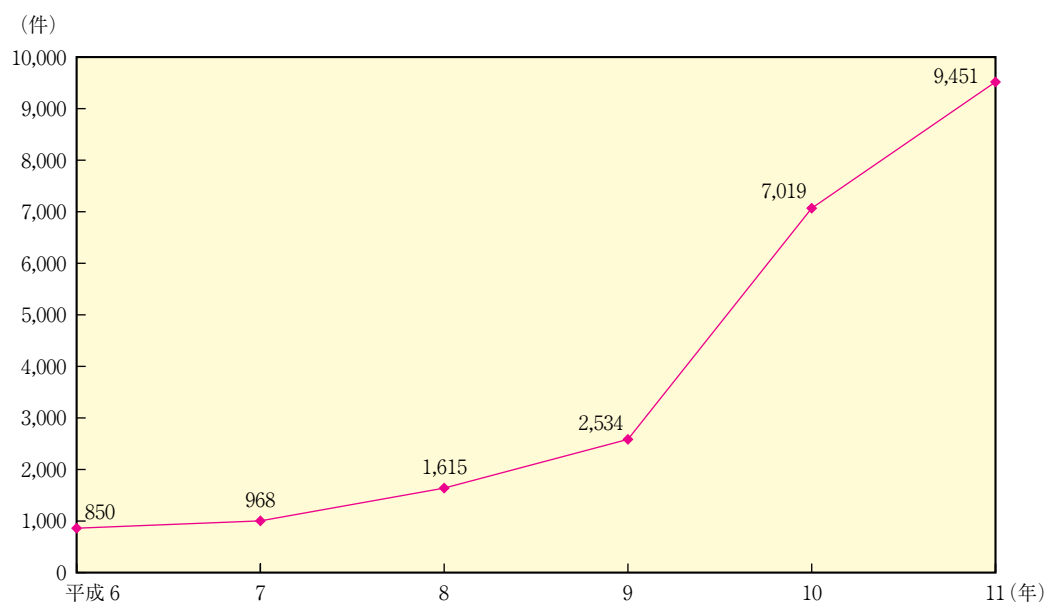
資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成9年）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査—男性のライフスタイルを中心に—」（平成12年）

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

（職場におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と取組）

職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場において、女性が不快に感じる性的な言動（性的な内容の発言や性的な行動）が行われ、それを拒否したことで解雇や減給などの労働条件の不利益を受けること（対価型）や、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものになり、働く上で重大な悪影響が生じること（環境型）をいう。

第1-5-18図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場における
セクシュアル・ハラスメントの相談件数



資料出所：厚生労働省調べ

平成11年に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は9,451件で、前年に比べ2,432件（34.6%）増加している。その内訳は女性労働者等からのものが4,882件（51.7%）、事業主からのもの（防止対策、相談や苦情への対応に関する相談を含む。）が4,569件（48.3%）となっている。相談件数が年々大きく増加しているが、これは、男女雇用機会均等法の改正が行われ、各種施策が講じられたことにより、労働者、事業主双方においてセクシュアル・ハラスメントに対する関心が高まったためと思われる（第1-5-18図）。

第1-5-19表 企業規模別セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組状況

(%)

		計	方針の明確化と周知啓発をしている	相談・苦情受付窓口を設置した	事後の対応を決めている	3項目とも実施済みである	3項目とも実施していない
全 体		5,218件	49.0	34.3	36.8	29.4	29.7
企業規模別	1,000人以上	795件	88.8	77.2	76.0	70.9	5.4
	300～999人	773件	68.8	52.8	51.5	45.4	12.4
	100～299人	1,299件	48.7	34.0	35.6	28.1	26.3
	30～99人	1,221件	36.4	18.8	26.0	14.7	36.7
	30人未満	1,130件	21.7	8.7	12.1	6.8	54.8

資料出所：厚生労働省調べ

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

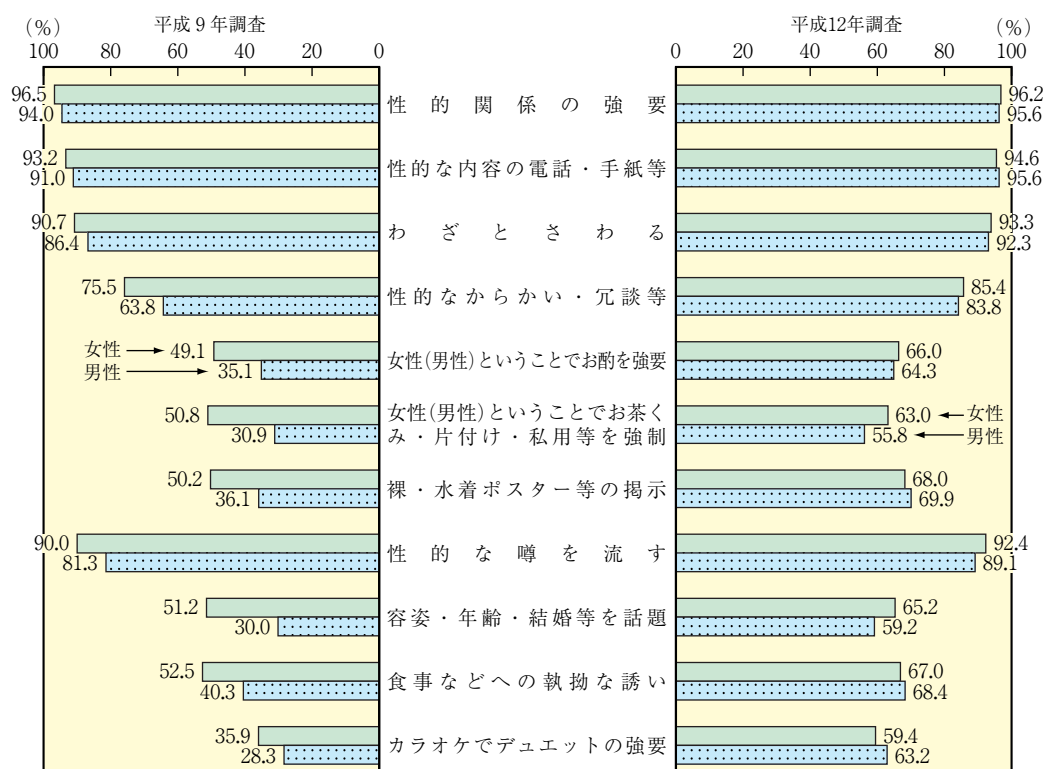
企業を対象に、「セクシュアル・ハラスメントを許さないという方針の明確化と周知啓発をしているか」、「相談・苦情受付窓口を設置しているか」の「セクシュアル・ハラスメントが起きたときの事後の対応を決めているか」について聞いたところ、回答のあった5,218社のうち約半数（49.0％）の企業がセクシュアル・ハラスメントを許さないという方針の明確化と周知啓発を行い、約3分の1の企業が相談・苦情受付窓口を設置し（34.3％）、セクシュアル・ハラスメントが起きたときの事後の対応を決めている（36.8％）としている。

企業の規模別にみると、規模が大きい企業ほど、各対策についての取組が進んでおり、3項目とも実施済である割合も高くなっている（第1－5－19表）。

（国家公務員におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識と実態）

平成11年4月1日、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する人事院規則及び同規則に基づく指針が施行された。人事院は、一般職非現業国家公務員を対象に「国家公務員セクシュアル・ハラスメント調査」を実施しており、その中で、「どのような行為を受けた場合にセクシュアル・ハラスメントと思うか」について聞いているが、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する人事院規則の施行前である平成9年と、施行後である12年の調査結果

第1－5－20図 どのような行為を受けた場合にセクシュアル・ハラスメントと思うか
（複数回答）



資料出所：人事院「国家公務員セクシュアル・ハラスメント調査」（平成9年、12年）により作成

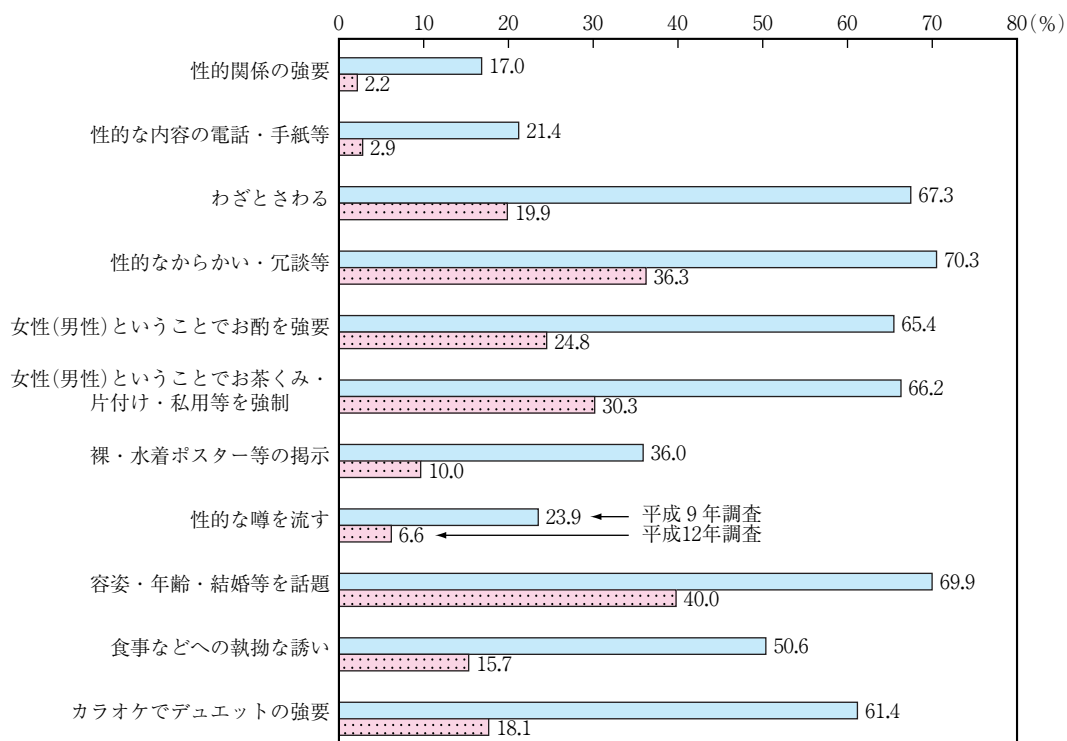
を比べると、セクシュアル・ハラスメントであると思う行為についての認識の男女差は縮小し、全般的に認識が高まっているといえる（第1-5-20図）。

セクシュアル・ハラスメントと思われる行為のうち、最も認識率の伸びが大きい項目は「カラオケでデュエットの強要」（女性23.5ポイント、男性34.9ポイントの増加）であり、次いで「裸・水着ポスターの掲示」（女性17.8ポイント、男性33.8ポイントの増加）、「女性（男性）ということでお酌を強要」（女性16.9ポイント、男性29.2ポイントの増加）、「容姿・年齢・結婚等を話題」（女性14.0ポイント、男性29.2ポイントの増加）となっている。

また、平成9年の調査ではどの項目においても、セクシュアル・ハラスメントであると思うと回答する割合は女性の方が高かったが、12年の調査では「性的な内容の電話・手紙等」「裸・水着ポスター等の掲示」「食事などへの執拗な誘い」「カラオケでデュエットの強要」の4項目においては女性よりも男性の方が割合が高くなっている。

また、「職場の人々、又は職務を遂行する上で関わった人々から受けた行為にはどのようなものがあるか」と聞いた結果を平成9年の調査と12年の調査とで比べると、女性がセクシュアル・ハラスメントと思われる行為を受けた経験は、全般的に大幅に減少している（第1-5-21図）。

第1-5-21図 職場の人々又は職務を遂行する上で関わった人々から受けた行為
（女性・複数回答）



資料出所：人事院「国家公務員セクシュアル・ハラスメント調査」（平成9年、12年）により作成

第6節 ストーカー行為の実態

（つきまとい事案に関する相談は急増）

都道府県警察に寄せられたつきまとい事案に関する相談件数は、平成11年には8,021件であったが、12年には26,162件と大幅に増加している（第1-5-22図）。

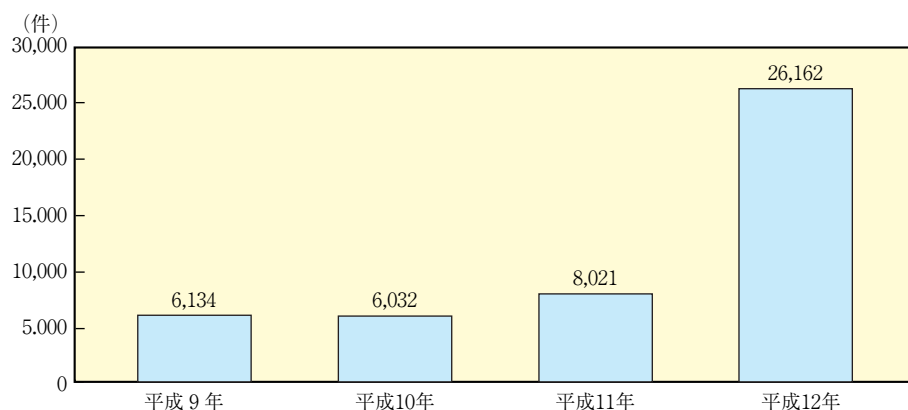
（ストーカー行為等の規制等に関する法律の適用状況）

平成12年11月に施行されたストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の施行後3か月（12年11月24日～13年2月28日）の適用状況をみると、警察本部長等による当該違反行為を更に反復してはならない旨の警告が241件、警告に従わない場合に都道府県公安委員会が行う禁止命令等が6件、被害者自らストーカー行為等の被害を防止するため警察本部長等が行う援助が149件、ストーカー行為罪の検挙が36件、命令違反の検挙が1件となっている。このほか、緊急の場合に警察本部長等が行う仮の命令の制度もあるが、適用はなかった。

また、同法施行後1か月（12年11月24日～同年12月23日）に警告及び検挙措置を採った108件について、同法第2条第1項にいう「特定の者」106人についての行為者との関係をみると、「交際相手（元含む）」が55件（51.9%）と最も多く、次いで「夫婦（元、内縁含む）」が22件（20.8%）となっている。面識なしも5件（4.7%）ある（第1-5-23図）。

また、警告及び検挙措置を採った108件について、被害者109人（検挙のうち1件は、被害者が2人である。）の性別をみると、女性が103人（94.5%）と大きな割合を占めている。

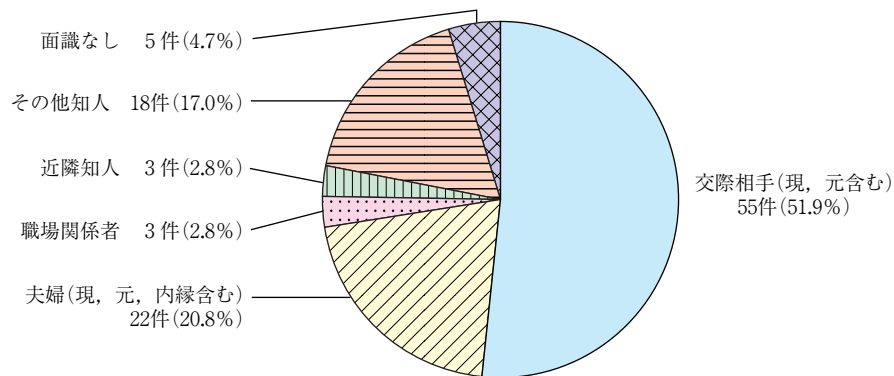
第1-5-22図 つきまとい事案に関する相談件数



注：男性が相談者である事案を含む。

資料出所：警視庁調べ

第1-5-23図 ストーカー行為被害者と行為者との関係



注：(1) 平成12年11月24日～12月23日の1か月間に警告及び検挙措置を採った108件について、ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者」106名についての行為者との関係を分析したもの

(2) 「その他知人」は、メール仲間、同級生等

資料出所：警察庁調べ

第7節 女性に対する暴力をなくすための対策

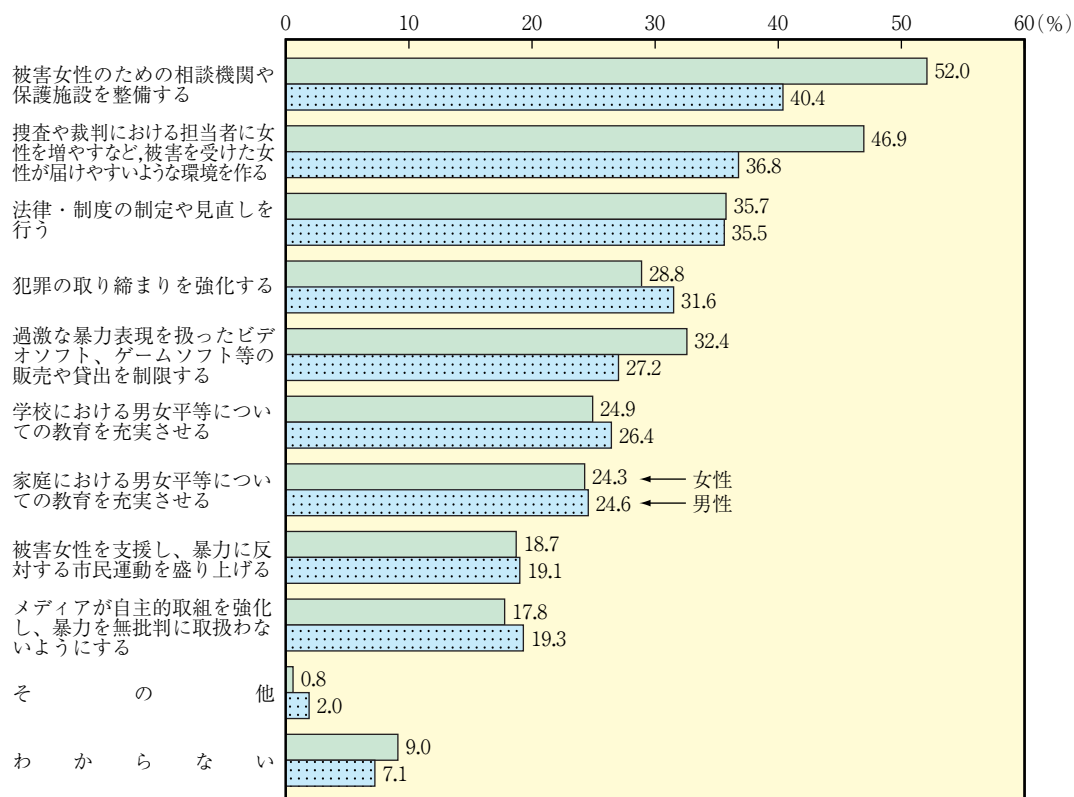
(求められる被害女性のための相談機関や保護施設の整備)

女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うか聞いたところ、「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」を挙げた者の割合が女性で52.0%、男性で40.4%と最も高くなっている。また、「捜査や裁判における担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすいような環境を作る」を挙げた者の割合が女性で46.9%、男性で36.8%となっており、2番目に高くなっている（第1-5-24図）。

この結果からも、女性に対する暴力をなくすためには、被害を潜在させないように、被害を第三者に申告しやすい環境を整備していくことが重要であり、公的機関の対応が強く求められているといえる。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-5-24図 女性に対する暴力をなくすための対策（複数回答）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

第6章 生涯を通じた女性の健康

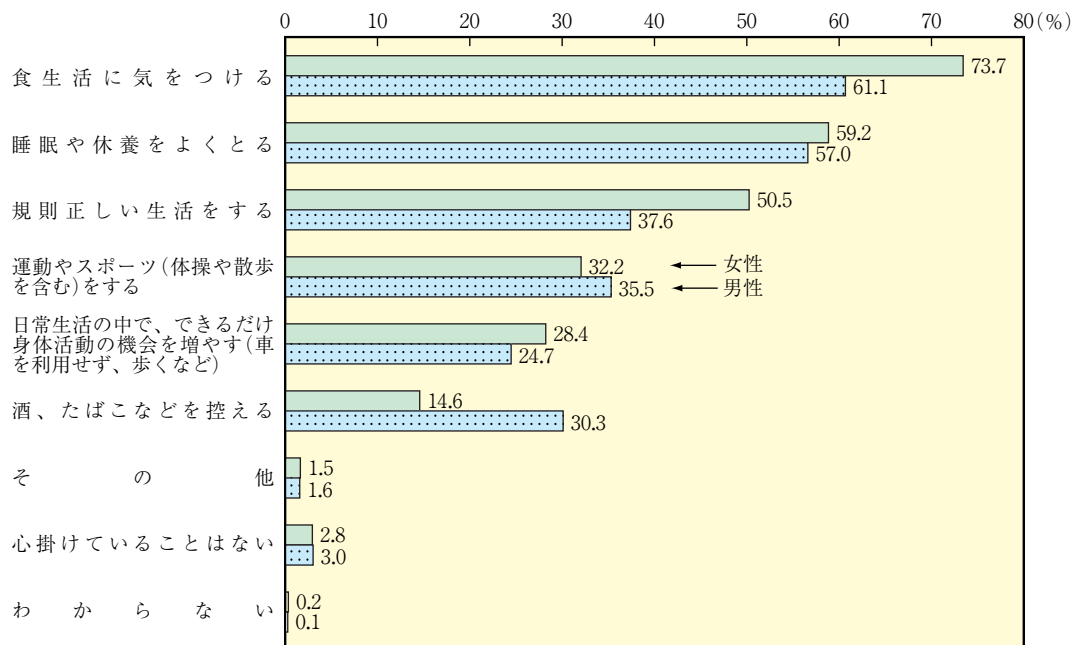
(加齢とともに低下する健康意識)

女性も男性も，各人がそれぞれの身体の特性を理解し合い，思いやりをもって生きていくことは，男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえる。

現在の健康についての意識を内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」（平成12年）でみると，健康と思う人の割合は，男女ともに，20代では9割を超えているが，加齢とともに低下し，70歳以上では6割強となっている。

また，健康や体力の維持増進のために心掛けていることについてみると，「食生活に気を付ける」，「睡眠や休養をよくとる」，「規則正しい生活をする」を挙げる者が多い（第1－6－1図）。

第1－6－1図 健康や体力の維持増進のために心掛けていること



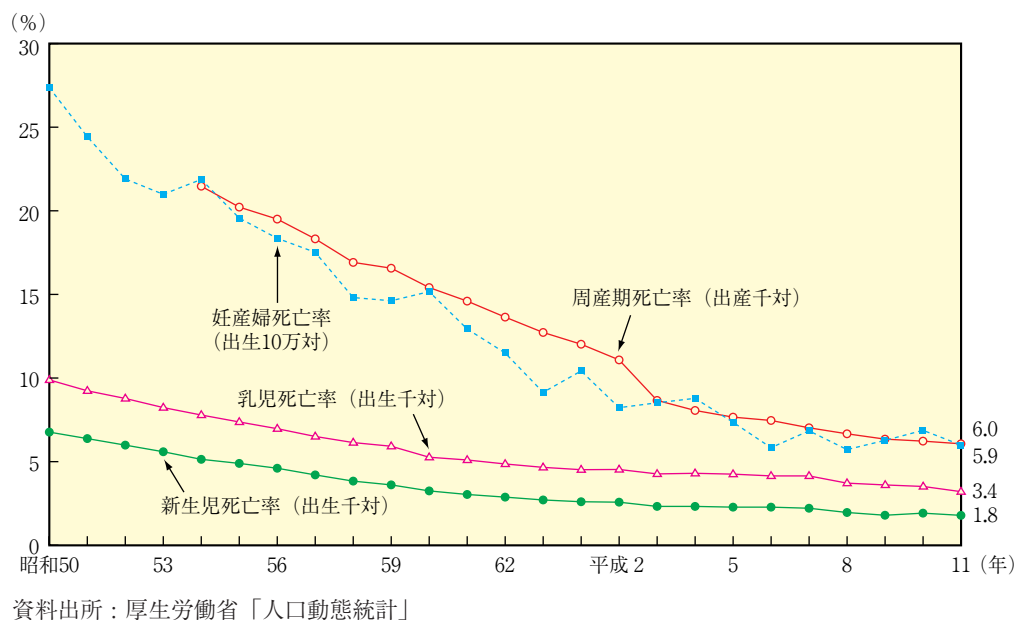
資料出所：内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」（平成12年）

(総じて改善が進んでいる母子保健関係指標)

女性は，妊娠や出産をする可能性があるため，ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成11年までの動向をみると，いずれの指標も総じて低下しており，改善が進んでいることがわかる（第1－6－2図）。

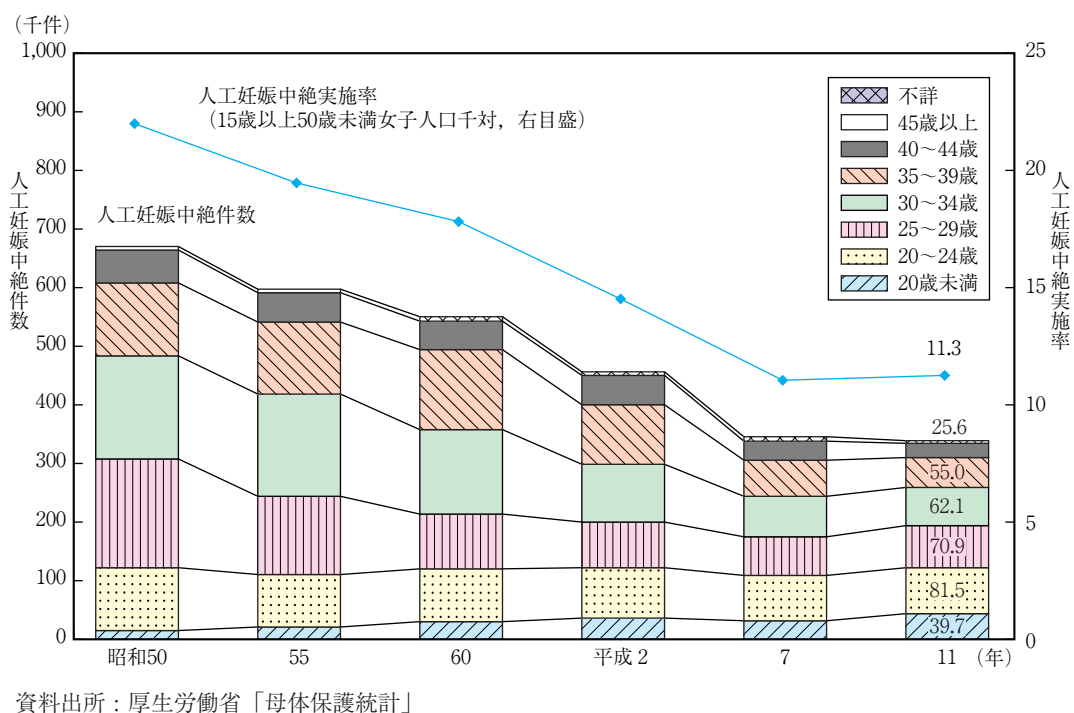
第1-6-2図 母子保健関係指標の推移



(減少傾向にあるものの若年層の比重が増す人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成10年までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに減少傾向にある。ただし、年齢階級別にみると、25歳以上では総じて減少傾向にある一方で、20歳未満では増加傾向にあるなど、全体として若年層の割合が高くなってきている。これには、人工妊娠中絶が女性の

第1-6-3図 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移



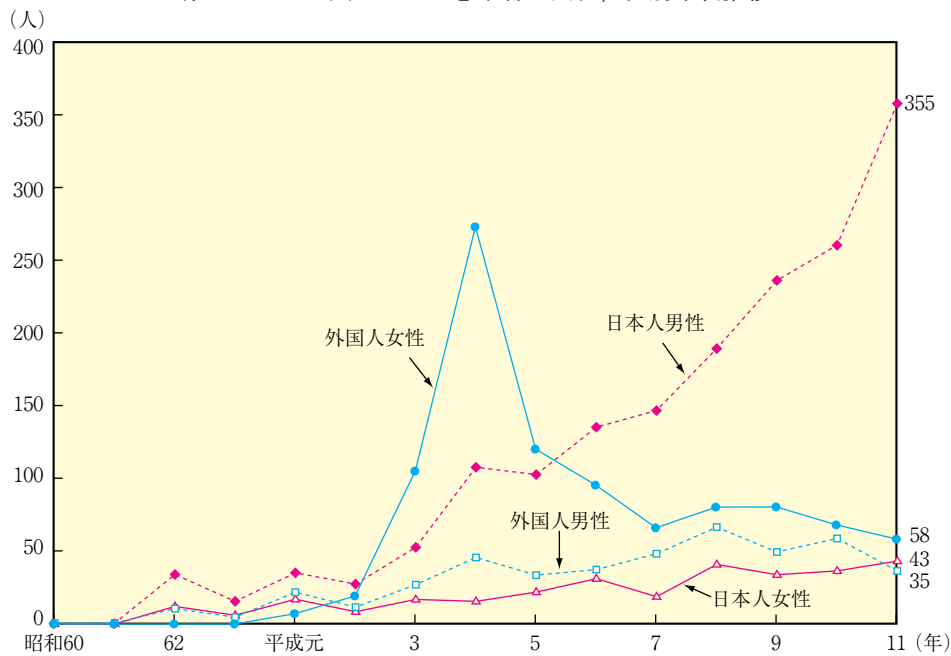
心身に及ぼす影響に対する認識や安全な避妊の知識が十分でないことも影響していると考えられる（第1-6-3図）。

（総じて増加基調にあるHIV感染者とエイズ患者）

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者とは、HIVと呼ばれるエイズウイルスに感染している者を指す。一方、エイズ（後天性免疫不全症候群）患者とは、免疫の機能が低下したHIV感染者が、カリニ肺炎等指定された日和見感染症のどれかにかかったことを指す。

我が国におけるHIV感染者の年次推移をみると、平成4年をピークに減少傾向にあったが、7年からは増加傾向に転じている。なかでも日本人男性の伸びが近年著しく、11年には全体の7割強を占めている。日本人女性も、緩やかな増加傾向にある。一方、エイズ患者数の年次推移をみると、同様に日本人男性の増加が著しく、11年には289人中205人と全体の約7割を占めている。なお、日本人女性、外国人男性、外国人女性も、総じて増加基調にある（第1-6-4図）。

第1-6-4図 HIV感染者の国籍、性別年次推移



資料出所：厚生労働省調べ

（女性に特有の疾病）

女性に特有ながんとして、乳がん、子宮がんなどがあり、女性に多く見られる疾病として、骨粗しょう症がある。これらの疾病の総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成8年）でみると、乳がんは19.4万人、子宮がんは8万人となっている。また、骨粗しょう症の9割以上、45.5万人が女性であるが、その約96%が55歳以上に集中しており、受療率でみると75歳以上の後期高齢者で特に高くなっている。

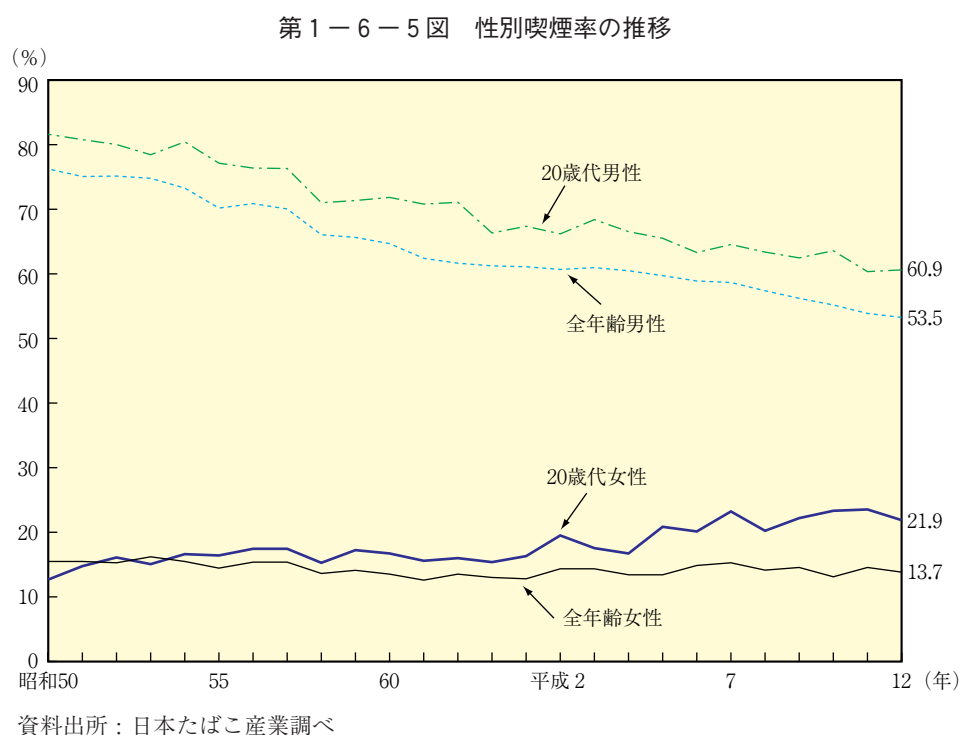
（若年層に多い性感染症）

性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、淋菌感染症などの性感染症は、感染しても無症状、又は症状が比較的軽微な場合が多いため治療されず放置されることもあるが、不妊症や生殖器がんの発生など、さまざまな合併症をもたらす危険性がある。

女性の性感染症報告者をみると、総じて20歳代前半を中心とする若年層に多く見られるが、生殖年齢にある女性が感染した場合、母子感染により次世代にも影響を及ぼす危険性が指摘されている。

（20代女性で高い喫煙率）

喫煙率は、男女とも20歳代が最も高く、高齢層になるほど低い傾向にある。推移をみると、男性の喫煙率が全年齢、20歳代共に低下し、女性全体としてもほぼ横ばいとなっている一方で、20歳代女性の喫煙率は昭和50年の12.7%から平成12年の21.9%と大幅に上昇している（第1-6-5図）。



妊娠中の喫煙は、低体重児の出生や早産、自然流産、周産期死亡の危険性を高めるといった弊害がある。

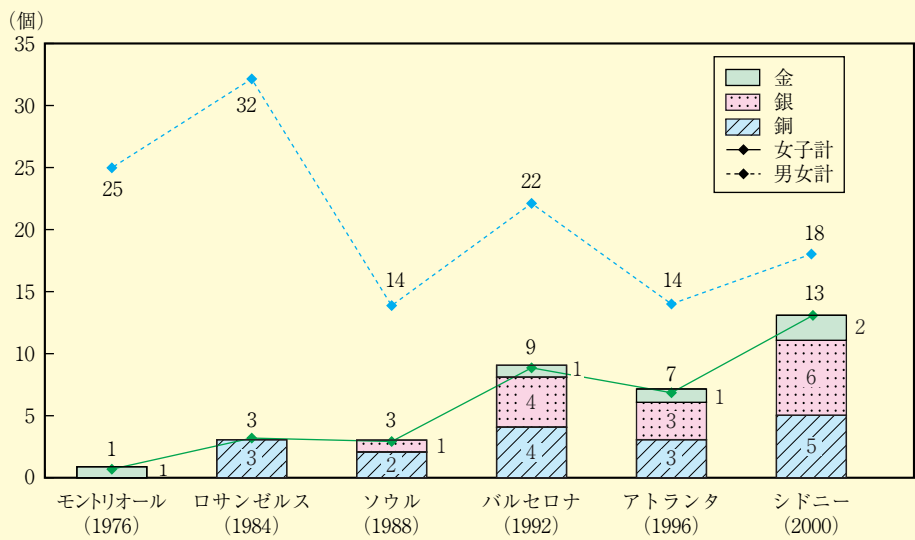
女性が、その生涯を通じて健康を保持できるようにしていくためには、性と生殖に関することを含め、自らの健康について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていくことが重要である。

スポーツにおける女性の活躍と参加拡大

シドニーオリンピックでは、女子マラソンの高橋尚子選手と柔道48キロ級の田村亮子選手が金メダルを獲得した。全体でも、1976（昭和51）年のモントリオールオリンピックでは1であった女子のメダル数は、シドニーオリンピックでは13個（金メダル2，銀メダル6，銅メダル5）と大きく増加し、男子のメダル数を初めて上回った。

オリンピックの正式種目をみると、柔道などそれまで男子種目しかなかった競技でも女子種目が認められてきており、シドニーオリンピック（28競技300種目で開催）で新たに正式種目として認められた2競技35種目のうち、ウエイトリフティングなど22種目が女子種目であるなど、近年女子種目の増加が著しい。

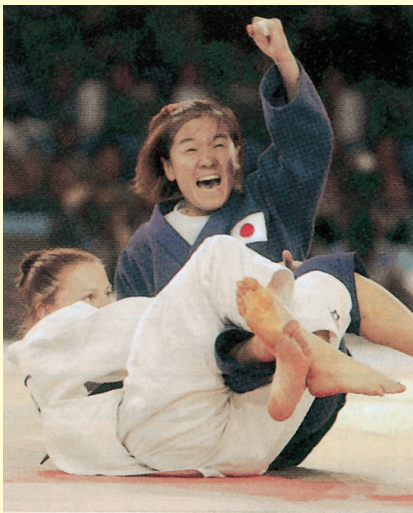
オリンピック競技大会におけるメダル獲得数（女子）



資料出所：文部科学省調べ



高橋尚子選手（女子マラソン）
[写真提供・共同通信社]



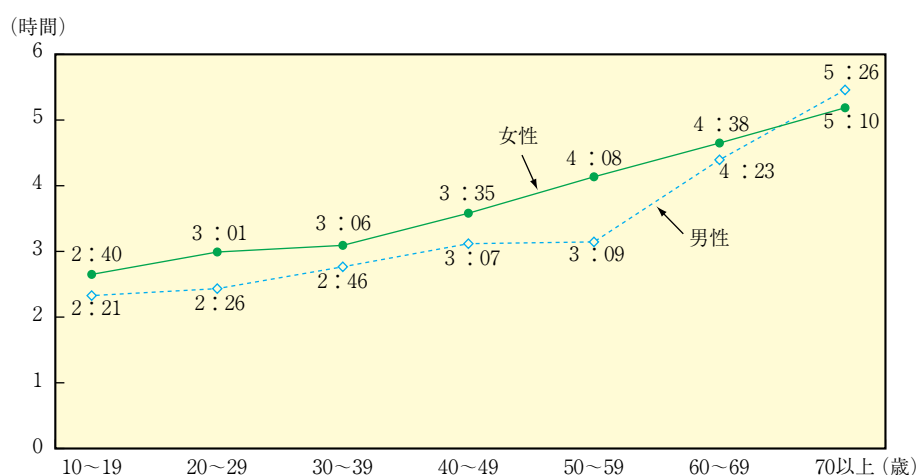
田村亮子選手（柔道48キロ級）
[写真提供・共同通信社]

第7章 メディアにおける女性の人権

（高齢者ほど多いテレビの視聴時間）

マスメディアへの接触時間について、その大部分を占めるテレビの視聴時間をみると、高齢者ほど長く、70歳以上の女性では1日当たり5時間を超えている。男女別に見ると、総じて各年代とも女性の方が長くなっている（第1－7－1図）。

第1－7－1図 性・年齢階級別にみたテレビの視聴時間



資料出所：NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」（平成12年）

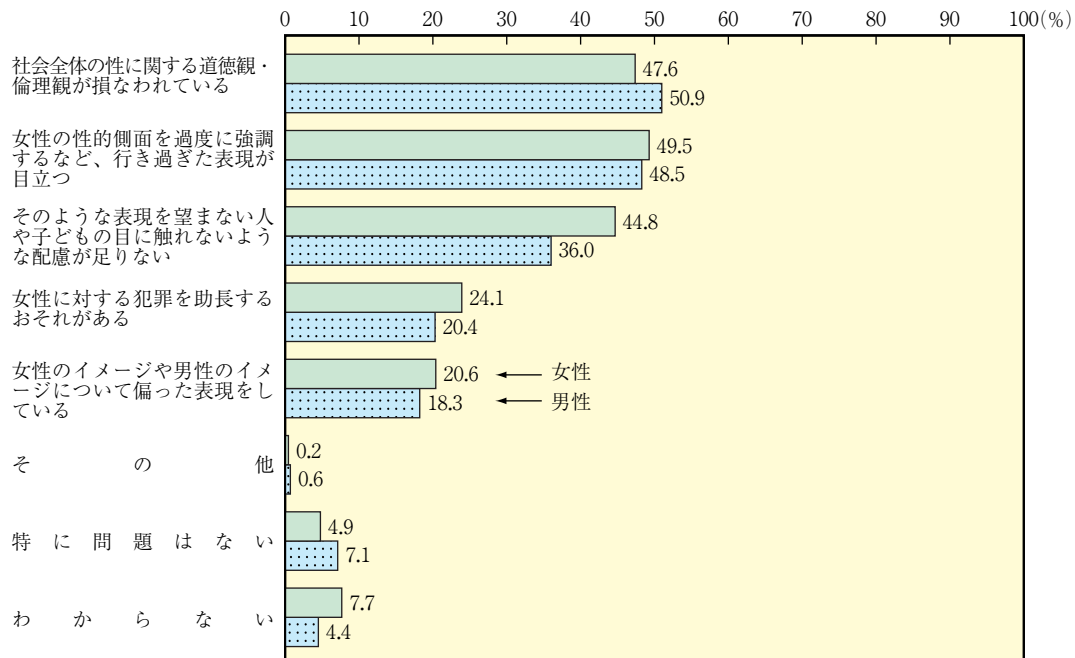
（メディアにおける性・暴力表現に対する考え方）

一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも現状においては少なくない。

メディアにおける性・暴力表現に対する考え方をみると、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」を挙げた者の割合がともに49.1%と高く、次いで「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」を挙げる者が多い（第1－7－2図）。

一方、一部のメディアでは、人権侵害等に関して、読者、視聴者の意見を反映させるための第三者機関を設置する等の取組が行われている。例えば、放送分野においては、権利侵害に対する苦情を扱うBRO（放送と人権等権利に関する委員会機構）や、青少年と放送番組に関する意見を扱う「放送と青少年に関する委員会」が設置されており、このようなメディアによる自主的な取組が進展することが期待される。

第1-7-2図 メディアにおける性・暴力表現に対する考え方



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」（平成12年）

（情報通信の高度化の問題点）

近年の高度情報化の進展はめざましく、家庭でも情報関連機器の普及が進んでいる。

一方で、情報通信の高度化の進展は、様々な問題点をもたらす。情報通信の高度化の問題点についての考え方をみると、「プライバシーの侵害や情報通信を利用した誹謗中傷が横行する」、「情報通信を利用した虚偽情報の提供等の犯罪が増加する」を挙げる者の割合が多く、次いで「情報利用弱者が取り残される」、「多種多様な大量の情報が氾濫し、物事の判断が難しくなる」となっており、情報通信の高度化の進展について、利点だけでなく様々な問題点も感じていることがうかがえる（第1-7-3図）。

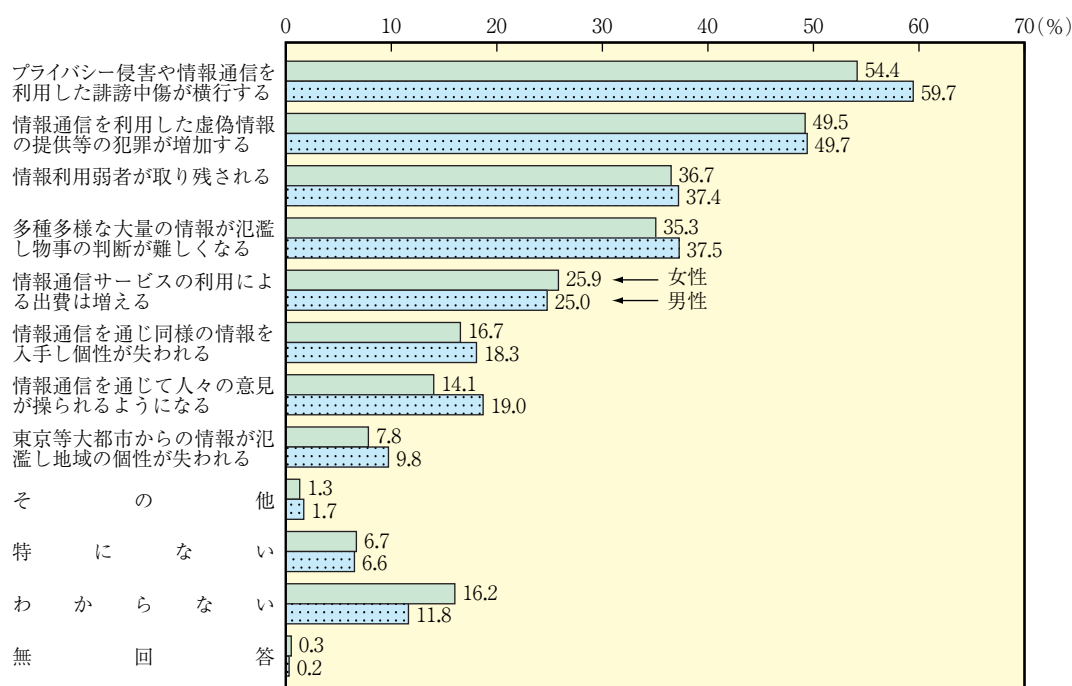
（家庭でもIT化が進展、利用率には男女差）

総務省「通信利用動向調査」によると、平成11年には、4割弱の世帯がパソコンを保有し、約2割の世帯でインターネットを利用している。インターネットの利用用途をみると、身近な情報の入手や、特定の相手とのメールの送受信、ビジネス情報・資料の入手が多く、いずれも過半数を占めている。

情報関連機器の個人利用率を性・年齢階級別にみると、総じて若年層、男性の方が利用率が高い傾向にあり、20歳代に男女間の利用率の差はほとんどみられないが、特に40歳以上では男女に大きな開きがみられる（第1-7-4図）。

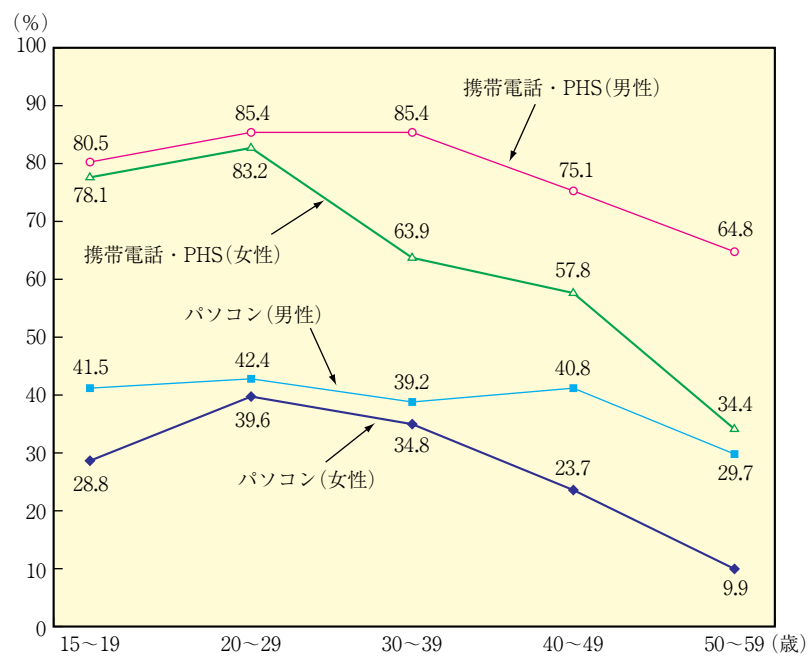
第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-7-3図 情報通信の高度化の問題点



資料出所：内閣府「国民生活選好度調査」（平成11年）

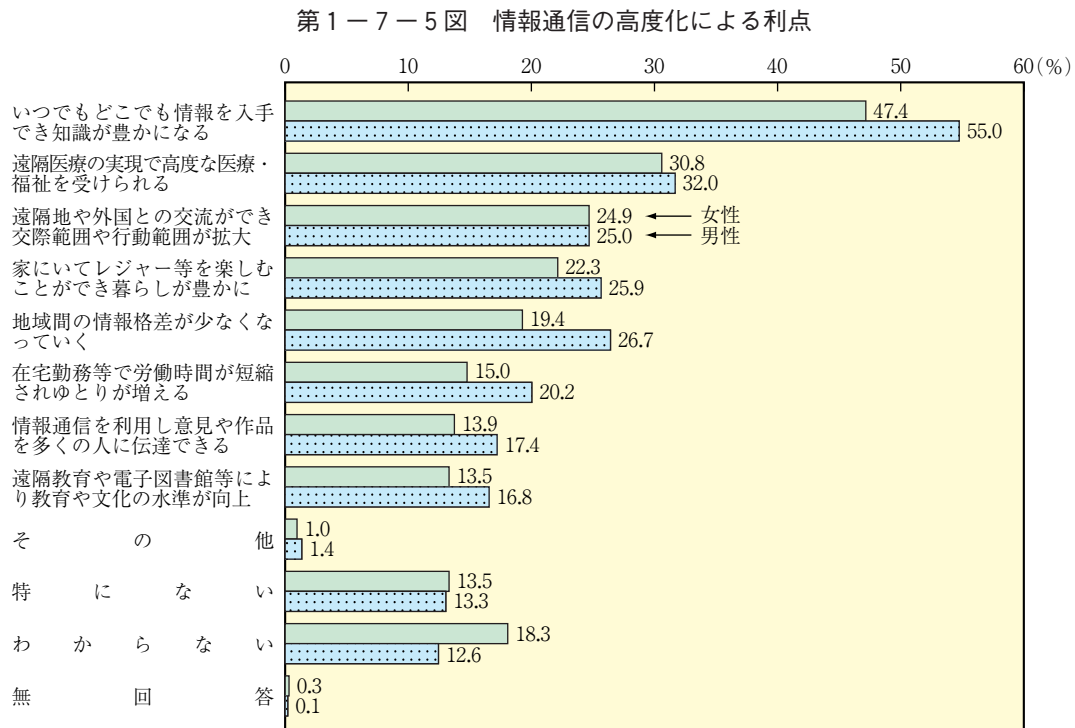
第1-7-4図 性・年齢階級別にみた情報関連機器の個人利用率



資料出所：野村総合研究所「情報機器やサービスの利用に関するアンケート」（平成12年9月）

（女性で低い情報通信の高度化の利点への意識）

情報通信の高度化による利点への意識についてみると、「いつでも、どこでも欲しい情報を入手できるようになり、知識が豊かになる」が多く、男女とも年齢が若い人ほど利点を挙げる者の割合が高い（第1－7－5図）。なお、総じて40歳以上の女性では、同年代の男性と比べ、利点を挙げる者の割合が低く、「わからない」とする者の割合が高くなっている。



資料出所：内閣府「国民生活選好度調査」（平成11年）

これらのデータからは、特に40歳以上の層を中心に、女性が情報通信の高度化の恩恵を十分に享受できず、情報活用能力の差が生じていることがうかがえる。こうした能力の差を是正し、情報通信技術の恵沢をあまねく享受できるよう取組を進めていくことが望まれる。

第8章 男女共同参画を推進する教育・学習

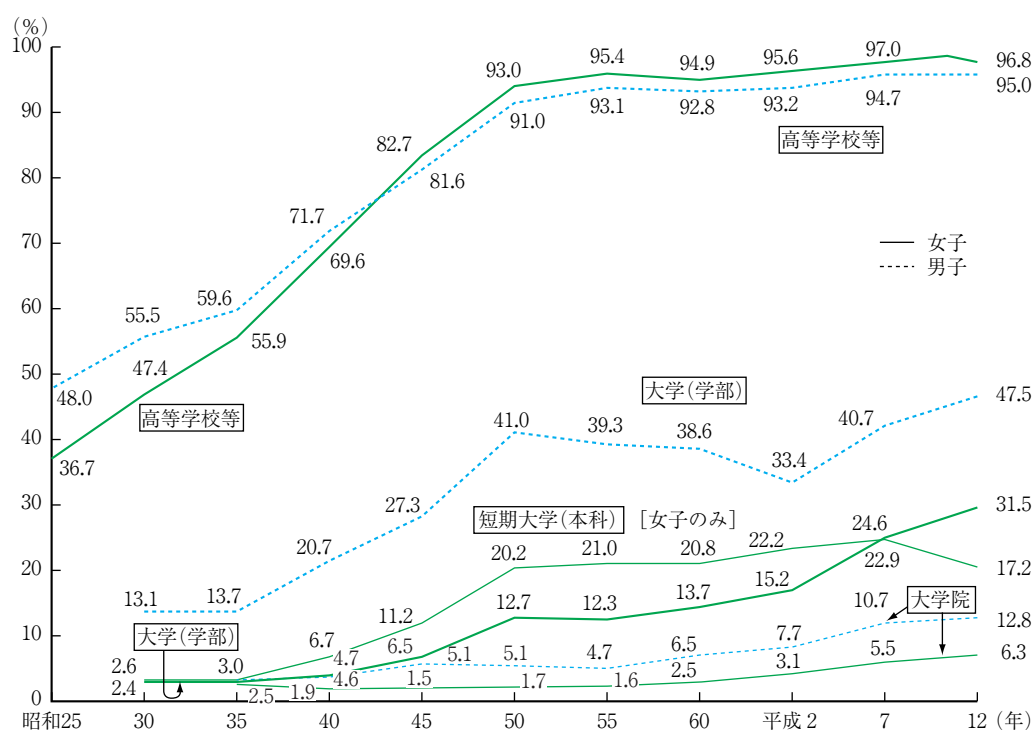
男女共同参画基本計画では、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するための男女平等を推進する教育・学習の充実とともに、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するための生涯学習の振興について指摘している。

そこで、本章では、男女共同参画を推進する教育・学習に関する状況をみることにする。

（学校種類別進学率の推移）

学校種類別の男女の進学率をみると、女性の高等学校等（通信制課程への進学者を除く。）への進学率は平成12年度では96.8%となっており、男性の95.0%を上回っている。

第1－8－1図 学校種類別進学率の推移



- 注：(1) 高等学校等…中学校卒業者のうち、高等学校等の本科・別科・高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない。また、高等学校の通信課程（本科）への進学者を除く。）の占める比率
 (2) 大学（学部）・短期大学（本科）…浪人を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（浪人を含む。）を3年前の中学校卒業者数で除した比率
 (3) 大学院…大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

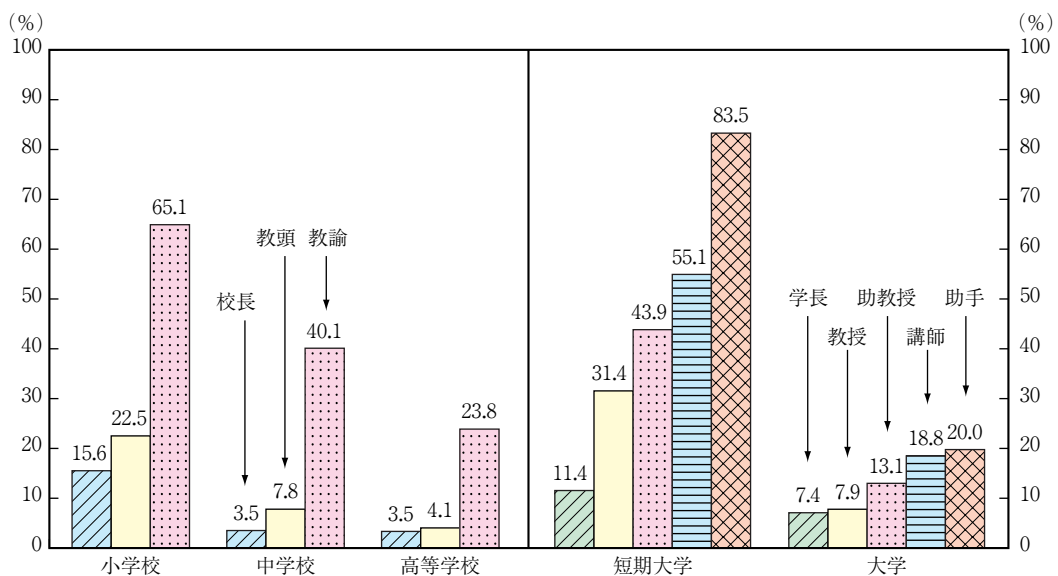
平成12年度の高等教育機関への進学率についてみると、男性の大学（学部）への進学率は47.5%である。一方、女性は大学（学部）と短期大学（本科）を合わせて48.7%となるが、この内訳をみると、大学（学部）が31.5%、短期大学（本科）が17.2%である。女子の大学（学部）への進学率は近年上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は近年低下傾向にある（第1-8-1図）。

（上位の職に少ない女性教員の割合）

初等中等教育について女性教員の割合をみると、小学校では6割を占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっており、また、校長及び教頭に占める女性の割合は、近年上昇しているものの教諭に比べて全般的に低い。

高等教育機関でも、女性教員の割合は短期大学で4割を超えているが、大学では1割台にとどまっており、特に教授、学長に占める女性の割合は低くなっている（第1-8-2図）。

第1-8-2図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）



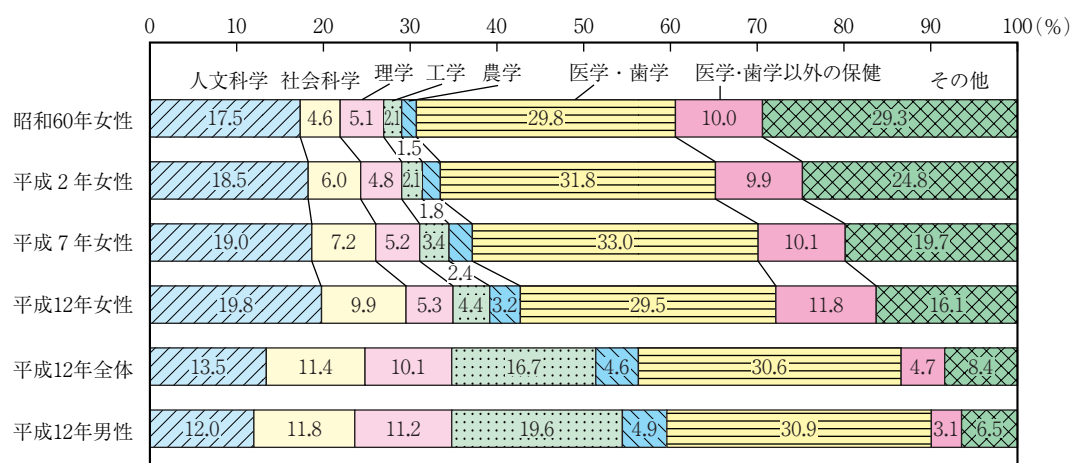
資料出所：文部科学省「学校基本調査」（平成12年度）

（小さくなる女性の研究者の専門分野の偏り）

第1-8-3図は、大学等における女性の研究本務者の専門分野別構成をみたものである。男性と比較すると、女性は人文科学及び医学・歯学以外の保健の占める割合が高く、社会科学、理学、工学及び農学などの占める割合が低い。昭和60年と平成12年で比較すると、社会科学、工学、農学などの割合が増加しており、傾向としては、わずかながらあるが、女性の専門分野の偏りが小さくなっていることがわかる。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-8-3図 大学等における専門別研究本務者

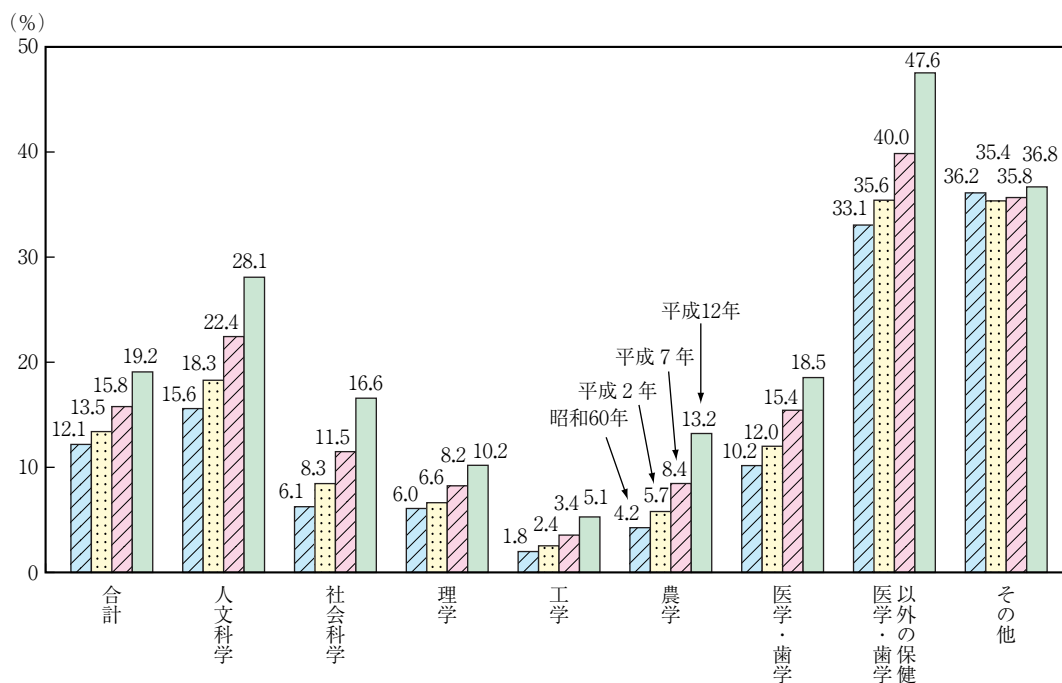


資料出所：総務省「科学技術研究調査」

(各専門分野で増加する女性の研究者の割合)

第1-8-4図は、大学等における研究本務者の専門分野に占める女性の割合をみたものである。昭和60年と平成12年を比較すると、人文科学（12.5ポイント増）、社会科学（10.5ポイント増）、理学（4.2ポイント増）、工学（3.3ポイント増）、農学（9.0ポイント増）、医学・歯学（8.3ポイント増）、医学・歯学以外の保健（14.5ポイント増）などの各専門分野において、女性の占める割合は増加していることがわかる。

第1-8-4図 大学等における専門別研究本務者に占める女性の割合



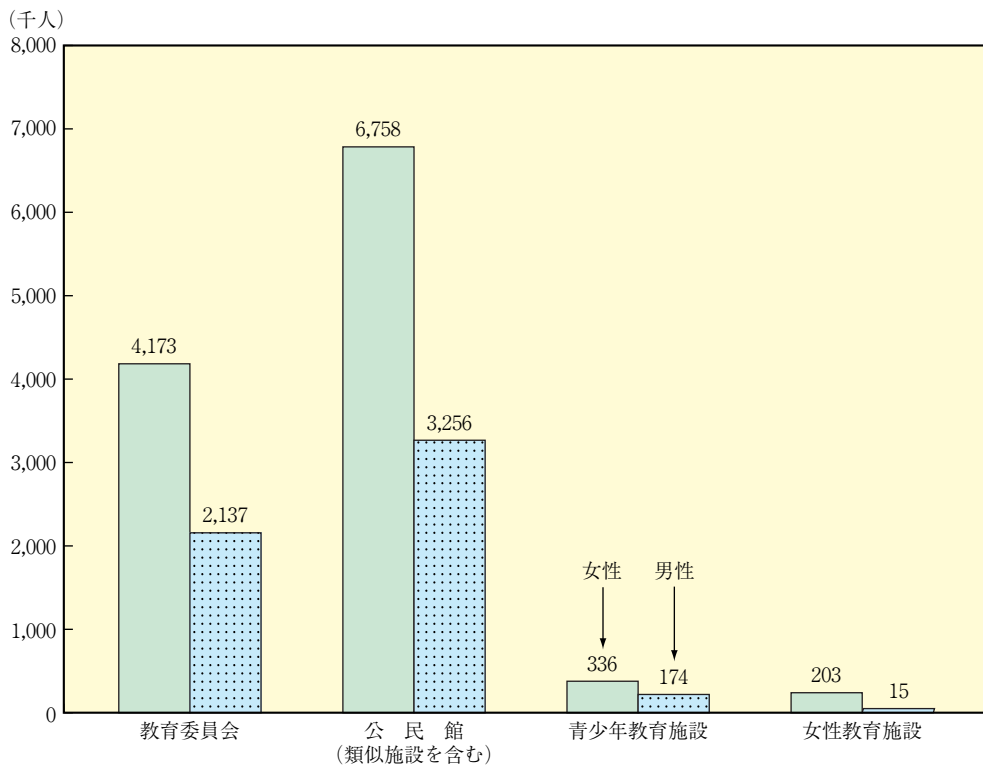
資料出所：総務省「科学技術研究調査」

(活発な女性の学習活動)

男女共同参画社会を実現していくためには、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進していくことが重要である。

生涯学習の一つの例として、教育委員会及び社会教育施設が開設する学級・講座等の受講者数をみると、主に女性により利用されている女性教育施設で女性の受講者数が男性の14倍に上っていることを別としても、教育委員会、公民館、青少年教育施設のいずれでも受講者数は女性が男性の2倍前後になっている。数字からみる限り、女性は男性に比べて社会教育施設等を利用した学習活動を活発に行っているといえる（第1－8－5図）。

第1－8－5図 教育委員会及び社会教育施設における学級・講座の受講者数



注：(1) 平成10年度の実績である。

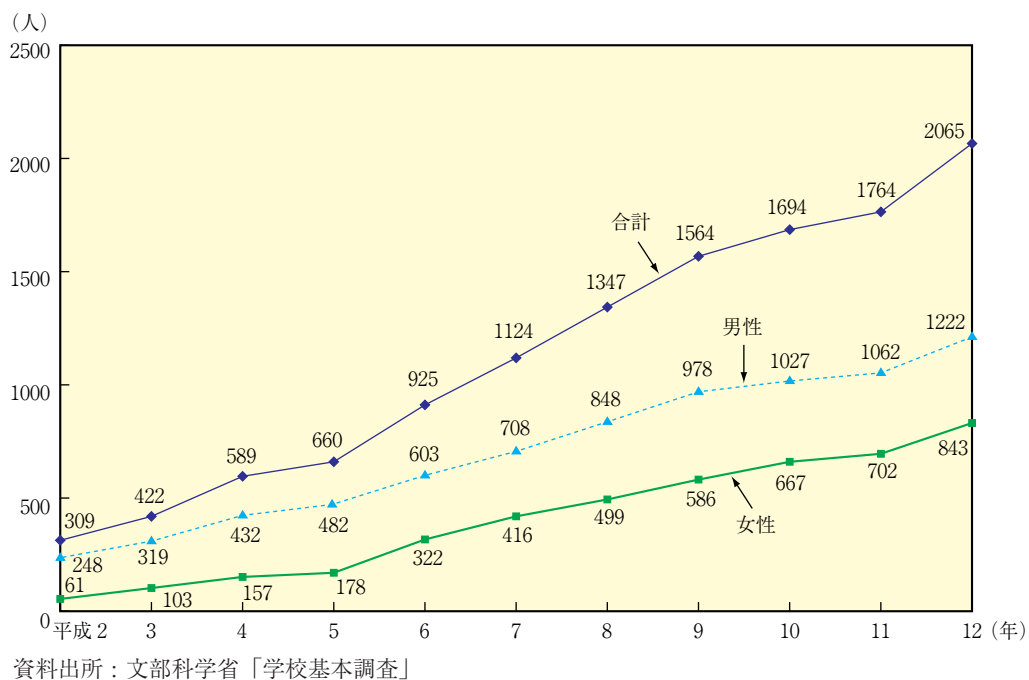
(2) 「女性教育施設」は、「婦人教育施設」として調査している。

資料出所：文部科学省「社会教育調査」（平成11年度）

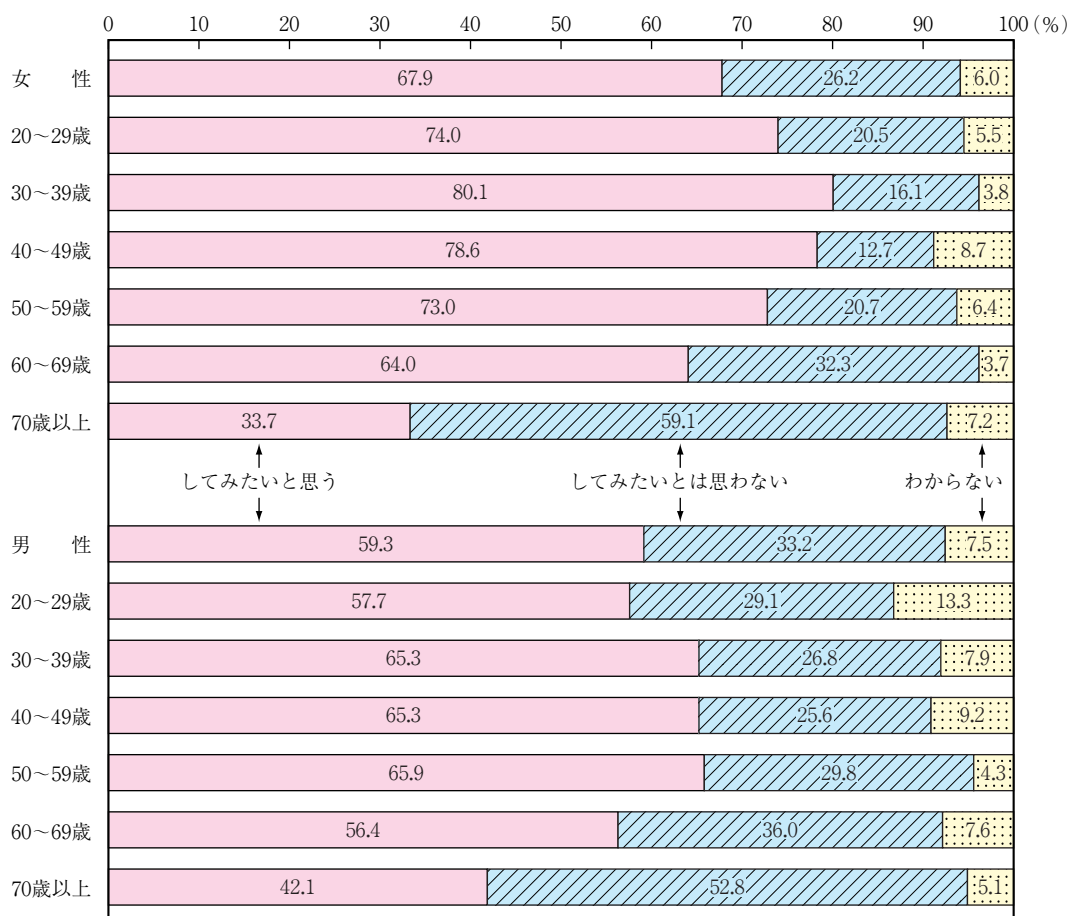
また、近年の経済社会の発展や技術革新の進展等に対応して、生涯にわたって高度の知識・技術を習得したいという社会人のニーズにこたえるため、専ら夜間に教育を行う夜間大学院が開設されている。第1－8－6図は、夜間大学院の学生数の推移をみたものである。平成12年の夜間大学院の学生数は、女性で843人、男性で1,222人と男性の学生数が女性の学生数を上回っているが、女性についても12年の学生数は2年の学生数のおよそ14倍と大幅な増加がみられる。

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1-8-6図 大学院（夜間）の学生数の推移



第1-8-7図 生涯学習に対する今後の意向



資料出所：内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成11年）

(女性で強い生涯学習に対する今後の意向)

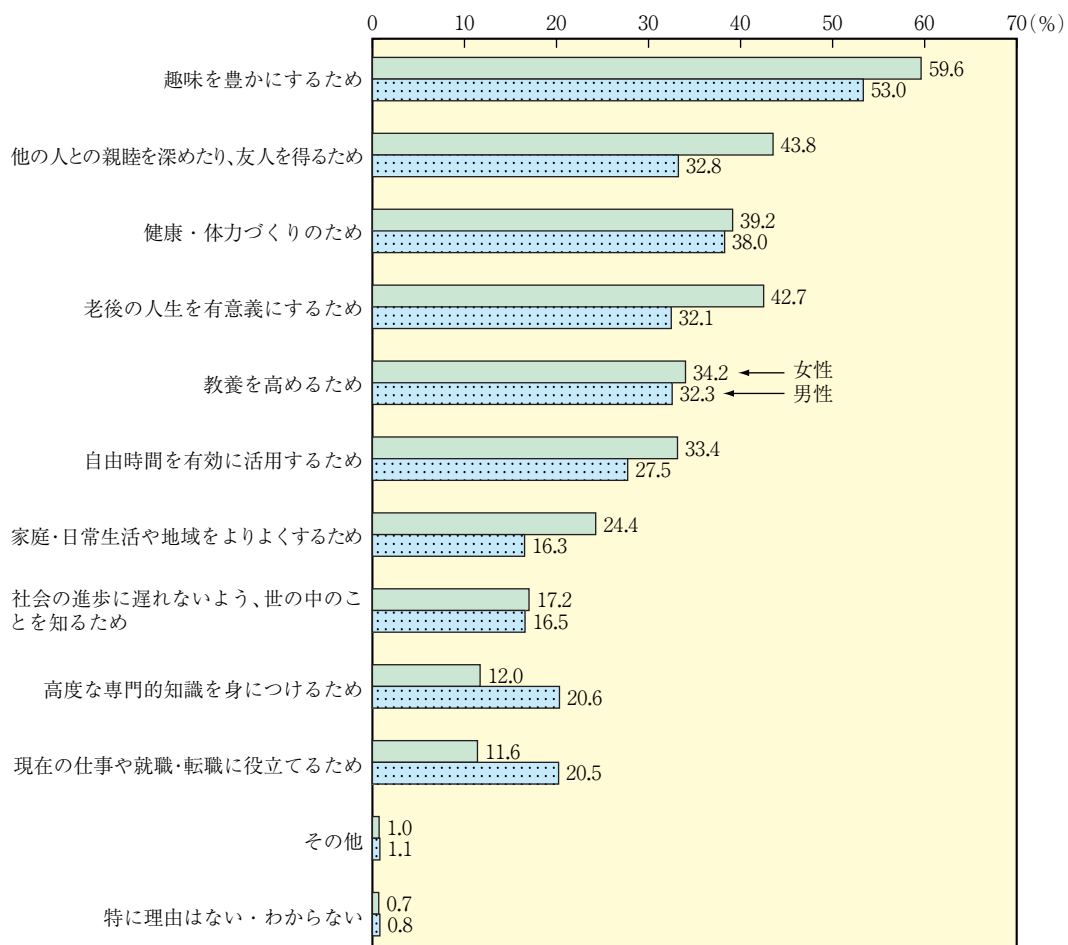
第1-8-7図は、生涯学習に対する今後の意向をみたものである。「今後、生涯学習をしてみたいと思う」と答えた者の割合は女性で67.9%、男性で59.3%であり、男性に比べて女性の方が生涯学習に対する今後の意向が強い。特に、女性の30歳代及び40歳代は8割程度の者が「してみたいと思う」と答えており、生涯学習に対する今後の意向が極めて強いことがうかがわれる。

(男女で異なる生涯学習を行う目的)

次に、生涯学習をしてみたい理由を男女別にみる。

生涯学習をしてみたい理由として答えた者の割合が、女性の方が男性より多いものは、「趣味を豊かにするため」(6.6ポイント差)、「他の人との親睦を深めたり、友人を得るため」(11ポイント差)、「老後の人生を有意義にするため」(10.6ポイント差)、「自由時間を有効に活用するため」(5.9ポイント差)「家庭・日常生活や地域をよりよくするため」(8.1ポ

第1-8-8図 生涯学習をしてみたい理由



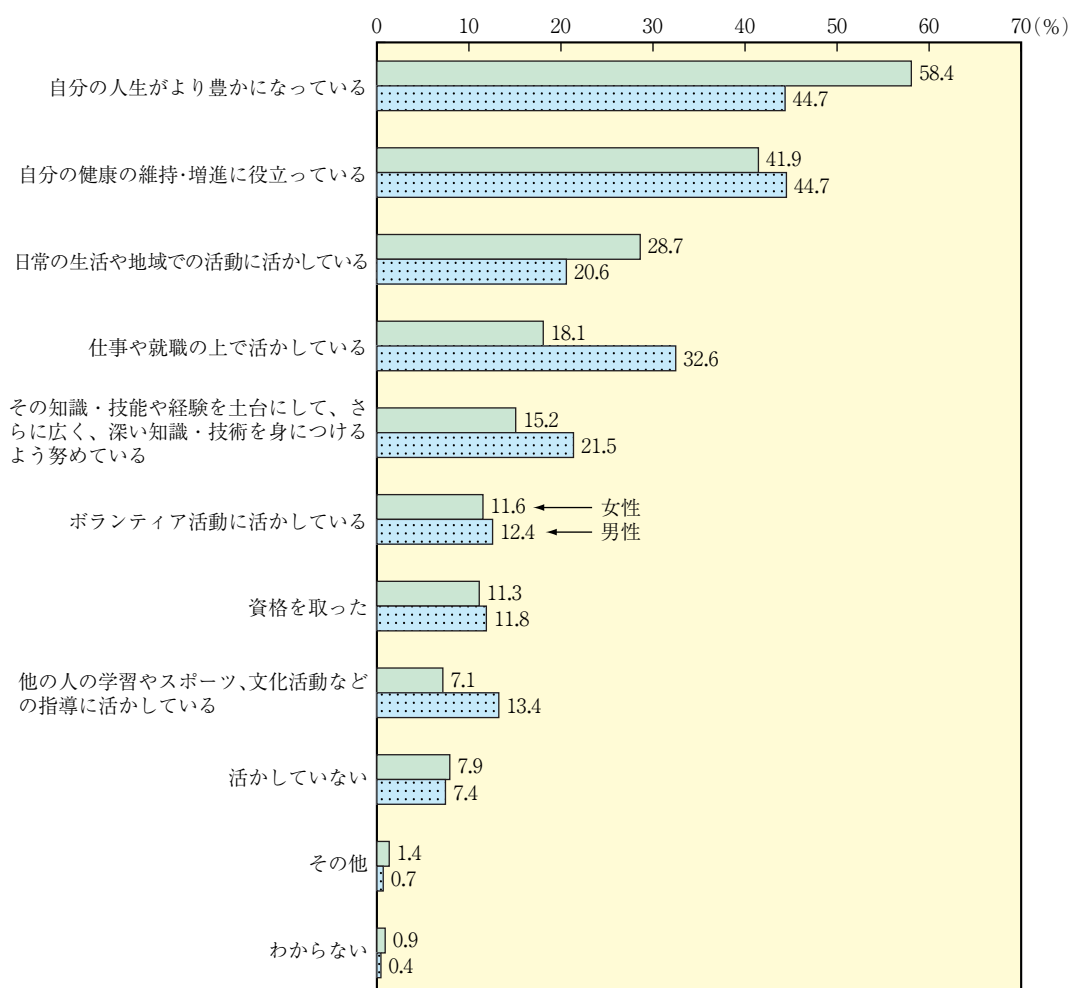
資料出所：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成11年)

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

イント差) などであり, 逆に男性の方が女性より多いものは, 「高度な専門的知識を身につけるため」(8.6ポイント差), 「現在の仕事や就職・転職に役立てるため」(8.9ポイント差) などである(第1-8-8図)。

また, 生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験をどのようにいかしているかについては, 「自分の人生がより豊かになっている」(13.7ポイント差), 「日常生活や地域での活動に活かしている」(8.1ポイント差) など女性男性を上回っている一方, 「仕事や就職の上で活かしている」(14.5ポイント差), 「その知識・技能や経験を土台にして, さらに広く, 深い知識・技術を身につけるよう努めている」(6.3ポイント差) など男性女性を上回っている(第1-8-9図)。

第1-8-9図 生涯学習の成果の活用状況



資料出所：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成11年)

生涯学習社会の構築は, 女性も男性も生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができその成果が適切に評価されるという点で, 男女共同参画社会の形成と密接に関連す

る。しかしながら、これまでのところ、生涯学習をしてみたい理由や生涯学習の成果の活用については男女に違いが見られる状況にあるが、この背景には性別による固定的役割分担の意識や実態も影響していると考えられる。男女共同参画社会の形成に向けて、今後は、女性が生涯学習によって高度な専門的知識を習得し、その成果を職業にいかし、あるいは、男性が職場においてのみならず、自分の人生をより豊かにしたり日常の生活や地域での活動にその成果をいかすなどにより、生涯学習の成果が男女を問わず様々な分野で活用され、あらゆる領域での男女共同参画が進むことが期待される。